

第1章 総 則

新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第1章 総則 第1節 目的 (本文省略) (解説) この施行指針において<u>法</u>等とは、主に次のものをいう。 1～7 (略) 第2節 (略) 第3節 適用範囲 この施行指針は、<u>管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定工事事業者」という。）に適用する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項および次項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、その指定工事事業者にも適用する。（法第3条第5項および第16条の2第1項）（条例第9条第1項および第2項）（条例第9条の2第1項）</u> 第4節 (略) 第5節 工事の種類 工事の種類は新設、改造、修繕、または撤去の工事である。 (条例第9条) <u>工事の種類（詳細）は解説による。</u> (解説) 工事の種類<u>（詳細）</u>は、次のとおりとする。 1 新設工事とは、水道<u>加入権利</u>のない土地または家屋<u>等</u>に新たに給水装置を設置するものである。 2～6 (略) 7 (本文略) (1)～(2) (略) (3) 3m以内のメーター移動工事（管種・管径・<u>経路</u>を変えないこと。）<u>なお、メーターの設置位置が道路境界より1.5m以上となる場合は誓約書を提出すること。</u>	第1章 総則 第1節 目的 (本文省略) (解説) この施行指針において<u>条例</u>等とは、主に次のものをいう。 1～7 (略) 第2節 (略) 第3節 適用範囲 この施行指針は、<u>秋田市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が行う工事について適用する。（法第16条の2第1項）（条例第9条の2第1項）</u> 第4節 (略) 第5節 工事の種類 工事の種類は新設、改造、修繕、または撤去の工事である。 (条例第9条) (解説) 工事の種類は、次のとおりとする。 1 新設工事とは、水道のない土地または家屋に新たに給水装置を設置するものである。 2～6 (略) 7 (本文略) (1)～(2) (略) (3) 3m以内のメーター移動工事（管種・管径を変えないこと。）

工事完成後にメーター移動届（様式第1号）および平面図（A3）を提出すること。

8 その他、消火栓設置工事等である。

第6節 （略）

第7節 指定給水装置工事事業者制度

工事を行う者は、「第3節 適用範囲」に記載する指定工事事業者でなければならない。（法第3条第5項および16条の2第1項）（条例第9条第1項および第2項）（条例第9条の2第1項）

（解説）

1 管理者は、法第16条の2第1項の指定の申請をした者が、法第25条の3で規定する指定の基準に適合していると認めるときは、指定しなければならない。（様式第2号、第3号、第4号）

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定工事事業者の施行した工事に係るものでないときは給水停止ができる。

（法第16条の2第3項、条例第7条第1項、条例第18条第1項、条例第38条第1項第2号）

※ 条例第7条第1項および18条第1項に基づき、給水装置の新設等（給水契約含む）の申込みは管理者の承認を受けていない場合、条例第38条に基づき給水停止の対象となる。

3 指定工事事業者以外でも施行できる工事は、法第16条の2第3項および施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更で、単独水栓の取替えおよび補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

第8節 指定工事事業者の事業運営の基準等

1 事業の基準

指定工事事業者は、次に定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

（1）～（6） （略）

2 違反行為等への処分

指定工事事業者に違反行為等があった場合、「秋田市指定工事事業者の処分に関する要綱」に基づき、厳

工事完成後にメーター移動届（様式第1号）および平面図（A3）を提出すること。

8 その他とは、消火栓設置工事等である。

第6節 （略）

第7節 指定給水装置工事事業者制度

工事を行う者は、管理者の指定を受けた工事業者でなければならない。（条例第9条の1）

（解説）

1 管理者は、法第16条の2第1項の指定の申請をした者が、法第25条の3で規定する指定の基準に適合していると認めるときは、指定しなければならない。（様式第2号、第3号、第4号）

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定工事業者の施行した工事に係るものでないときは給水停止ができる。

（法第16条の2第3項、条例第38条第1項第2号）

注）条例第38条第1項第2号によれば、給水装置の新設等（給水契約含む）の申込みは管理者の承認を受けなければならない。

3 指定工事業者でなくとも施行できる工事は、法第16条の2第3項および施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更で、単独水栓の取替えおよび補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

第8節 指定工事業者の事業運営の基準等

1 事業の基準

指定工事業者は、次に定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

（1）～（6） （略）

2 違反行為等への処分

指定工事業者に違反行為等があった場合、「秋田市指定工事業者の処分に関する要綱」に基づき、厳正な処

正な処分を行うことになるため、十分留意しなければならない。

3 変更の届出等

指定工事事業者は、指定申請の事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止もしくは再開したときは、管理者に届け出なければならない。（様式第5号、第6号）（法第25条の7）

4 主任技術者の選任

指定工事事業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に主任技術者を選任しなければならない。（様式第7号）（施行規則第21条第1項）

5 個人情報の保護

工事の施工に伴う個人情報は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利・利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

（解説）

1 指定工事事業者は、施行規則第36条に規定する事業運営の基準に従って事業を行わなければならない。

2 （略）

3 指定工事事業者が3年間保存しなければならない工事に係る記録については、特に様式の定めはなく、申込書の写しを活用するなど、事務の遂行に最も都合がよい方法で保存すること。

4 指定工事事業者は、法第25条の7に規定する事項に変更があったときは、関係書類を添えて、次の区分により管理者に届け出なければならない。（施行規則第35条）

（1）～（3） （略）

第9節 主任技術者の職務と役割

1～2 （略）

（解説）

1 （本文略）

（1）～（6） （略）

（7）水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

分を行うことになるため、十分留意しなければならない。

3 変更の届出等

指定工事事業者は、指定申請の事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止もしくは再開したときは、管理者に届け出なければならない。（様式第5号、第6号）（法第25条の7）

4 主任技術者の選任

指定工事事業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に主任技術者を選任しなければならない。（様式第7号）（施行規則第21条第1項）

5 個人情報の保護

工事の施工に伴う個人情報は、個人情報の保護による法律および個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利・利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

（解説）

1 指定工事事業者は、施行規則第36条に規定する事業運営の基準に従って事業を行わなければならない。

2 （略）

3 指定工事事業者が3年間保存しなければならない工事に係る記録については、特に様式の定めはなく、申込書の写しを活用するなど、事務の遂行に最も都合がよい方法で保存すること。

4 指定工事事業者は、施行規則第36条に規定する事項に変更があったときは、関係書類を添えて、次の区分により管理者に届け出なければならない。（施行規則第35条）

（1）～（3） （略）

第9節 主任技術者の職務と役割

1～2 （略）

（解説）

1 （本文略）

（1）～（6） （略）

（7）水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

2～3 （略）

2～3 (略) 4 主任技術者は、配管工等工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要とならなければならない。	4 主任技術者は、配管工等工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと<u>の</u>相互信頼関係の要とならなければならない。
---	--

第2章 指定編

「指定工事業者の手続きについて」

新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第2章 指定工事事業者の手続きについて 第1節 指定工事事業者の指定等の手続きについて 指定工事事業者は、<u>法第25条</u>の2第1項により指定の申請を行い、指定に当たっては法第25条の3で規定する指定の基準を満たす者でなければならない。 なお、令和元年10月1日より水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、有効期間を5年とする指定の更新制度が導入され、<u>更新手続きが必要となっている。</u> 第2節 指定等の手続きの内容 指定工事事業者の指定、更新および再開の手続きは以下のとおりとする。 <pre> graph TD A[指定給水装置工事事業者申請者] --> B[申請書提出 新規の場合：様式第2、3、4号 更新の場合：様式第2、3、4、75号 再開の場合：様式第6号（廃止、休止も同様式） 指定および更新手数料納付（再開の場合は不要）] B -- 書類不備 --> C[書類訂正] C --> A B --> D[主任技術者の選任 2週間以内で選任すること。（同時申請可能） （様式第7号）] D -- 書類不備 --> C D --> E[書類審査] E --> F[指定工事事業者認定] F --> G[事業者証発行] G --> H[指定工事事業者指定完了] H --> I[告示] </pre> 第3節 申請手順 指定工事事業者の指定を受けるためには、下記の手順により申請書等に記入し、さらに主任技術者を選任しなければならない。 （略） - 主な添付書類 （1）～（3）（略） （4）<u>雇用保険被保険者資格取得確認等通知書、源泉徴収簿その他の主任技術者の選任の証明となる書</u>	第2章 指定工事事業者の手続きについて 第1節 指定工事事業者の指定等の手続きについて 指定工事事業者は、<u>法第16条</u>の2第1項により指定の申請を行い、指定に当たっては法第25条の3で規定する指定の基準を満たす者でなければならない。 なお、令和元年10月1日より水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、有効期間5年の指定の更新制度が導入され、更新手続きが必要となる。 第2節 指定等の手続きの内容 指定工事事業者の指定、更新および再開の手続きは以下のとおりとする。 <pre> graph TD A[指定給水装置工事事業者申請者] --> B[申請書提出 新規の場合：様式第2、3、4号 更新の場合：様式第2、3、4、75号 再開の場合：様式第6号（廃止、休止も同様式） 指定および更新手数料納付（再開の場合は不要）] B -- 書類不備 --> C[書類訂正] C --> A B --> D[主任技術者の選任 2週間以内で選任すること。（同時申請可能） （様式第7号）] D -- 書類不備 --> C D --> E[書類審査] E --> F[指定工事事業者認定] F --> G[事業者証発行] G --> H[指定工事事業者指定完了] H --> I[告示] </pre> 第3節 申請手順 指定工事事業者の指定を受けるためには、下記の手順により申請書等に記入し、さらに主任技術者を選任しなければならない。 （略） - 主な添付書類 （1）～（3）（略） （4）<u>外部研修の受講実施履歴等および配管技能の資格を証明する資格者等の写し（指定更新のみ）</u>

類 1 部

(5) 外部研修の受講実施履歴等および配管技能の資格を証明する資格者等の写し（指定更新のみ） 1 部

第 4 節 指定工事事業者の指定事項の変更および廃止等の手続について

指定工事事業者は、下記の事由が発生した場合、法第 25 条の 7 に基づき施行規則第 34 条および同規則第 35 条の定めるところにより、速やかに上下水道局に届出なければならない。また、主任技術者に異動事由が発生した場合は、法第 25 条の 4 第 1 項および第 2 項により、選任又は解任を届出なければならない。

(1)～(3) (略)

第 5 節 指定工事事業者の更新手続について

法第 16 条の 2 第 1 項の指定は、法第 25 条の 3 の 2 に基づき、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うことから、更新申請が必要となる。

なお、指定の更新に当たっては、新規登録申請時の必要書類等に加えて、更新時確認書（様式第 75 号）を提出すること。

更新の申請が行われないまま 5 年の期間を経過した場合は、廃止の届出がなくとも、その効力を失う。

(解説)

1 (略)

2 指定工事事業者の廃止・休止・再開は、指定工事事業者廃止・休止・再開届出書を提出すること。

第 4 節 指定工事業者の指定事項の変更および廃止等の手続について

指定工事業者は、法第 25 条の 7により下記の事由が発生した場合、施行規則第 34 条の定めるところにより、速やかに上下水道局に届出なければならない。また、主任技術者に異動事由が発生した場合は、法第 25 条の 4 第 1 項および第 2 項により、選任又は解任を届出なければならない。

(1)～(3) (略)

第 5 節 指定工事業者の更新手続について

法第 16 条の 2 第 1 項の指定は、法第 25 条の 3 の 2 に基づき、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うことから、更新申請が必要となる。

また、初回の更新時期については、法令および政令の規定に基づき、従前の制度での指定を受けた日によって、更新までの指定の有効期間が異なるため、下表の該当する期間内に手続しなければならない。

なお、指定の更新に当たっては、新規登録申請時の必要書類等に加えて、更新時確認書（様式第 75 号）を提出すること。

更新の申請が行われないまま 5 年の期間を経過した場合は、廃止の届出がなくとも、その効力を失う。

秋田市上下水道局から指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成 10 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日	令和 2 年 9 月 29 日
平成 11 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日	令和 3 年 9 月 29 日
平成 15 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	令和 4 年 9 月 29 日
平成 19 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	令和 5 年 9 月 29 日
平成 25 年 4 月 1 日～令和 元年 9 月 30 日	令和 6 年 9 月 29 日
令和元年 10 月 1 日以降	指定日から 5 年を超えない日

(解説)

1 (略)

2 指定工事業者の廃止・休止・再開は、指定工事事業者廃止・休止・再開届出書を提出すること。

(記載例 5) 様式第 6 号

3 指定工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任・解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届を提出すること。(記載例 4)様式第 7 号

4 (略)

5 更新時確認書について、指定工事事業者又は主任技術者が講習会や研修会へ参加していないほか、技能を有する者が不在の場合でも、その更新を妨げるものではない。

6 (略)

第 6 節 指定工事事事業者の事業者証の再交付について

指定工事事業者は、施行規程第 8 条の 1 第 5 項により、事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(記載例 1 様式第 2 号)

(記載例 1) 様式第 2 号

指定給水装置工事事業者指定申請書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 氏名又は名称 ○ ○ 水 道 (株)
住 所 〒 (〇〇〇-〇〇〇〇)
秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇
フリガナ スイドウ タロウ
代表者氏名 水道 太郎
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
スイドウ イチロウ 水道 一郎	(1)
スイドウ ジロウ 水道 二郎	
事業の範囲	給水装置工事 管 工 事 水道施設工事
機械器具の名称、性能及び数量	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
①法人の場合、役員の名を記入すること(役職名は不要)。なお、法人の場合、記入不要。
②法人の場合、給水装置工事と記入すること。
③法人の場合、定款、発起簿謄本に記載されている「管工事」又は「水道施設工事」等と記入すること。

(表面)

(記載例 5) 様式第 6 号

3 指定工事業者は、給水装置工事主任技術者を選任・解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届を提出すること。(記載例 4)様式第 7 号

4 (略)

5 更新時確認書について、指定事業者又は主任技術者が講習会や研修会へ参加していないほか、技能を有する者が不在の場合、その更新を妨げるものではない。

6 (略)

第 6 節 指定工事業者の事業者証の再交付について

指定工事業者は、施行規程第 8 条の 1 第 4 項により、事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(記載例 1 様式第 2 号)

(記載例 1) 様式第 2 号

(表 面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

申請者 氏名又は名称 ○ ○ 水 道 (株)
住 所 〒 (〇〇〇-〇〇〇〇)
秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号
フリガナ スイドウ タロウ
代表者氏名 水道 太郎
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
水道 一郎 水道 二郎	(1)
事業の範囲	給水装置工事 管 工 事 水道施設工事

機械器具の名称、性能及び数量 別表のとおり
(1)法人の場合、役員の名を記入すること(役職名は不要)。なお、法人の場合、記入不要。
(2)法人の場合、給水装置工事と記入すること。
(3)法人の場合、定款、発起簿謄本に記載されている「管工事」又は「水道施設工事」等と記入すること。

(裏 面)

当該給水装置で給水装置工事の事業を行う事業者の名称	秋 田 水 道 (株)
上記事業所の所在地	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号
注:本号様で提供されるこのための給水装置工事の仕様の名称	給水装置工事主任技術者資格の交付書と
水 道 三 郎 水 道 四 郎	第 〇〇 号 第 〇〇 号

(注) 直轄の交付書と異なるとあるものを添付してください。

当該給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称	〇〇水道(株)
上記事業所の所在地	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付 番号
水道 三郎	第 〇〇〇〇〇〇 号
水道 四郎	第 〇〇〇〇〇〇 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
※ 免状の交付番号が確認できるものを貼付すること。
※ 数字・押印の間違い、それに伴う訂正印等なるべくないように注意すること。

(裏面)

(記載例2) ～ (記載例4) (略)
(記載例5)

(記載例5) 様式第6号

指定給水装置工事業業者 **廃止**
休止
再開 届出書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

届出者 業 者 コー ド 〇 〇 〇
指定工事業業者 〇 〇 水 道 (株)
代 表 者 水 道 太 郎
電 話 番 号 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の **廃止**
再 開 休止を届出します。

フリガナ 氏名又は名称	〇 〇 スイドウ カブシキガイシャ 〇 〇 水 道 株 式 会 社
住 所	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ タロウ 水 道 太 郎
廃止・休止・再開 の 年 月 日	〇〇年 〇〇 月 〇〇 日
廃止・休止・再開 の 理 由	廃業のため

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(記載例6) ～ (記載例7) (略)

(記載例2) ～ (記載例4) (略)
(記載例5)

(記載例5) 様式第6号

指定給水装置工事業業者 **廃止**・休止・再開 届出書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 業 者 コー ド 〇〇〇
指定工事業名 〇 〇 水 道 (株)
代 表 者 水 道 太 郎
電 話 番 号 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の **廃止**・休止・再開 を
届出します。

フリガナ 氏名又は名称	〇 〇 スイドウ カブシキガイシャ 〇 〇 水 道 株 式 会 社
住 所	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ タロウ 水 道 太 郎
廃止・休止・再開 の 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
廃止・休止・再開 の 理 由	廃業のため

(記載例6) ～ (記載例7) (略)

(記載例 8)

(記載例 8) 様式第 75 号

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

〇〇年〇〇月〇〇日
 住 所 〇〇〇〇〇〇△番△号
 指定工事業者 〇〇水道(株)
 代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

1 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内)

(過去5年以内に受講した講習会名(受講年月日)を全て記入)
 指定給水装置工事事業者研修(〇〇年〇月〇〇日)

(未受講の場合、その理由を記載(非公表))

※未受講の場合は必ずご記入ください。

受講実績の公表について(可・否)

※本市又は(公社)日本水道協会秋田県支部が指定給水装置工事事業者を対象とした説明会や研修会のうち、過去5年以内の受講実績を記入。

2 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日 日曜日、祝日、年末年始、お盆、ゴールデンウィーク

営業時間 月～土曜日 9時～17時

修繕対応時間 要相談

上記項目の公表について(可・否)

漏水等修繕対応について ※該当するものに全てに○を記入。

管内給水装置の修繕・埋設部の修繕・その他(凍結解凍)

上記項目の公表について(可・否)

対応工事種別について ※該当する部分全てに○を記入。

配水管からの分岐～水道メーターの(新設・改造)

水道メーター～宅内給水装置の(新設・改造)

上記項目の公表について(可・否)

その他 休日、緊急時の連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

上記項目の公表について(可・否)

※公表には、本市ホームページ等への掲載を含む。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに届出ください。

(記載例 8) 様式第 75 号

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)

外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。なお、自社内研修の場合は添付不要です。

受講者名(非公表)	研修会名、実施団体	受講年月日
〇〇 〇〇	e-ラーニング 給水工事技術振興財団	〇〇年〇月〇日
△△△ △△	△△△に関する業務研修 自社内研修	〇〇年△月△日

氏名は非公表です。

e-ラーニングを実施した場合、受講修了時に修了年月日が画面に表示されますので、その画面を印刷したものを添付してください。

上記内容の公表について(可・否)

※公表には、本市ホームページ等への掲載を含みます。

※水道法施行規則第36条

水道法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする(以下抜粋)。

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(注) 受講証明書がある場合は、給水装置工事主任技術者およびその他の給水装置工事に従事する者の研修受講証明書などの写しを添付してください。

(記載例 8)

(記載例 8) 様式第 75 号

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

〇〇年〇〇月〇〇日
 住 所 〇〇〇〇〇〇△番△号
 指定工事業者 〇〇水道(株)
 代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

1 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内)

(過去5年以内に受講した講習会名(受講年月日)を全て記入)

給排水設備工事業者研修会(H28年7月2日)

指定給水装置工事事業者研修会(H28年2月15日)

(未受講の場合、その理由を記載(非公表))

受講実績の公表について(可・否)

※本市又は(公社)日本水道協会秋田県支部が指定給水装置工事事業者を対象とした説明会や研修会のうち、過去5年以内の受講実績を記入。

2 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日 日曜日、祝日、年末年始、お盆、ゴールデンウィーク

営業時間 月～土曜日 9時～17時

修繕対応時間 要相談

上記項目の公表について(可・否)

漏水等修繕対応について ※該当するものに全てに○を記入。

管内給水装置の修繕・埋設部の修繕・その他(凍結解凍)

上記項目の公表について(可・否)

対応工事種別について ※該当する部分全てに○を記入。

配水管からの分岐～水道メーターの(新設・改造)

水道メーター～宅内給水装置の(新設・改造)

上記項目の公表について(可・否)

その他 休日、緊急時の連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

上記項目の公表について(可・否)

※公表には、本市ホームページ等への掲載を含む。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに届出ください。

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)

外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。なお、自社内研修の場合は添付不要です。

受講者名(非公表)	研修会名、実施団体	受講年月日
〇〇 〇〇	e-ラーニング 給水工事技術振興財団	平成30年〇月〇日
△△△ △△	△△△に関する業務研修 自社内研修	平成29年△月△日

氏名は非公表です。

e-ラーニングを実施した場合、受講修了時に修了年月日が画面に表示されますので、その画面を印刷したものを添付してください。

上記内容の公表について(可・否)

※公表には、本市ホームページ等への掲載を含みます。

※水道法施行規則第36条

水道法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする(以下抜粋)。

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(注) 受講証明書がある場合は、給水装置工事主任技術者およびその他の給水装置工事に従事する者の研修受講証明書などの写しを添付してください。

4 過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

過去 1 年以内の実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

配水管からの分岐から水道メーターの工事を施行しない場合は、ページ下段にある□に✓を付けてください。

技能を有する者の氏名 (非公表)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有するか(○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入) 保有している資格等	工事年度
○○ ○○	○	○ 一級技能検定合格者	
△△△ △	○	○ 給水装置工事配管技能検定合格者	
□ □□□	×		
上記内容の公表について (可 ・ 否)			

※水道法施行規則第 36 条

水道法第 25 条の 8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

☑ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため該当なし

(注) 法第 25 条の 8 および法施行規則第 36 条の 2 号に規定する「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が保有している資格証などの写し(国家資格合格証書や修了証書、その他技能者証など)を添付してください。

4 過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

過去 1 年以内の実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

配水管からの分岐から水道メーターの工事を施行しない場合は、ページ下段にある□に✓を付けてください。

技能を有する者の氏名 (非公表)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有するか(○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入) 保有している資格等	工事年度
○○ ○○	○	○ 一級技能検定合格者	
△△△ △	○	○ 給水装置工事配管技能検定合格者	
□ □□□	×		
上記内容の公表について (可 ・ 否)			

※水道法施行規則第 36 条

水道法第 25 条の 8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

☑ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため該当なし

(注) 法第 25 条の 8 および法施行規則第 36 条の 2 号に規定する「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が保有している資格証などの写し(国家資格合格証書や修了証書、その他技能者証など)を添付してください。

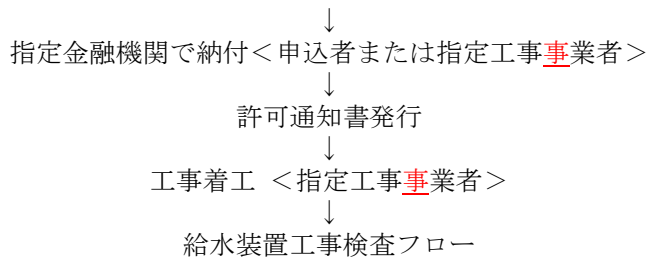
第3章 申請編

「給水装置工事の申請について」

新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第 3 章 給水装置工事の申請について 第 1 節 工事申込み 1 (略) 2 市納付金の納入 工事の申込みをしようとする者は、<u>条例で</u>定める市納付金を納めなければならない。<u>(条例第 33 条の 2、第 33 条の 2 第 2 項、第 34 条、第 34 条第 2 項)</u> (解説) 1 (略) 2 関係書類とは、工事設計図、位置図および給排水工事情報カード等をいう。なお、<u>工事</u>設計図は 2 部、位置図は 1 部添付すること。 3～5 (略) 6 他人の土地（私道含む。）および建築物に給水装置を設置するときは、土地所有者の同意書を添付すること。（様式第 9 号）なお、局が必要と認める場合は、公図および土地登記簿（3 ヶ月以内のもの）等の写しを添付しなければならない。<u>(条例第 7 条第 2 項、施行規程第 3 条)</u> 7 他人の給水装置から分岐するときは、給水装置所有者の同意書を添付すること。<u>(条例第 7 条第 2 項、施行規程第 3 条)</u> 8 (略) 第 2 節 給水装置工事申込み概要 給水装置工事申込み手続きについては下記のとおりとする。 <pre> 工事申込者（依頼人） ↓ 指定工事<u>事</u>業者選択（契約） ↓ 事前調査 ↓ 工事申込み <u>(水洗化のみメールによる申込可)</u> ↓ 工事受付 ↓ → 道路占用フロー 審査決裁（設計変更含む） ↓ 明細書発行（再審査、追加手数料） ↓ 納付書発行 </pre>	第 3 章 給水装置工事の申請について 第 1 節 工事申込み 1 (略) 2 市納付金の納入 工事の申込みをしようとする者は、<u>別に</u>定める市納付金を納めなければならない。（条例第 33 条の 2 第 2 項、第 34 条第 2 項） (解説) 1 (略) 2 関係書類とは、工事設計図、位置図および給排水工事情報カード等をいう。なお、設計図は 2 部、位置図は 1 部添付すること。 3～5 (略) 6 他人の土地（私道含む。）および建築物に給水装置を設置するときは、土地所有者の同意書を添付すること。（様式第 9 号）なお、局が必要と認める場合は、公図および土地登記簿（3 ヶ月以内のもの）等の写しを添付しなければならない。（施行規程第 3 条） 7 他人の給水装置から分岐するときは、給水装置所有者の同意書を添付すること。（施行規程第 3 条） 8 (略) 第 2 節 給水装置工事申込み概要 給水装置工事申込み手続きについては下記のとおりとする。 <pre> 工事申込者（依頼人） ↓ 指定工事業業者選択（契約） ↓ 事前調査 ↓ 工事申込み ↓ 工事受付 ↓ → 道路占用フロー 審査決裁（設計変更含む） ↓ 明細書発行（再審査、追加手数料） ↓ 納付書発行 </pre>



第3節 関係書類

(本文略)

1～2 (略)

3 注意事項

原則として審査、検査手数料の納付は納入通知書を発行した日の翌日（土曜日・日曜日・祝日を除く）から七日以内とする。

第4節 (略)

第5節 変更の申込み

1 (略)

2 工事施工者の変更

指定工事事業者を変更するときは、給水装置（施設）工事施工者変更届に必要な事項を記入し、速やかに届け出なければならない。（様式第13号）

3 (略)

(解説)

1 工事において設計を変更しようとするときは、給水装置工事を一時中止し、条例第9条第2項（給水装置工事を施工するときは、あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならない。）の設計審査を受けなければならない。

2 次の場合は、設計変更の対象とする。

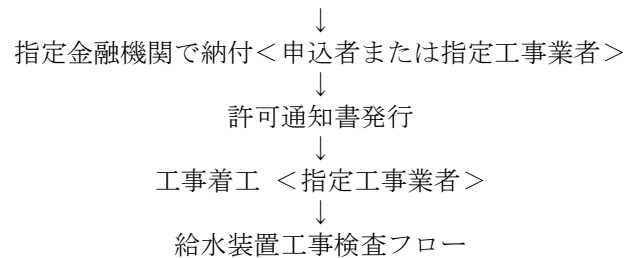
(1)～(2) (略)

(3) その他管理者が必要と認めた場合

ただし、市納付金の変更を伴わない軽微な変更については、協議により行うことができる。

3～5 (略)

6 変更に伴う市納付金の還付は、申込者の口座情報等について記載する。（金融機関名、本・支店名、口座種類、口座番号、口座名義、ふりがな）ただし、諸事情により市納付金を申込者以外の者が立替えて納付している場合は、立替えた者の口座情報等を記載す



第3節 関係書類

(本文略)

1～2 (略)

3 注意事項

原則として審査、検査手数料の納付は給水装置工事の申込を受理した日の翌日（土・日・祝日を除く）から一週間以内とする。

第4節 (略)

第5節 変更の申込み

1 (略)

2 工事施工者の変更

指定工事事業者を変更するときは、給水装置（施設）工事施工者変更届に必要な事項を記入し、速やかに届け出なければならない。（様式第13号）

3 (略)

(解説)

1 工事において設計を変更しようとするときは、給水装置工事を一時中止し、第9条第2項（給水装置工事を施工するときは、あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならない。）の設計審査を受けなければならない。

2 次の場合は、設計変更の対象とする。

(1)～(2) (略)

(3) その他管理者が必要と認めた場合

ただし、軽微な変更については、協議により行うことができる。

3～5 (略)

6 変更に伴う市納付金の還付は、申込者の口座情報等について記載する。（金融機関名、本・支店名、口座種類、口座番号、口座名義、ふりがな）（様式第68号）

る。（様式第 68 号）

第 6 節 メーター取付等の手続き

（１）～（３） （略）

（解説）

１ （略）

２ 一栓工事とは、工事申込み後、工事用水として給水装置（給水栓一栓）を設置する工事をいう。（工事用一栓申込み手順（P39）を参照すること）

第 7 節 市納付金

１ 水道加入金

給水装置の新設又は改造を行おうとする者は、メーター口径に応じた水道加入金（以下「加入金」という）と手数料を納入通知書を納入すること。なお、納付は納入通知書を発行した日の翌日（土曜日・日曜日・祝日を除く）から七日以内とする。（条例第 33 条の 2 第

２ 項、第 34 条第 2 項）

２ （略）

（解説）

１～５ （略）

６ 水道加入金は給水管を撤去し使用しなくなった場合、または減径による差額が生じる場合等でも還付しない。

給水装置工事市納付金一覧表 （表略）

（記載例 9） （略）

第 6 節 メーター取付等の手続き

（１）～（３） （略）

（解説）

１ （略）

２ 一栓工事とは、工事申込み後、工事用水として給水装置（給水栓一栓）を設置する工事をいう。（工事用一栓の申込み手順（P39）を参照すること）

第 7 節 市納付金

１ 水道加入金

給水装置の新設又は改造を行おうとする者は、メーター口径に応じた水道加入金（以下「加入金」という）と手数料を納入すること。（条例第 33 条の 2 第 2 項、第 34 条第 2 項）

２ （略）

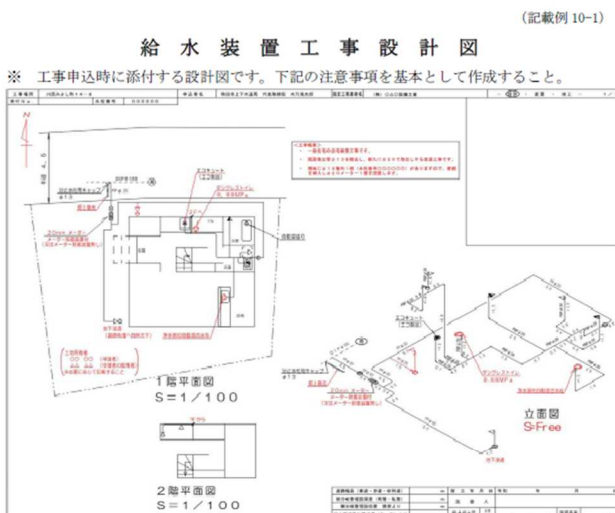
（解説）

１～５ （略）

給水装置工事市納付金一覧表 （表略）

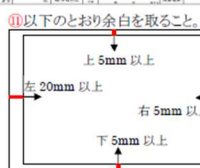
（記載例 9） （略）

(記載例 10-1)



※ 注意事項

- ① 用紙サイズはA3判を基本とする。
- ② 長さはm表示、管口径はmm表示とする。
- ③ 方位は原則北を上とする。
- ④ 被分岐管の管種・口径は正確に調査し表示する。
- ⑤ 既設取出口を使用する場合は、水の出を確認し明記する。
- ⑥ 平面図は1/100とし、位置図は1/1,500を基本とする。
- ⑦ 申込時、立面図を省略する場合は、宅内配管の管種・口径を明記する。
- ⑧ 特殊器具を設置する場合は、器具の名称を記載し、トイレが特殊器具の場合は設計水圧を記載する。
- ⑨ 申請者と土地所有者が異なる場合、土地に共有者がいる場合は、1階平面図の対象敷地内に土地所有者を申請者と併記して記載する。(余白不足で敷地内に記載できない場合は敷地近傍に記載でも可。)
- ⑩ 設計図の2枚目以降は、水栓番号の記載枠および右下の枠(道路幅員、被分岐管理設深度、被分岐管理設位置、給水管理設位置境界、竣工年月日、立合人、給水栓水圧、残塩濃度)の記載を削除する。

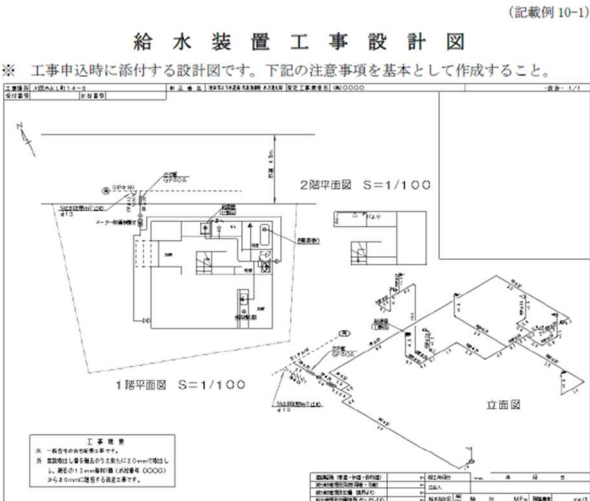


(記載例 10-2)



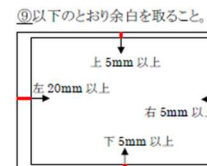
(記載例 11) (略)

(記載例 10-1)



※ 注意事項

- ① 用紙サイズはA3判とする。
- ② 長さはm表示、管口径はmm表示とする。
- ③ 方位は北を上とする。
- ④ 被分岐管の管種・口径は正確に調査し表示する。
- ⑤ 既設取出口を使用する場合は、水の出を確認し明記する。
- ⑥ 平面図は1/100とし、位置図は1/1,500とする。
- ⑦ 申込時、立面図を省略する場合は、宅内配管の管種・口径を明記する。
- ⑧ 設計図の2枚目以降は、水栓番号の記載枠および右下の枠(道路幅員、被分岐管理設深度、被分岐管理設位置、給水管理設位置境界、竣工年月日、立合人、給水栓水圧、残塩濃度)の記載を削除する。



(記載例 10-2)



(記載例 11) (略)

第4章 申請編

「工事台帳・管路情報画面の閲覧・交付」

新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第4章 工事台帳・管路情報画面の閲覧・交付 第1節 給水装置・排水設備工事台帳および管路情報画面の閲覧ならびに複写交付 1 工事台帳の閲覧および複写図の交付申請 (1) 給水装置・排水設備工事台帳（以下「台帳」という。）の閲覧および複写の交付を受けることができる者は、次のとおりとする。閲覧および複写の交付を受けるときは、本人又は委任状持参者の身分を確認できるものを提示しなければならない。 ア 給水装置・排水設備所有者本人 → 運転免許証、<u>マイナンバーカード</u>、パスポート等。 イ 給水装置・排水設備所有者の委任者 → 委任状<u>および</u>運転免許証<u>またはマイナンバーカード</u>等。 (2) 台帳の閲覧および複写交付を希望する場合は、給水装置・排水設備工事台帳閲覧・複写交付申請書（様式第17号）に必要事項を記入し、給排水課の窓口へ申請すること。なお、給水装置・排水設備所有者から委任を受けたときは、委任状（様式第18号）を提出すること。 2 上下水道管路情報の閲覧および複写図の交付申請 (1) 複写図には氏名等<u>の個人情報</u>を表示<u>し</u>ない。また、参考資料として利用していただく<u>図面である</u>ため、複写図の余白に注意事項を印刷<u>している</u>。 (2) (略) (3) 手続方法 <u>ア 自由閲覧システムの場合</u> <u>稼働時間は平日（土日、祝日、年末年始を除く）8時30分～17時00分とし、給排水課に設置している自由閲覧システムにより閲覧および交付を行う。</u> <u>イ 窓口の場合</u> <u>17時00分～17時15分の開庁時間内または自由閲覧システムが不具合等で停止している場合は、上下水道管路情報複写図交付申請書（記載例14様式第74号）に必要事項を記入し、窓口へ申請すること。</u> <u>(4) 図面の複写費はカラー1枚50円（税込）、白黒1枚10円（税込）とし、申込者の負担とする。(3)</u>	第4章 工事台帳・管路情報画面の閲覧・交付 第1節 給水装置・排水設備工事台帳および管路情報画面の閲覧ならびに複写交付 1 工事台帳の閲覧および複写図の交付申請 (1) 給水装置・排水設備工事台帳（以下「台帳」という。）の閲覧および複写の交付を受けることができる者は、次のとおりとする。閲覧および複写の交付を受けるときは、本人又は委任状持参者の身分を確認できるものを提示しなければならない。 ア 給水装置・排水設備所有者本人 → 運転免許証、<u>パスポート</u>等。 イ 給水装置・排水設備所有者の委任者 → 委任状、<u>運転免許証、健康保険証等を持参した者</u>。 (2) 台帳の閲覧および複写交付を希望する場合は、給水装置・排水設備工事台帳閲覧・複写交付申請書（<u>記載例14様式第17号P32を参照</u>）に必要事項を記入し、給排水課の窓口へ申請すること。なお、給水装置・排水設備所有者から委任を受けたときは、委任状（様式第18号）を提出すること。 2 上下水道管路情報の閲覧および複写図の交付申請 (1) 複写図には、<u>個人情報保護の観点から氏名等個人に関する情報は、表示されない</u>。また、参考資料として利用していただく<u>ことを周知するため</u>、複写図の余白に注意事項を印刷する。 (2) (略) (3) 手続方法 <u>ア 窓口の場合</u> <u>(イ) 上下水道管路情報(マッピング画面)複写図の閲覧および交付を希望する場合は、給排水課の窓口に備え付けの上下水道管路情報複写図交付申請書に必要事項を記入し、申請すること。</u> <u>(イ) 図面の複写費は、カラー1枚50円（税込）、白黒1枚10円（税込）とし、申込者の負担とする。申込者は、給排水課で発行した納入通知書によりお客様センターで納入すること。</u>

手続方法のアの場合は、自由閲覧システム付属の課金機により納入し、イの場合は給排水課で発行した納入通知書により、お客様センターで納入すること。

(記載例 14) 様式第 74 号
(図略)

イ 自由閲覧システムの場合

(ア) 自由閲覧システムにより複写図の閲覧および交付を希望する場合は、給排水課に設置している自由閲覧システムにより行うものとする。

(イ) 図面の複写費は、カラー 1 枚 50 円 (税込)、白黒 1 枚 10 円 (税込) とし、申込者の負担により自由閲覧システム付属の課金機により納入すること。

(記載例 14) 様式第 17 号
(図略)

第5章 申請編
「せん孔・分岐」
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第5章 せん孔・分岐 第1節 分岐等の申込み手順 指定工事事業者は、分岐等の工事着工前に、関係機関に必要な手続きを行わなければならない。 (解説) 1 (略) 2 添付書類等 (1)～(2) (略) (3) 地下埋設物確認書の写し1部 <u>※様式は下の二次元バーコードからダウンロードすること。</u>  <u>秋田市上下水道局HP「地下埋設物確認」</u> <u>(URL https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008343.html)</u> (4)～(6) (略) 3 注意事項 断水を伴う場合は、<u>工事許可通知書発行時に検査員と</u>協議しなければならない。	第5章 せん孔・分岐 第1節 分岐等の申込み手順 指定工事事業者は、分岐等の工事着工前に、関係機関に必要な手続きを行わなければならない。 (解説) 1 (略) 2 添付書類等 (1)～(2) (略) (3) 地下埋設物確認書の写し1部 <u>(記載例 17 P36)</u> (4)～(6) (略) 3 注意事項 断水を伴う場合は、<u>事前に</u>協議しなければならない。

第6章 申請編
「工事用一栓の申請」
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案

第6章 工事用一栓の申請

第1節 工事用一栓の申込み手順

指定工事業者は、工事用一栓の工事着工前に、関係機関に必要な手続きを行わなければならない。

(解説)

1～2 (略)

3 報告

窓口一栓工事を行った場合は当日中に速やかに一栓工事報告書を提出しなければならない。提出方法は持参又は電子メールとする。電子メールで提出する場合は指定のEメールアドレス宛とし、報告書のPDFファイルを添付するものとする。Eメールアドレスについては給排水課へ確認すること。

(記載例 18-2) 様式第 16 号 P39

4 注意事項

- ・即日にメーターを取り付けすること。また、既設メーターは速やかに返却すること。
- ・一栓工事報告書の提出が 15 時以降となる場合は連絡をすること。

窓口一栓基準 (略)

(記載例 18-1) 様式第 15 号

(記載例 18-2) 様式第 16 号

(記載例 18-2) 様式第 16 号

一栓工事報告書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

△△年××月〇〇日に一栓工事を行い、現地のメーターの設置状況は次のとおりですので報告します。

指定工事業者 (株) 〇〇工業

主任技術者 水道 太郎

受付番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇	申込者	水道 太郎	
工事場所	秋田市 川尻みよし町 14-8			
交付日	△△年××月〇〇日			
取付日	△△年××月〇〇日			
設置メーター	口径 〇〇mm	番号 〇〇-〇〇〇〇	名 金 門 愛 知 リコー 東 洋 東 光 明 治 電 器 研 究	
検査項目及び検査内容		検査結果		
メーター	逆付けがなく水平に設置されているか	○		
	メーター検針・取替、止水栓の操作に支障はないか	○		
	メーターに異物が混入していないか	○		
	全ての給水用具が、メーターを経由しているか	○		
吐水量	給水栓の吐水量は適切か			○
給水栓圧	△△ MPa	〇時 〇分 〇. △△ MPa	○	
水質確認	残留塩素濃度 〇. ×× mg/L			○
承認表示	給水装置工事承認表示はされているか			○

※ メーターは、交付日に取り付けをし、工事終了後速やかに提出すること。

※ メーターは、上流側を洗管後、向きを間違わないように設置すること。

※ メーターは、工事用水のために交付したものであり、竣工後は速やかに検査を受けること。

現 行

第6章 工事用一栓の申請

第1節 工事用一栓の申込み手順

指定工事業者は、工事用一栓の工事着工前に、関係機関に必要な手続きを行わなければならない。

(解説)

1～2 (略)

3 注意事項

即日にメーターを取り付けすること。また、既設メーターは速やかに返却すること。

窓口一栓基準 (略)

(記載例 18) 様式第 15 号

アパート等完成時、入居者がいない場合は完成休止を選択すること。

(記載例 21) 様式第 60 号

受付番号 水栓番号	〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	新築開始	出庫要件	検査 工事一栓・せん孔十一栓 新規出庫・増設出庫
--------------	-------------	------	------	-----------------------------

水道メーター取付及使用開始届

1. 新上水 2. 改修水 3. 増上水 4. 増設水	工事種別	使用状況	口径変更	開栓方法
	新設 改造(増・減) 改造(新規) 臨時	工事使用 完成使用 完成休止	1 3 → 2 0 mm mm mm	新規開栓 開栓 閉栓

届出年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 使用開始年月日(取付年月日) 〇〇年〇〇月〇〇日

給水装置設置所	住所	秋田市 川尻みよし町 14番8号
	(フリガナ) 方番	
	(フリガナ) 使用番氏名	スイドウ タロウ 水道 太郎
所有	住所	秋田市川尻みよし町 番 号
	(フリガナ) 方番	
	(フリガナ) 氏名	スイドウ タロウ 水道 太郎
有告	住所	秋田市川尻みよし町 14番8号
	(フリガナ) 方番	
	(フリガナ) 氏名	スイドウ タロウ 水道 太郎
送付先宛先	住所	秋田市川尻みよし町 14番8号
	(フリガナ) 方番	
	(フリガナ) 氏名	スイドウ タロウ 水道 太郎
指定工事業者	会社名	〇〇水道
	担当者名	〇〇 〇〇
	電話番号	電話番号 〇〇〇 〇〇〇〇 携帯電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

給水装置場所
水栓番号

枝	メーター口径 mm	メーター番号
地区 台帳 一連	メーター名称	機年
		取付指針

備考

第7章 申請編
「 占 用 」
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第 7 章 占用 第 1 節 道路占用許可申請等の手続き 指定工事<u>事業</u>者は、給水装置工事の申請が受理された後、分岐等の工事着手前に道路占用等、関係機関へ必要な手続について、<u>以下</u>のとおり行わなければならない。 (1) 指定工事<u>事業</u>者は、関係機関へ道路占用又は使用許可申請書に<u>関係書類</u>を添付して申請しなければならない。 (2) (略) (3) 占用の申込み手順<道路掘削および埋設に伴う占用(道路使用含む)> ア 手続き 「第 2 節 道路占用許可申請<u>等</u>の流れ」を参照すること。 イ～ウ (略) エ 上記イ、ウの書類を給排水課窓口へ提出すること。 (4) (略) (5) 主な道路占用許可申請書等の提出先 ア 国道・・国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所秋田国道維持出張所 イ 県道・・秋田地域振興局建設部用地課管理班 ウ 市道・・秋田市建設総務課占用担当 エ 秋田市法定外公共財産・・秋田市建設総務課管理担当／秋田市農地森林整備課<u>農業基盤</u>担当 オ 秋田市駅東地区土地区画整理事業区域・・<u>駅東事務所</u> (6)～(8) (略) (9) 道路占用工事完了届の提出 ア～イ (略) ウ 完成写真については、配水管工事標準仕様要領集(URL https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html)の「6 工事記録写真撮影要領」を参考に撮影すること。 エ 工期変更があった場合は、「給水装置工事申請の竣工予定日延期届出書」のコピーを添付すること。 <u>(10) 道路占用許可証等の原本および完成図面の提</u>	第 7 章 占用 第 1 節 道路占用許可申請等の手続き 指定工事業者は、給水装置工事の申請が受理された後、分岐等の工事着手前に道路占用等、関係機関へ必要な手続については<u>以下</u>のとおり行わなければならない。 (1) 指定工事業者は、関係機関へ道路占用又は使用許可申請書に<u>関係書類</u>を添付して申請しなければならない。 (2) (略) (3) 占用の申込み手順<道路掘削および埋設に伴う占用(道路使用含む)> ア 手続き 「第 2 節 道路占用許可申請の流れ」を参照すること。 イ～ウ (略) エ 上記イ、ウの書類を給排水課窓口へ<u>申請</u>提出すること。 (4) (略) (5) 主な道路占用許可申請書等の提出先 ア 国道・・国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所秋田国道維持出張所 イ 県道・・秋田地域振興局建設部用地課管理班 ウ 市道・・秋田市建設総務課占用担当 エ 秋田市法定外公共財産・・秋田市建設総務課管理担当／秋田市農地森林整備課担当 オ 秋田市駅東地区土地区画整理事業区域・・<u>秋田駅東地区土地区画整理工事事務所</u> (6)～(8) (略) (9) 道路占用工事完了届の提出 ア～イ (略) ウ 完成写真については、<u>第 24 章</u>配水管工事標準仕様要領集の「6 工事記録写真撮影要領」を参考に撮影すること。 エ 工期変更があった場合は、「給水装置工事申請の竣工予定日延期届出書」のコピーを添付すること。

出

道路占用工事完了届提出時に、次の道路占用許可証等も併せて給排水課へ提出すること。

ア 道路占用許可証の原本。

イ 秋田市法定外公共財産については、法定外公共物使用届書（受領印が押印済のもの）の写し。

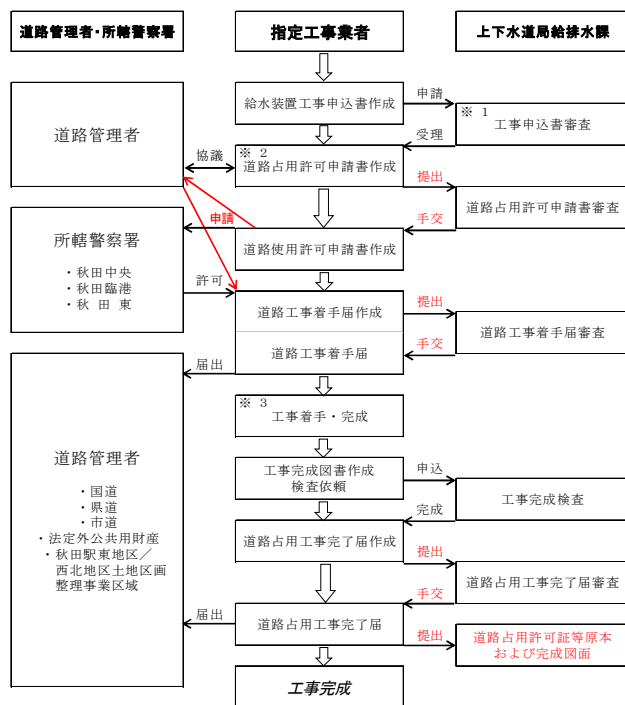
ウ 上記の許可書等の提出の際は、完成図面の写しも添付すること。

第2節 道路占用許可申請等の流れ

道路管理者、所管警察署、上下水道局への道路許可申請（届）、道路工事着工届、完了届の手続きの概要は以下のとおりである。

第2節 道路占用許可申請等の流れ

道路管理者、所管警察署、上下水道局への道路許可申請（届）、道路工事着工届、完了届の手続きの概要は以下のとおりである。



- ※ 1 給水装置工事申込書が受理されてから、道路占用許可申請書を提出すること。
- ※ 2 国道および県道・市道の主要道路等は、道路管理者と協議のうえ、道路占用許可申請書を作成すること。
- ※ 3 道路掘削中に既設管理施設等申請内容と異なる場合は、関係する道路管理者と協議すること。

第3節 道路占用工事についての指示事項

（本文略）

1 道路管理者に提出する書類

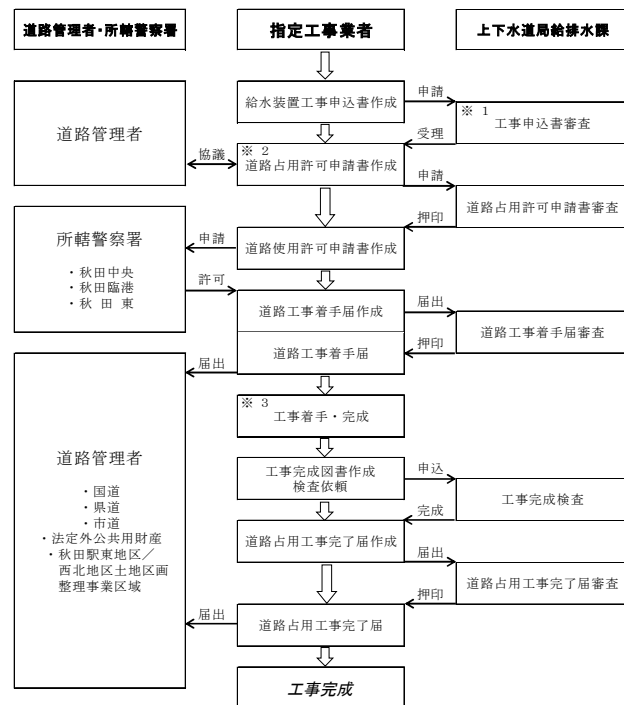
工事着工3日前までに「着工届」と道交法77条1項による警察署長の許可の写しを、工事検査終了後は、速やかに「完了届」と現場写真「着工前、工事中

第2節 道路占用許可申請等の流れ

道路管理者、所管警察署、上下水道局への道路許可申請（届）、道路工事着工届、完了届の手続きの概要は以下のとおりである。

第2節 道路占用許可申請等の流れ

道路管理者、所管警察署、上下水道局への道路許可申請（届）、道路工事着工届、完了届の手続きの概要は以下のとおりである。



- ※ 1 給水装置工事申込書が受理されてから、道路占用許可申請書を提出すること。
- ※ 2 国道および県道・市道の主要道路等は、道路管理者と協議のうえ、道路占用許可申請書を作成すること。
- ※ 3 道路掘削中に既設管理施設等申請内容と異なる場合は、関係する道路管理者と協議すること。

第3節 道路占用工事についての指示事項

（本文略）

1 道路管理者に提出する書類

工事着工3日前までに「着工届」と道交法77条1項による警察署長の許可の写しを、工事検査終了後は、速やかに「完了届」と現場写真「着工前、工事中

(埋戻し土、締め固め中)、完了後」および道路占用許可証(条件書含)の写し、平面図の写しを添付し提出すること。

2 施工業者の義務

(1) 許可済みの許可標(様式)を現場内に掲げて施工すること。なお、許可標の仕様については以下の通りとする。

ア 文字はペンキ又はペン等を用いて明確に記載すること。

イ 標板は厚さ 15 mm の木板程度以上の強度を有するものを用いること。

※ 標板によりがたい場合は標柱を使用してもよい。

(2) ～ (6) (略)

(7) 工事完了後、当該工事に起因する舗装の不備等が生じた場合は当課および道路管理者に報告し、道路管理者の命に従うこと。

3 道路占用工事中の注意事項

1 ～ 2 (略)

3 道路占用工事中の注意事項

(1) ～ (3) (略)

(4) 所要の工事作業終了後は、当日中に埋戻すこと。埋戻し土は規格土(山砂)等を使用し、埋戻しの構造は路面復旧標準断面図のとおりとする。また、各使用資材ごとに各層 20 cm 以内で転圧機で(車道は 10 回以上、歩道は 5 回以上)締め固めること。仮復旧における所定の厚さは道路管理者の指示によるが、市道など生活道路の場合は、車道、歩道ともに 3 cm で即時復旧し、本復旧は早急に行うこと。

(5) ～ (7) (略)

(8) 区画線の施工は、秋田県土木工事共通仕様書共通編 3-2-3-9 の規定によるものとする。

4 施工業者の責任

(1) 砂利道、舗装道を問わず、本復旧後道路占用掘削に起因して生じた事項は指定工事事業者の責任とする。

(2) 道路管理者が行う道路工事で、給水装置の改造、移設、撤去等を要する場合は、給水装置所有者等が行い、その費用も負担する。なお、道路占用協議および協定等が締結されている物件については、この限

(埋戻し土、締め固め中)、完了後」」および道路占用許可証(条件書含)の写し、平面図の写しを添付し提出すること。

2 施工業者の義務

(1) 許可済みの許可標(様式)を現場内に掲げて施工すること。

(2) ～ (6) (略)

3 道路占用工事中の注意事項

1 ～ 2 (略)

3 道路占用工事中の注意事項

(1) ～ (3) (略)

(4) 所要の工事作業終了後は、当日中に埋戻すこと。埋戻し土は規格土(山砂)等を使用し、埋戻しの構造は路面復旧標準断面図のとおりとする。また、各使用資材ごとに各層 20 cm 以内で転圧機で(車道は 10 回以上、歩道は 5 回以上)締め固めること。舗装道路の仮復旧用アスファルト合材で仕上厚 5 cm (車道(B)および歩道は 3 cm) 以上用いて即時路面復旧し本復旧は早急に行うこと。

(5) ～ (7) (略)

(8) 区画線の施工は、秋田県土木工事共通仕様書共通編 3-2-2-9 の規定によるものとする。

4 施工業者の責任

(1) 砂利道、舗装道を問わず、本復旧後道路占用掘削に起因して生じた事項は指定工事業者の責任とする。

(2) 道路管理者が行う道路工事で、改築、移設、撤去等を要する場合は、占用者が行い、その費用も負担する。なお、道路占用協議および協定等が締結されている物件については、この限りではない。

- 5 本指示事項に記載されておらず、別途協議を要する
と考えられる事項については上下水道局に報告し、道路管理者の指示を上下水道局から受けること。

第4節 道路占用に必要な書類

○ ～提出を要する　— ～提出を要さない
△ ～申請内容によっては提出を要するため、提出先と協議すること

種別	提出先	道路占用申請書										着手届		完了届		取下届	更新手続	
		提出部数	添付書類								添付書類		添付書類					
			位置図 (1/50000)	断面図	平面図	路面断面図	交通規制図 ・写真	緊急連絡体制 工程表	規格書	公図	提出部数 使用許可証	警察許可証	提出部数 使用許可証	提出部数 工事写真	提出部数 使用許可証			
国道	秋田県国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道維持出張所	申請完了届	2部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1部	10年更新	
県道	秋田県(地課兼管)河川振興担当局 用地課	申請完了届	2部	○	○	○	○	○	○	△	1部	○写し	○写し	○写し	○	△	10年更新	
		廃止作業届	1部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1部	
市道	秋田県建設部 市建設課	申請完了届	2部	○	○	○	○	○	○	○	○	○写し	○写し	○	○	1部	10年更新	
法定外公共用財産	秋田県建設部 市建設課 農地森林整備課 市産業振興課	申請完了届	1部	○	○	○	○	○	○	○	○	○写し	△写し	1部	○	○	「中止届」1部	5年更新
土地区画整理事業区域	秋田県計画工事担当 市都市整備部	申請完了届 廃止申請書	1部	○	○	○	○	○	○	○	○	○写し	○	1部	○写し2部	○	道路管理者へ引き継ぐまで	

第5節 平面図と断面図を記載する際の注意事項

1 ~ 3 (略)

- (1) 申請地、申請人、指定工事事業者、舗装業者、掘削面積、復旧面積、規模、占用の長さは、占用申請書、着手届、完成届の記載内容と整合させること。

- 5 指示事項以外について本指示事項に記載してないものについては、上下水道局に報告し、道路管理者の指示を上下水道局から受けること。

- (1) 文字はペンキ又はペン等を用いて明確に記載すること。
- (2) 標板は厚さ 15 mm の木板程度以上の強度を有するものを用いること。
- (3) 標札によりがたい場合は標柱を使用してもよい。

第4節 道路占用に必要な書類

種別	提出先	道路占用申請書										着手届		完了届		取下届		更新 手続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		提出部数	添付書類							提出部数	添付書類		提出部数	添付書類		提出部数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図		公図	使用許可証		警察許可証	公図		使用許可証		平面図	工事写真																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制表	規格書	公図	公図	使用許可証	警察許可証	提出部数	位置図	断面図	路面復旧図	交通現況写真	緊急連絡体制

第5節 平面図と断面図を記載する際の注意事項

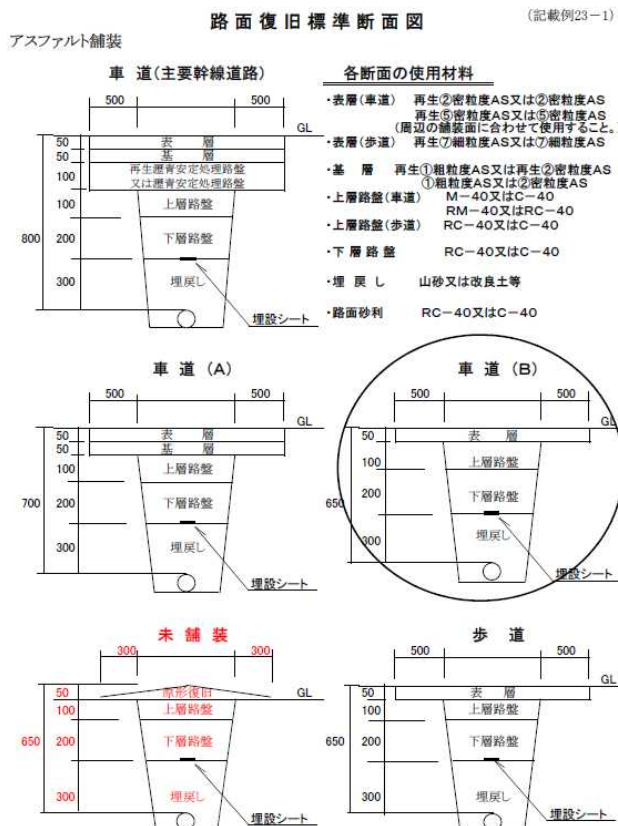
1 ~ 3 (略)

- (1) 申請地、申請人、指定工事業者、舗装業者、掘削面積、復旧面積、規模、占用の長さは、占用申請書、着手届、完成届の記載内容と整合させること。

(2) (略)

(記載例 22) (略)

(記載例 23-1)



※融雪施設設置道路、電線共同溝設置道路、改良工事に伴う舗装全幅新設道路および市道中運本線、市道川尻広面線、市道川尻新屋線、市道豊町日吉町線、市道川尻八幡線、ならびに主要幹線道路、車道(A)の大規模工事については、事前に協議すること。

※埋戻しの転圧は20cmごとに行うこと。

※掘削した際、申請の舗装厚と異なった場合は、道路管理者に届け出て指示を受けること。

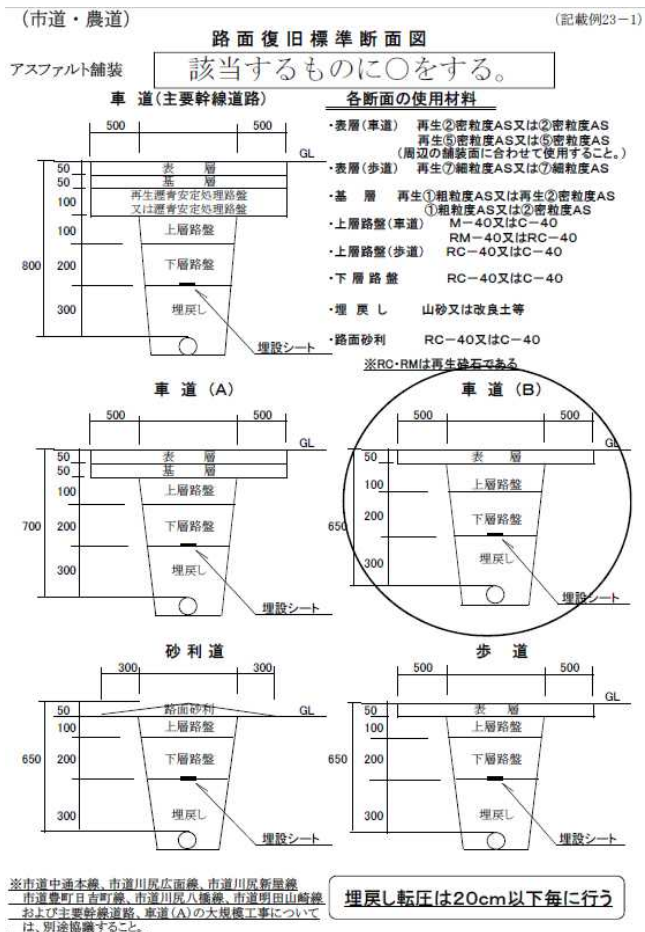
(記載例 23-2～23-4) (略)

(記載例 24) (略)

(2) (略)

(記載例 22) (略)

(記載例 23-1)



※市道中通本線、市道川尻広面線、市道川尻新屋線、市道豊町日吉町線、市道川尻八幡線、市道明田山崎線、および主要幹線道路、車道(A)の大規模工事については、別途協議すること。

(記載例 23-2～23-4) (略)

(記載例 24) (略)

第8章 設計編
「 設 計 」
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第8章 設計 第1節 基本事項 (本文略) (解説) 給水装置は、使用者が必要とする水量を安定かつ安全に供給するため、適正な口径の給水管と使用目的に適合した給水器具とが合理的に組み合わせられる必要がある。したがって、設計に当たっては、給水装置全体が整合の取れた<u>構造</u>となるよう留意しなければならない。 第2節 給水装置の構造および材質 1 給水管および給水用具の指定 (本文略) (1) 分岐からメーター（弁・栓きょう、メーター<u>着脱</u>装置、メーター桙、メーター直下の逆止弁含む）までの構造および材質は、この施行指針で規定するものとする。（条例第9条2の1） (2) (略) 2 給水装置の構造および材質 給水装置の構造および材質は、施行令第6条、<u>第7条</u>の規定に適合するものとする。 3 (略) <u>4 給水管および給水用具の性能基準の適用例</u> ※（解説）の上に移動（表も同様） (解説) 1 分岐からメーター（弁・栓きょう、メーター<u>着脱</u>装置、メーター桙、メーター直下の逆止弁含む）までの構造および材質は、災害復旧並びに漏水修理を円滑かつ効率的に行うため、管理者が指定するものとする。なお、指定部分の標準配管は、給水装置標準配管図（<u>P73</u>）のとおりとする。 2 給水装置の構造、材質は、施行令第6条、<u>第7条</u>の規定に適合<u>しなければならない</u>。<u>給水装置の構造</u>としての逆流防止、凍結防止、防食などの<u>性能を必要とすることを理解し</u>、維持管理も容易な給水装置とすること。	第8章 設計 第1節 基本事項 (本文略) (解説) 給水装置は、使用者が必要とする水量を安定かつ安全に供給するため、適正な口径の給水管と使用目的に適合した給水器具とが合理的に組み合わせられる必要がある。したがって、設計に当たっては、給水装置全体が整合の取れた<u>システム</u>となるよう留意しなければならない。 第2節 給水装置の構造および材質 1 給水管および給水用具の指定 (本文略) (1) 分岐からメーター（弁・栓きょう、メーター<u>脱着</u>装置、メーター桙、メーター直下の逆止弁含む）までの構造および材質は、この施行指針で規定するものとする。（条例第9条2の1） (2) (略) 2 給水装置の構造および材質 給水装置の構造および材質は、施行令第6条の規定に適合するものとする。 3 (略) (解説) 1 分岐からメーター（弁・栓きょう、メーター<u>脱着</u>装置、メーター桙、メーター直下の逆止弁含む）までの構造および材質は、災害復旧並びに漏水修理を円滑かつ効率的に行うため、管理者が指定するものとする。なお、指定部分の標準配管は、給水装置標準配管図（<u>P72</u>）のとおりとする。 2 給水装置の構造および材質は、施行令第6条の規定に適合するものとなっているが、「必要条件」であって「充分条件」ではない。<u>給水装置システム全体としての逆流防止、凍結防止、防食などの機能整備を必要とすることを十分理解の上</u>、維持管理も容易な給水装置とすること。

(略)

第3節 給・配水材料一覽表

メーター上流側に使用することができる主な給・配水材料は以下のとおりとする。

分類	産 用 規 格			仕 様 ・ 特 記 事 項	
	材	料 名	規 格 番 号		
A 管 種	1 ダクタイル 鋳鉄管	K形	JWWA G 113・JIS G 5526	75mm～1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
		NS形	JWWA G 113・JDDPA G 1042 ・JIS G 5526	75mm～1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
		GX形	JWWA G 120・JDDPA G 1049	75mm～350mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
	2	塗覆鉄鋼管	JIS G 3443	80A～1,000A	
	3	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JWWA K 132	15A～100A (R 8年度9月末に生産終了)	
	4	ポリエチレン管	JIS K 6762	13mm～50mm (1種2層管等)	
	5	ステンレス鋼鋼管	JWWA G 115	13mm～50mm (SUS304、316)	
	6	水道配水用 ポリエチレン管	(ブレーションエンド) (片受管)	JWWA K 144 PTC K 03	50mm、75mm、100mm 50mm、75mm、100mm (使用に際し管理者の承諾が必要) 15A～100A (R 8年度9月末のポリエチレン粉体ライ ニング鋼管の生産終了につき、代替品とし て追加) (電気配水および直火での配水は不可)
		7	硬質強化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	
	B 異 形 管 ・ 継 手 類	1 ダクタイル 鋳鉄異形管	K形	JWWA G 114・JIS G 5527	75mm～1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)
NS形			JWWA G 114・JDDPA G 1042 ・JIS G 5527	75mm～1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
GX形			JWWA G 121・JDDPA G 1049	75mm～1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
2		割 T 字管	認 証 品	75mm～1,000mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装) D I P・C I P・A C P・G P・V P用	
3		管端防食管継手	認 証 品	15A～100A	
4		水道用ポリエチレン管 金属継手耐腐性強化型	WSA B 011 ※JWWA B 116 (メカニカル継 手B形) ※密着継手 (ワンタッチ式継 手)	13mm～50mm (つば付きコア) ※経過措置として、2019年6月30日まで に申請した工事は、水道用ポリエチレン管金 属継手(メカニカル継手B形 JWWA B 116) およびワンタッチ式継手(認証品)の使用 を認める	
		5	ステンレス鋼鋼管継手 (伸縮可とう式継手)	JWWA G 116	20mm～50mm
6		ステンレス鋼鋼管嵌込継手 (止水栓用・中間用)	JWWA G 116	13mm～50mm	
7 鋳鉄製特殊 異形管			(V S ジョイント)	認 証 品	50mm～200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
			(V C ジョイント)	認 証 品	75mm～200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
	(C A ジョイント)		認 証 品	75mm～250mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
	(V A ジョイント)		認 証 品	50mm～150mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
	(メカニカルフランジ短管 ロング VP又はPP)		認 証 品	50mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
	(メカニカルフランジ短管 片落管 VP又はPP)		認 証 品	φ 75×50 (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
	(メカニカルフランジ短管 2片落管 DIP×VP又はPP)		認 証 品	φ 75×50、φ 100 (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
	(V S ジョイント片落管)		認 証 品	50mm～100mm×75mm～200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
	(V C ジョイント片落管)		認 証 品	50mm～100mm×75mm～200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
	(メカ形 T 字管)		認 証 品	50mm×40mm、50mm×50mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
8 伸縮継手		(管帽栓)	認 証 品	75mm～400mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
		(ゴム可とう管)	認 証 品	20mm～1,000mm	
		(伸縮可とう管)	認 証 品	75mm～1,000mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
		(伸縮可とう管)	認 証 品	13mm～50mm	
		9	EPソケット	JWWA K 145	50mm、75mm、100mm
		10	EPバンド90°	PTC K 13	50mm、75mm、100mm (両受)
		11	EPバンド45°	PTC K 13	50mm、75mm、100mm (両受)

分類	適用規格		仕様・特記事項	
E その他	材 料 名	規格番号		
	1 モーター脱着装置	認 証 品	13mm～40mm	
	2 水道用直結加圧形ポンプユニット	認 証 品	20mm～50mm	
	3 修理用 (ステンレス製修理用クランプ)	認 証 品	13mm～350mm	
		(漏水防止金具)	認 証 品	直管部用 75mm～900mm
		(継手部漏水防止金具)	認 証 品	直管部用 40mm～150mm
		(石鹼管用漏水防止金具)	認 証 品	直管部用 50mm～350mm
		4 埋設シート (エコマーク入り)	上下水道局指定品	水道管用、幅150mm、青色白文字、7%黒し2倍折込
5 ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158	50mm～1,000mm		
6 明示テープ	上下水道局指定品	塩化ビニール、幅30mm、厚さ0.15±0.03mm 青色白文字、1年度 秋田市水道管 印字		

【備考】

- 1 記載の規格は次のとおりであり、規格番号は各規格の最新の内容とする。
- J W W A : 日本水道協会規格
 - J D P A : 日本ダクタイル鉄管協会
 - P T C : 配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格
 - J I S : 日本産業規格
 - W S A : 給水システム協会規格
- 2 管・弁類に使用するボルトおよびナットは、F C D 40・45酸化被膜処理又はステンレス鋼（S U S 304）とする。
- 3 認証品は、自己又は第三者認証品、基準省令に適合確認済みのものを言う。
- 4 材料は、全てにおいて表面処理済又は鉛レスの材料を使用すること（基準適合品を証明できるもの）
- 5 修繕および布設等において、一覧表に掲載のない材料で施工時と同等の材料を使用する際は、発注担当課に事前に確認すること

(略)

4 給水管および給水用具の性能基準の適用例

※（解説）の上に移動（表も同様）

第3節 給・配水材料一覽表

メーター上流側に使用することができる主な給・配水材料は以下のとおりとする。

分類	適用規格			仕様・特記事項	
A 管種	1 ダクタイル 鋳鉄管	K形	JWWA G 113・JIS G 5526	75mm～1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
		NS形	JWWA G 113・JWWA G 1042 ・JIS G 5526	75mm～1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
		GX形	JWWA G 120・JWWA G 1049	75mm～350mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
			JIS G 3443	80A～1,000A	
	2 塩化ビニル管		JWWA K 132	15A～100A	
	3 ポリエチレン管		JIS K 6762	13mm～50mm (1種2層管)	
	4 ステンレス鋼管		JWWA G 115	13mm～50mm (SUS304、316)	
	5 水道配水用 ポリエチレン管	(ブレンエンド)	JWWA K 144	50mm、75mm、100mm	
		(片受管)	PTC K 03	50mm、75mm、100mm (使用に際し管理者の承認が必要)	
	B 異形管・継手類	1 ダクタイル 鋳鉄異形管	K形	JWWA G 114・JIS G 5527	75mm～1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)
NS形			JWWA G 114・JWWA G 1042 ・JIS G 5527	75mm～1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
GX形			JWWA G 121・JWWA G 1049	75mm～1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
2 割 T 字管			認 証 品	被分枝管75mm～1,000mm、分枝管50mm～60mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
3 管端防食継手			認 証 品	D I P・C I P・A C P・G P・V P 用 15A～100A	
4 水道用ポリエチレン管 金属継手耐腐性強化型			WSA B 011 ※JWWA B 116 (メカニカル継 手形) ※認証品 (ワンタッチ式継 手)	※経過措置として、2019年6月30日までに中 断した工事は、水道用ポリエチレン管金属 継手メカニカル継手形 JWWA B 116(32) びワンタッチ式継手(認証品)の使用を要する	
5 ステンレス鋼管継手 (伸縮可とう式継手)			JWWA G 116	20mm～50mm	
6 ステンレス鋼管波状継手 (止水栓用・中間用)			JWWA G 116	13mm～50mm	
7 鋳鉄製特殊 異形管			(V S ジョイント)	認 証 品	50mm～200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
			(V C ジョイント)	認 証 品	75mm～200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
		(C A ジョイント)	認 証 品	75mm～250mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
		(V A ジョイント)	認 証 品	50mm～150mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
		(メカニカルフランジ短管 ロング V F 又は F V)	認 証 品	50mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
		(メカニカルフランジ短管 片落管 V F 又は F V)	認 証 品	φ75×50 (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
		(メカニカルフランジ短管 2片落管 D I P×V F 又は F V)	認 証 品	φ75×50、φ100 (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
		(V S ジョイント片落管)	認 証 品	50mm～100mm×75mm～200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
		(V C ジョイント片落管)	認 証 品	50mm～100mm×75mm～200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
		(メカニカル T 字管)	認 証 品	50mm×40mm、50mm×50mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
8 伸縮継手		(管帽栓)	認 証 品	75mm～400mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
		(ゴム可とう管)	認 証 品	20mm～1,000mm	
		(伸縮可とう管)	認 証 品	75mm～1,000mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
		(伸縮可とう管)	認 証 品	13mm～50mm	
9 EPソケット		JWWA K 145	50mm、75mm、100mm		
10 EPバンド90°		PTC K 13	50mm、75mm、100mm (両受)		
11 EPバンド45°		PTC K 13	50mm、75mm、100mm (両受)		

分類	通 用 規 格		仕 様 ・ 特 記 事 項	
	材 料 名	規 格 番 号		
E 其 他	1 メーター脱着装置	認 証 品 13mm～25mm		
	2 水道用直結加圧形ポンプユニット	認 証 品 20mm～50mm		
	3 修理用 (ステンレス製修理用クランプ)	認 証 品 13mm～35mm		
		(漏水防止金具)	認 証 品	直管部用 75mm～900mm
		(継手部漏水防止金具)	認 証 品	直管部用 40mm～150mm
		(石継管用漏水防止金具)	認 証 品	直管部用 50mm～350mm
	4 埋設シート (エコマーク入り)	上下水道局指定品	水道管用、幅150mm、青色白文字、781無し 2倍倍込	
	5 ポリエチレンスリブ	JWWA K 158 50mm～1,000mm		
6 明示テープ	上下水道局指定品	塩化ビニルテープ、幅30mm、厚さ0.15±0.03mm 青色白文字、1年度 秋田市水道管1印字		

【備考】

- 1 記載の規格は次のとおりであり、規格番号は各規格の最新の内容とする。
 - J W W A : 日本水道協会規格
 - J D P A : 日本ダクトイル鉄管協会
 - P T C : 配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格
 - J I S : 日本産業規格
 - W S A : 給水システム協会規格
- 2 管・弁類に使用するボルトおよびナットは、FCD40・45酸化的被膜処理又はステンレス鋼(SUS304)。
- 3 認証品とは、自己又は第三者認証品、基準省令に適合確認済みのものを言う。
- 4 材料は、全てにおいて表面処理済又は鉛レスの材料を使用すること（基準適合品を証明できるもの）。

第4節 事前調査

(本文略)

(解説)

1 調査項目は、次のとおりとする。

(1)～(7) (略)

(8) 配水管または既設給水管の埋設深度(土被り)

(9) (略)

2 (略)

第5節 土工定規

1～2 (略)

(解説)

1 標準掘削深度および掘削幅は、次のとおりとする。

標準掘削深度(土被り)および掘削幅 単位: mm

掘削場所	掘削深度	掘削幅
道 路	650 以上+管外径	500 以上
通 路	650 以上+管外径	500 以上
宅 地	400 以上+管外径	350 以上

道路とは、国・県・市道その他一般交通の用に供する道および法定外公共物、私道等をいう。

※通路とは、車の通れない私道をいう。

※宅地には専用通路を含む。

※サンドクッションを必要とする場合は、別途考慮すること。

2 給水管の埋設深度(土被り)は、道路法施行令第12条第3項(水管、下水管またはガス管の占用の場所)、凍結深度および維持管理等を考慮し、次のとおりとする。

ただし、宅内において車輛の通行等がある場合は埋設深度(土被り)を考慮すること。

第6節 給水方式

(本文略)

(解説)

1 給水方式は、次の5種類とする。給水方式の選定にあたっては、各方式の長所や短所を十分考慮しながら決定すること。

(1) (略)

ア～ウ (略)

第4節 事前調査

(本文略)

(解説)

1 調査項目は、次のとおりとする。

(1)～(7) (略)

(8) 配水管布設道路面からの高低差

(9) (略)

2 (略)

第5節 土工定規

1～2 (略)

(解説)

1 標準掘削深度および掘削幅は、次のとおりとする。

標準掘削深度(土被り)および掘削幅 単位: mm

掘削場所	掘削深度	掘削幅
道 路	650 以上+管外径	500 以上
通 路	650 以上+管外径	500 以上
宅 地	400 以上+管外径	350 以上

道路とは、国・県・農・市道および私道をいう。

※通路とは、車の通れない私道をいう。

※宅地には専用通路を含む。

※サンドクッションを必要とする場合は、別途考慮すること。

2 給水管の埋設深度は、道路法施行令第12条第3項(水管、下水管またはガス管の占用の場所)、凍結深度および維持管理等を考慮し、次のとおりとする。

ただし、宅内において車輛の通行等がある場合は埋設深度(土被り)を考慮すること。

第6節 給水方式

(本文略)

(解説)

1 給水方式は、次の5種類とする。給水方式の選定にあたっては、各方式の長所や短所を十分考慮しながら決定すること。

(1) (略)

ア～ウ (略)

エ 3階建て以上の建築物で、3～5階直結式給水技術基準に適合する場合 (第18章参照)

(2) (略)

ア 6階から10階程度まで給水する場合 (第19章参照)

(3) (略)

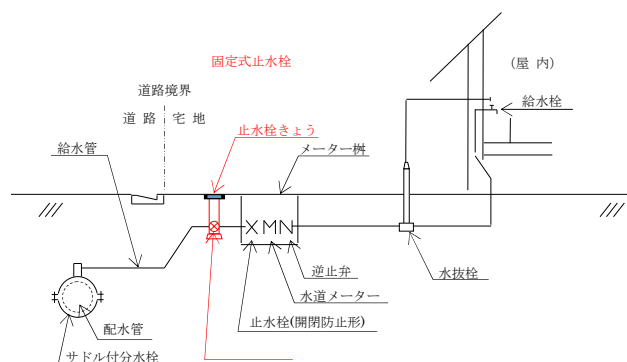
(4) 受水槽式給水は、受水槽を設けて水をいったんこれに貯めてから給水する方法で、次の場合に適用する。 (第20章参照)

ア～キ (略)

(5) (略)

2 (略)

1 直結式給水の標準図



2 (略)

第7節 設計水量

設計水量は給水方式および管口径の基本となるもので、以下の1から11などを参考に、器具の種類別吐水量とその同時使用率あるいは水量比を考慮した量、又は業態別使用水量を決定すること。

(解説) (略)

1～10 (略)

11 給水装置標準配管図

エ 3階建て以上の建築物で、3～5階直結式給水技術基準に適合する場合

(2) (略)

ア 6階から10階程度まで給水する場合

(3) (略)

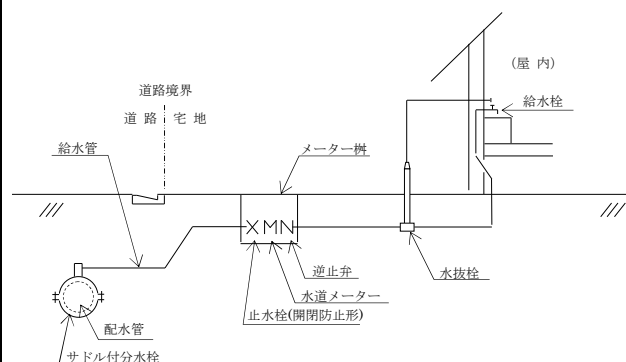
(4) 受水槽式給水は、受水槽を設けて水をいったんこれに貯めてから給水する方法で、次の場合に適用する。

ア～キ (略)

(5) (略)

2 (略)

1 直結式給水の標準図



2 (略)

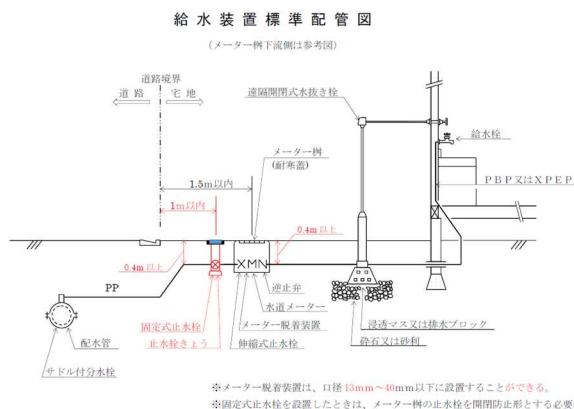
第7節 設計水量

設計水量は給水方式および管口径の基本となるもので、以下の1から11などを参考に、器具の種類別吐水量とその同時使用率あるいは水量比を考慮した量、又は業態別使用水量を決定すること。

(解説) (略)

1～10 (略)

11 給水装置標準配管図



第8節 (略)

第9節 管口径決定の基準

1～3 (略)

(解説)

(本文略)

【一般住宅等（使用水量が多い業務用は除く）】

2階建て以下の建築物で、1戸の給水栓数16個以内のものであって、給水栓の最高取付位置が配水管布設道路路面から5.5m以内かつ、2階の給水器具の設計水圧が5m以内のものに適用する。ただし、2階にタンク一体型トイレを使用する場合、設計水圧が6m以内であれば例外として認める。

※設計水圧が6mを超える水道直圧式トイレ（タンクレストイレ）は2階への設置を不可とする。

1～2 (略)

第10節 (略)

第11節 メーター口径の決定

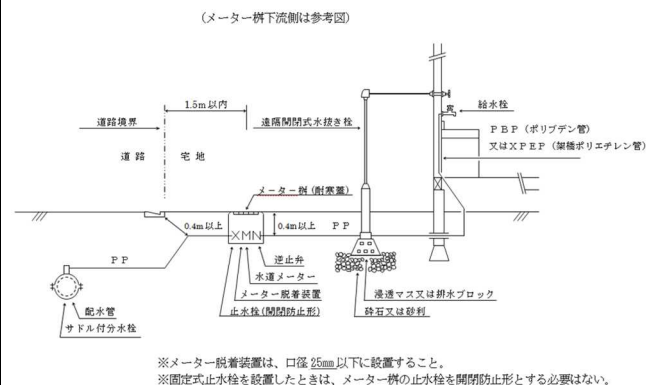
(本文略)

(解説)

(本文略)

1～5 (略)

6 メーター口径における給水栓数は以下のとおりとする。



第8節 (略)

第9節 管口径決定の基準

1～3 (略)

(解説)

(本文略)

【一般住宅等（使用水量が多い業務用は除く）】

2階建て以下の建築物で、1戸の給水栓数16個以内のものであって、給水栓の最高取付位置が配水管布設道路路面から5.5m以内かつ、2階の給水器具の所要水頭が5m以内のものに適用する。

1～2 (略)

第10節 (略)

第11節 メーター口径の決定

(本文略)

(解説)

(本文略)

1～5 (略)

6 河辺および雄和地区におけるφ50水道メーターについて、今後、工場等で水量的に一時的許容流量(16.0m³)を超えた場合、メーター口径の変更が生じる可能性があるため、新たに設置する場合には、秋田地区と同様の許容流量(50m³)に変更することができる。

7 メーター口径における給水栓数は以下のとおりとする。

(表略)	(表略) ※ <u>事務所兼住宅等を専用住宅に改造する場合、栓数を7個または16個とした場合に限り、メーター廻りの改造で口径変更することができる。</u>
-------------	---

第 9 章 設計編
「分岐および撤去」
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第9章 分岐および撤去 第1節 分岐 1 給水管の分岐 (1) (略) (2) <u>配水本管および配水支管からの</u>同口径分岐は<u>原則</u>できないものとする。<u>ただし、上下水道局に寄付する場合等においては当課および水道維持課と協議し、同口径分岐の可否を決定する。(解説1、解説管種別分岐方法および材料表参照)</u> (3) 道路内における給水管の分岐口径は、$\phi 20$以上とする。<u>(第8章第5節参照)</u> (4) 同一敷地内への給水管の取出しは、原則として1箇所とする。<u>ただし、将来土地を分筆する場合、または明確に建築敷地を分割できる場合はこの限りではない。</u> (5) <u>既設取出し管が無ライニング鋼管または鉛管等の場合は、取替えることを原則とする。</u> 2 (略) (解説) 1～2 (略) 3 同一敷地内に貸家<u>または</u>共同住宅等<u>を建築する</u>場合は、次のとおりそれぞれに取出しできるものとする。 (例) 貸家、共同住宅等の場合 4 (略) 5 被分岐管の管種、口径により使用するサドル付分水栓および<u>不断水</u>割T字管等の種類が異なるため、調査を十分行わなければならない。<u>なお、共用管の場合は不断水割T字管を原則とする。</u> 6 (略) 7 配水管の取付口からメーター一次側には、水道	第9章 分岐および撤去 第1節 分岐 1 給水管の分岐 (1) (略) (2) 同口径分岐はできないものとする。 (3) 道路内における給水管の分岐口径は、$\phi 20$以上とする。 (4) 同一敷地内への給水管の取出しは、原則として1箇所とする。 2 (略) (解説) 1～2 (略) 3 同一敷地内に貸家および共同住宅等<u>がある</u>場合は、次のとおりそれぞれに取出しできるものとする。 (例) 貸家、共同住宅等の場合 4 (略) 5 被分岐管の管種、口径により使用するサドル付分水栓および割T字管等の種類が異なるため、調査を十分行わなければならない。 6 (略) 7 配水管の取付口からメーター一次側には、水道

用ポリエチレン管金属継手耐震性能強化型を使用すること。

管種別分岐方法および材料表

単位：mm

被分岐管種	被分岐管口径	分岐管口径	工事工種別	分岐材料
D I P C I P	75 以上	50～200	不断水工事	不断水割T字管
	〃	20～40	〃	φ ¹ / ₂ 付分水栓
	〃	同口径	切取り工事	二受T字管
H P P E	100 以上	20～50	不断水工事	φ ¹ / ₂ 付分水栓
	75	50	不断水工事	不断水割T字管
	〃	20～40	切取り工事	〃形T字管
	〃		不断水工事	φ ¹ / ₂ 付分水栓
	〃		切取り工事	〃形T字管
	50	20～25	不断水工事	φ ¹ / ₂ 付分水栓
V P H I V P R R V P	75～150	50～100	不断水工事	不断水割T字管
	50～150	20・25	〃	φ ¹ / ₂ 付分水栓
	〃	50	〃	不断水割T字管
	〃	同口径	切取り工事	〃形T字管
	50	20・25	不断水工事	φ ¹ / ₂ 付分水栓
	40	20	〃	〃
	50	40	切取り工事	〃形T字管
	40	25	〃	VP 用チーズ
P P	50	20・25	不断水工事	φ ¹ / ₂ 付分水栓
	40	20	〃	〃
	50	40	切取り工事	PP 用チーズ
	40	25	〃	〃
S G P	75 以上	50～200	不断水工事	不断水割T字管
	〃	20～50	〃	φ ¹ / ₂ 付分水栓
	50	20・25	〃	〃
	40	20	〃	〃
	50	40	切取り工事	SGP 用チーズ
	40	25	〃	〃
S S P	50	20～40	切取り工事	SGP 用チーズ
	40	20・25	〃	〃

※ 被分岐管種AC Pについては、別途協議すること。

第2節 撤去および分岐止め

(本文略)

(解説)

既設給水装置が不要となった場合は、分岐部から切離さなければならない。

ただし、老朽管の布設替えおよび道路拡幅工事等で管の移設計画がある場合は、関係部所と協議のうえ道路境界で止水することができる。

用ポリエチレン管金属継手耐震性能強化型を使用すること。

管種別分岐方法および材料表

単位：mm

被分岐管種	被分岐管口径	分岐管口径	工事工種別	分岐材料
D I P C I P	75 以上	50～200	不断水工事	不断水割T字管
	〃	20～40	〃	φ ¹ / ₂ 付分水栓
	〃	同口径	切取り工事	二受T字管
H P P E	100 以上	20～50	〃	φ ¹ / ₂ 付分水栓
	75	50	不断水工事	不断水割T字管
	〃	20～40	切取り工事	〃形T字管
	〃		不断水工事	φ ¹ / ₂ 付分水栓
	〃		切取り工事	〃形T字管
	50	20～25	不断水工事	φ ¹ / ₂ 付分水栓
V P H I V P R R V P	75～150	50～100	不断水工事	不断水割T字管
	50～150	20・25	〃	φ ¹ / ₂ 付分水栓
	〃	50	〃	不断水割T字管
	〃	同口径	切取り工事	〃形T字管
	50	20・25	不断水工事	φ ¹ / ₂ 付分水栓
	40	20	〃	〃
	50	40	切取り工事	〃形T字管
	40	25	〃	VP 用チーズ
P P	50	20・25	不断水工事	φ ¹ / ₂ 付分水栓
	40	20	〃	〃
	50	40	切取り工事	PP 用チーズ
	40	25	〃	〃
S G P	75 以上	50～200	不断水工事	不断水割T字管
	〃	20～50	〃	φ ¹ / ₂ 付分水栓
	50	20・25	〃	〃
	40	20	〃	〃
	50	40	切取り工事	SGP 用チーズ
	40	25	〃	〃
S S P	50	20～40	切取り工事	SGP 用チーズ
	40	20・25	〃	〃

※ 被分岐管種AC Pについては、別途協議すること。

第2節 撤去および分岐止め

(本文略)

(解説)

既設給水装置があり、使用見込みがない場合は、分岐部から切離さなければならない。

ただし、老朽管の布設替えおよび道路拡幅工事等で管の移設計画がある場合は、関係部所と協議のうえ道路境界で止水することができる。

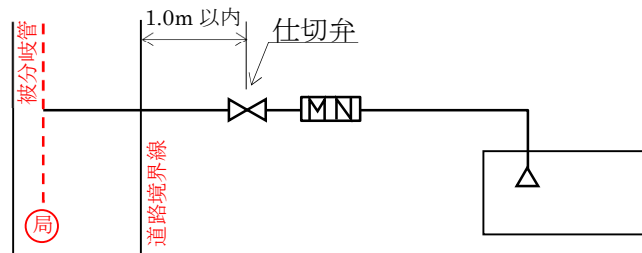
第 10 章 設計編
「給水装置」
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第10章 給水装置 第1節 配管 (本文略) (1)～(3) (略) (解説) 1 (略) 2 給水装置は、道路および通路を越えて配管できない。<u>ただし、配水管の位置、土地の状況によっては協議により認める場合がある。</u> 給水装置を配管できない例 3 <u>交差</u>配管は、できる限り避けること。 4～5 (略) 第2節～第4節 (略) 第5節 仕切弁および止水栓の位置 1 道路を横断する際の仕切弁の設置 道路を縦断して管を埋設する際は、維持管理に支障とならない位置に仕切弁を設置すること。	第10章 給水装置 第1節 配管 (本文略) (1)～(3) (略) (解説) 1 (略) 2 給水装置は、道路および通路を越えて配管できない。 3 <u>クロス</u>配管は、できる限り避けること。 4～5 (略) 第2節～第4節 (略) 第5節 仕切弁および止水栓の位置 1 道路を横断する際の仕切弁の設置 道路を縦断して管を埋設する際は、維持管理に支障とならない位置に仕切弁を設置すること。

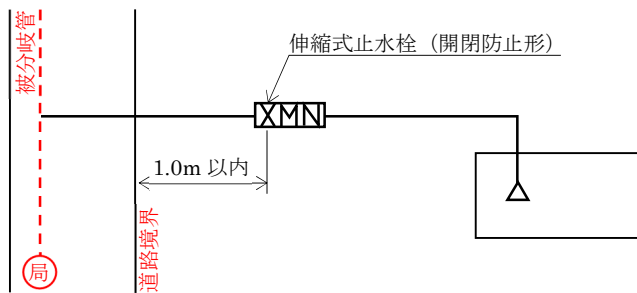
2 宅地内の仕切弁の設置

仕切弁は、宅地内 1.0m 以内に設置すること。



3 伸縮式止水栓の設置

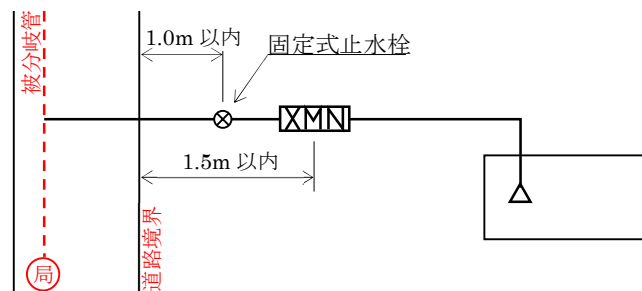
伸縮式止水栓は、メーター桝内に設置すること。なお、共同住宅・貸店舗および貸家等の場合は、開閉防止形とする。



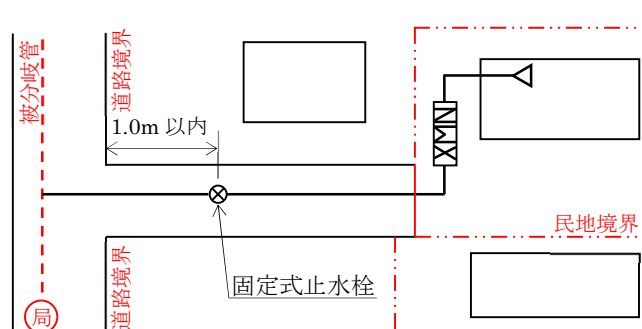
4 固定式止水栓の設置

固定式止水栓を必要とするときは、宅地内 1.0m 以内に設置すること。

(1) 止水栓設置（宅地内）

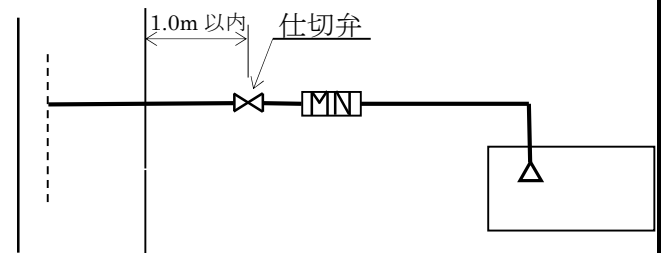


(2) 止水栓設置（専用道路）



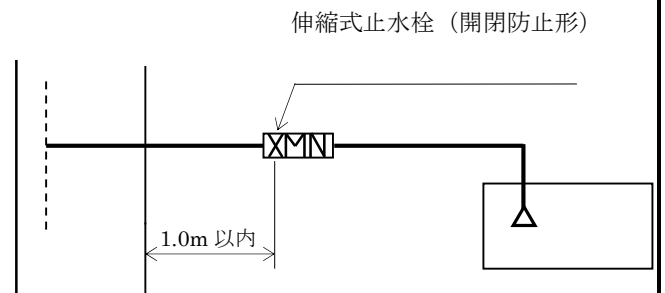
2 宅地内の仕切弁の設置

仕切弁は、宅地内 1.0m 以内に設置すること。



3 伸縮式止水栓の設置

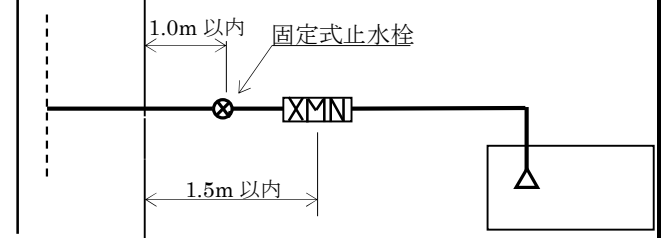
伸縮式止水栓は、メーター桝内に設置すること。ただし、固定式止水栓を設置しない場合や共同住宅・貸店舗および貸家等の場合は、開閉防止形とする。



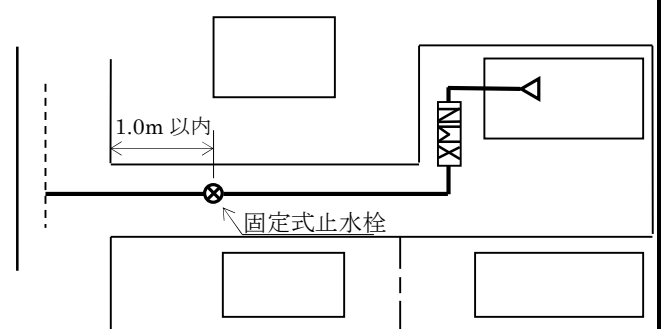
4 固定式止水栓の設置

固定式止水栓を必要とするときは、宅地内 1.0m 以内に設置すること。

(1) 止水栓設置（宅地内）

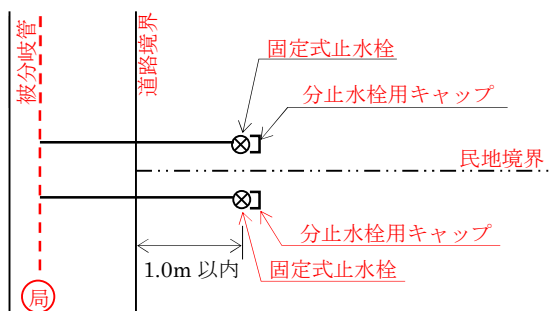


(2) 止水栓設置（専用道路）



5 開発行為等で取出しのみの場合

固定式止水栓を宅地内 1.0m以内に設置し、かつ、分止水栓用キャップを取付けること。



(解説)

1～5 (略)

6 取出し工事のみの場合は、分止水栓用キャップを取付けなければならない。

第6節 (略)

第7節 メーター

(1)～(3) (略)

(解説)

1～4 (略)

5 メーターのねじ山は、舶来ねじとする。ただし、河辺、雄和地区は上水ねじとする。

第8節 メーターの種類

(本文略)

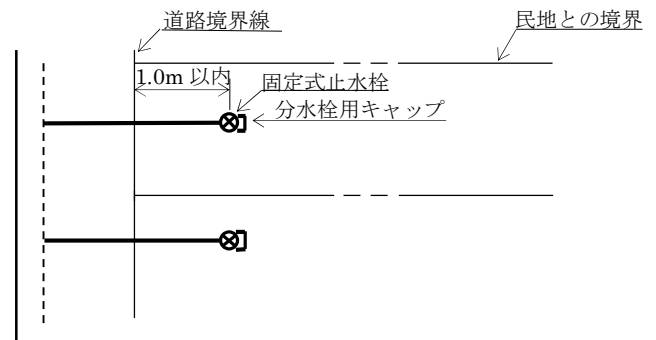
(解説)

局が必要と認める場合の遠隔メーターの設置は、第10章第12節「遠隔指示式水道メーター設置基準」の規定による。

(表略)

5 開発行為等で取出しのみの場合

固定式止水栓を宅地内 1.0m以内に設置し、かつ、分止水栓用キャップを取付けること。



(解説)

1～5 (略)

6 開発行為等使用予定が明確でない場合は、分止水栓用キャップを取付けなければならない。

第6節 (略)

第7節 メーター

(1)～(3) (略)

(解説)

1～4 (略)

5 メーターのねじ山は、舶来ねじとする。ただし、河辺、雄和地区、および金足地区の一部（岩瀬、堀内、浦山、高岡）は、上水ねじとする。

第8節 メーターの種類

(本文略)

(解説)

局が必要と認める場合の遠隔メーターの設置は、第10章第12節「遠隔指示式水道メーター設置基準」の定めによる。

(表略)

(注意事項)

河辺および雄和地区におけるφ50水道メーターについて、今後、工場等で水量的に一時的許容最大流量(16m³)を超えた場合、メーター口径の変更が生じる可能性があるため、新たに設置する場合には、秋田地区と同様の許容流量(50m³)に変更することができる。(再掲)

第9節 メーターの位置

(本文略)

(1) ～ (3) (略)

(解説)

1 メーターの位置は、施行規程第17条およびこの指針に基づくこと。

2 ～ 6 (略)

第10節 (略)

第11節 私設メーターの取扱い

給水契約は、局メーターで行う。ただし、局メーター以降において給水装置の所有者が使用水量を計量する等維持管理上私設メーターの設置を希望する場合は、事前に局と協議し、次の条件により私設メーターを設置することができるものとする。なお、私設メーターの設置に当たり長所や短所を十分考慮し、選択することが望ましい。

(1) ～ (4) (略)

(5) 局は、私設メーターの検針やこれに伴う料金徴収を行わない。ただし、共同住宅もしくは併用共同住宅の私設メーターの検針および料金徴収を希望する場合は、その取り扱いについて条例および施行規程に別途規定されており、協議が必要となるため十分留意しなければならない。

(条例第30条第1項第2号、施行規程第21条第2項)

(6) ～ (8) (略)

(解説)

1 ～ 8 (略)

9 (本文略)

(1) (略)

(2) 短所

ア 局メーターの検針や水道料金および下水道使用料の請求は局で行うが、各私設メーターの検針や水道料金および下水道使用料の徴収を使用者から行う必要がある。

イ～エ (略)

10 (略)

第12節 (略)

第9節 メーターの位置

(本文略)

(1) ～ (3) (略)

(解説)

1 メーターの位置は、施行規程第17条に基づくこと。

2 ～ 6 (略)

第10節 (略)

第11節 私設メーターの取扱い

給水契約は、局メーターで行う。ただし、給水装置の所有者が使用水量を計量する等維持管理上私設メーターの設置を希望する場合は、事前に局と協議し、次の条件により私設メーターを設置することができるものとする。なお、私設メーターの設置に当たり長所や短所を十分考慮し、選択することが望ましい。

(1) ～ (4) (略)

(5) 局は、私設メーターの検針やこれに伴う料金徴収を行わない。

(6) ～ (8) (略)

(解説)

1 ～ 8 (略)

9 (本文略)

(1) (略)

(2) 短所

ア お客様が私設メーターの検針や水道料金および下水道使用料の徴収を行う必要がある。

イ～エ (略)

10 (略)

第12節 (略)

第 1 3 節 メーター桧

(本文略)

1 ～ 4 (略)

(解説) (略)

(1) (略)

(2) $\phi 50$ 以上用メーター桧標準寸法表

(2) $\phi 50$ 以上用メーター桧標準寸法表 (コンクリート製)

単位 : mm

口 径	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
50	900	1,340	660	300	120	100	1,100	203	566
75	933	1,540	693	300	120	100	1,300	205	636
100	958	1,690	718	300	120	100	1,450	210	756
150	1,009	2,040	769	300	120	100	1,800	210	1,006

口 径	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
50	128	600	60	150	120	50	100	100
75	253	600	93	150	120	50	100	100
100	273	600	118	150	120	50	100	100
150	373	600	169	150	120	50	100	100

※ メーター口径 $\phi 200$ 以上の場合は、別途協議すること。
※ メーターの寸法には、ガスケットの厚さ 6 mm (両側) 含む。
※ 逆止弁の寸法には、ガスケットの厚さ 3 mm 含む。

第 1 4 節 メーターの設置

(本文略)

(1) ～ (2) (略)

(解説)

1 ～ 4 (略)

5 メーター前後には、メーター一次側に 10 d、二次側に 5 d 以上の直管部を設けること。[d はメーター口径]

メーター前後の標準使用材料表 (HPE の口径は $\phi 50 \cdot \phi 75$ とする。)

項 目	口径 $\phi 13 \sim \phi 25$	口径 $\phi 40$	口径 $\phi 50$ (河辺、雄和地区)	口径 $\phi 50$	口径 $\phi 75$ 以上 (DIP・HPE)
①	PP 用回転継手	同 左	同 左	—	—
②	PP 用分止水栓 継手	同 左	同 左	—	—
③	伸縮式止水栓	同 左	同 左	—	—
④	水道メーター	同 左	同 左	同 左	同 左
⑤	メーター着脱 装置	同 左	—	—	—
⑥	逆 止 弁	同 左	同 左	同 左	同 左
⑦	メーター桧 (樹脂製)	同 左	同 左	同 左	同 左
⑧	—	—	—	PP×GP 用 オネジ	—
⑨	—	—	—	上水フランジ (管端防食継手)	—
⑩	—	—	—	—	継 輪
⑪	—	—	—	—	短管 2 号
⑫	—	—	—	PD 短管 1 号 L 型	—
⑬	—	—	—	メカニカル ジョイント	メカニカル ジョイント
⑭	—	—	—	EF フランジ 短管	EF フランジ 短管

※⑧⑨の材料に替え、PD 短管 1 号 L 型 (メー用) を使用することができる。要事前協議

第 1 3 節 メーター桧

(本文略)

1 ～ 4 (略)

(解説) (略)

(1) (略)

(2) $\phi 50$ 以上用メーター桧標準寸法表

(2) $\phi 50$ 以上用メーター桧標準寸法表 (コンクリート製)

単位 : mm

口 径	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨
50	900	1,340	660	300	120	100	1,100	203		566
75	933	1,540	693	300	120	100	1,300	205		636
100	958	1,690	718	300	120	100	1,450	210		756
150	1,009	2,040	769	300	120	100	1,800	210		1,006

口 径	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
50	128	600	60	150	120	50	100	100	
75	253	600	93	150	120	50	100	100	
100	273	600	118	150	120	50	100	100	
150	373	600	169	150	120	50	100	100	

※ メーター口径 $\phi 200$ 以上の場合は、別途協議すること。
※ メーターの寸法には、ガスケットの厚さ 6 mm (両側) 含む。
※ 逆止弁の寸法には、ガスケットの厚さ 3 mm 含む。

第 1 4 節 メーターの設置

(本分略)

(1) ～ (2) (略)

(解説)

1 ～ 4 (略)

5 メーター前後で異口径となる場合は、メーター一次側に 10 d、二次側に 5 d 以上の直管部を設けること。[d はメーター口径]

メーター前後の標準使用材料表 (HPE の口径は $\phi 50 \cdot \phi 75$ とする。)

項 目	口径 $\phi 13 \sim \phi 25$	口径 $\phi 40$	口径 $\phi 50$ (河辺、雄和地区)	口径 $\phi 50$	口径 $\phi 75$ 以上 (DIP・HPE)
①	PP 用回転継手	同 左	同 左	—	—
②	PP 用分止水栓 継手	同 左	同 左	—	—
③	伸縮式止水栓	同 左	同 左	—	—
④	水道メーター	同 左	同 左	同 左	同 左
⑤	メーター着脱 装置	—	—	—	—
⑥	逆 止 弁	同 左	同 左	同 左	同 左
⑦	メーター桧 (樹脂製)	同 左	同 左	同 左	同 左
⑧	—	—	—	PP×GP 用 オネジ	—
⑨	—	—	—	上水フランジ (管端防食継手)	—
⑩	—	—	—	—	継 輪
⑪	—	—	—	—	短管 2 号
⑫	—	—	—	PD 短管 1 号 L 型	—
⑬	—	—	—	メカニカル ジョイント	メカニカル ジョイント
⑭	—	—	—	EF フランジ 短管	EF フランジ 短管

※⑧⑨の材料に替え、PD 短管 1 号 L 型 (メー用) を使用することができる。要事前協議

6 メーター前後の標準配管図

(1) 口径φ13～φ50 (P P の場合)

※ 口径φ13～φ40の場合、メーター着脱装置を使用できる。

※ 口径φ50は、河辺および雄和地区用を表す。

(図略)

(2) 口径φ50 (P P の場合)

※ メーター着脱装置なし。

(図略)

(3)～(4) (略)

第15節～第16節 (略)

第17節 逆止弁の種類

(解説)

1 (略)

2 口径φ50以上は、フランジ型である。ただし、河辺、雄和地区の既存口径50mmは、ねじ式が使用されている場合がある。

第18節～第20節 (略)

第21節 給水管の防護

(本文略)

(1)～(7) (略)

(解説)

1～2 (略)

3 水路等を横断して布設するときは、施設管理者との協議にもよるが、原則として水路の下とし、防護管等を使用しなければならない。

4 (略)

5 軌道又は変電所等に接近して布設するときは、漏えい電流による侵食を受けやすいため、電食を受けにくい非金属管を使用すること。ただし、やむを得ず金属管を使用する場合は、絶縁材で被覆する等適切な電食、および自然腐食に対して防止措置を講じなければならない。特に、土中埋設としてSGP-PBを使用する場合は、必ず防食テープの巻付け等を行わなければならない。

6～9 (略)

6 メーター前後の標準配管図

(1) 口径φ13～φ50 (P P の場合)

※ 口径φ40・φ50の場合、メーター脱着装置なし。

※ 口径φ50は、河辺および雄和地区用を表す。

(図略)

(2) 口径φ50 (P P の場合)

(図略)

(3)～(4) (略)

第15節～第16節 (略)

第17節 逆止弁の種類

(解説)

1 (略)

2 口径φ50以上は、フランジ型である。ただし、河辺、雄和、および金足の一部(岩瀬、堀内、浦山、高岡)の地区の口径50mmは、ねじ式である。

第18節～第20節 (略)

第21節 給水管の防護

(本文略)

(1)～(7) (略)

(解説)

1～2 (略)

3 水路等を横断して布設するときは、原則として水路の下とし、防護管等を使用しなければならない。

4 (略)

5 軌道又は変電所等に接近して布設するときは、漏えい電流による侵食を受けやすいため、電食を受けにくい非金属管を使用すること。ただし、やむを得ず金属管を使用する場合は、絶縁材で被覆する等適切な電食、および自然腐食に防止措置を講じなければならない。特に、土中埋設としてSGP-PBを使用する場合は、必ず防食テープの巻付け等を行わなければならない。

6～9 (略)

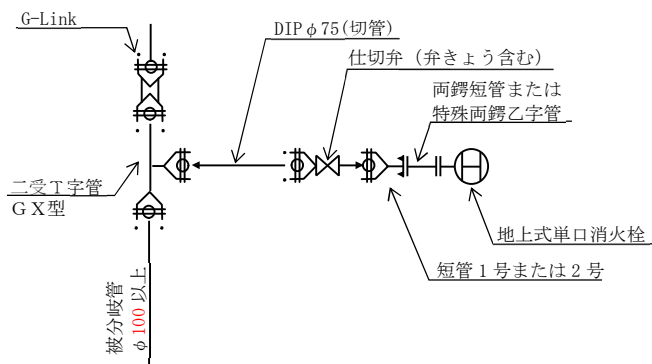
第 11 章 設計編
「消 火 栓」
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

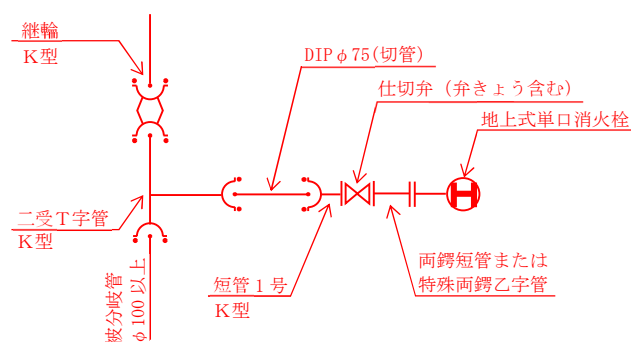
改正案	現 行
第 1 1 章 消火栓 第 1 節～第 2 節 (略) 第 3 節 消火栓の設置 消火栓を設置する際は以下の点に留意すること。 (1) 原則として、口径φ <u>100</u> 以上の配水管に単口消火栓を設置すること。<u>ただし、取水可能水量が 1 m³/分以上であれば口径φ 75 以上でも可とする。(消防本部警防課、水道維持課など関係課所室との協議必要)</u> (2) ～ (7) (略) (解説) 1 (略) <u>2 消火栓の修理時におけるボルト交換を容易にするための間隔を確保しなければならない。</u> <u>3 地盤が軟弱な場合、消火栓の自重により沈下するおそれがあるため、基礎コンクリート等により沈下防止の措置を講じなければならない。</u> <u>4 消火栓用の弁きょうは構造上、輪荷重に耐える構造となっていないため、<u>車両等の通行による荷重が掛かる場所に消火栓用弁きょうを設置する場合は、5 号Ⅲ型を使用すること。(設置については、1 3 章 8 節の仕切弁きょうおよび止水栓きょうの設置に基づくこと)</u></u> <u>5 消火栓の設置完了後は、放水口から水が出るか、排水弁から排水できるか等機能の確認を行わなければならない。</u>	第 1 1 章 消火栓 第 1 節～第 2 節 (略) 第 3 節 消火栓の設置 消火栓を設置する際は以下の点に留意すること。 (1) 原則として、口径φ <u>150</u> 以上の配水管に単口消火栓を設置すること。 (2) ～ (7) (略) (解説) 1 (略) <u>2 被分岐管がφ 100 以下の場合は担当者と協議すること。</u> <u>3 消火栓の修理時におけるボルト交換を容易にするための間隔を確保しなければならない。</u> <u>4 地盤が軟弱な場合、消火栓の自重により沈下するおそれがあるため、基礎コンクリート等により沈下防止の措置を講じなければならない。</u> <u>5 消火栓用の弁きょうは構造上、輪荷重に耐える構造となっていないため、<u>設置箇所を十分に考慮すること。</u></u> <u>6 消火栓の設置完了後は、放水口から水が出るか、排水弁から排水できるか等機能の確認を行わなければならない。</u>

消火栓標準配管図 【被分岐管が耐震管の場合】

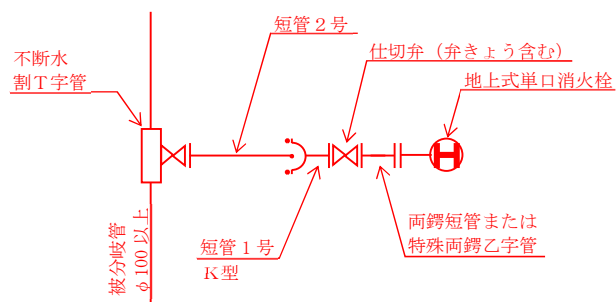
(例1 G X型の場合)



(例2 K型の場合)



(例3 不断水割T字管使用の場合)



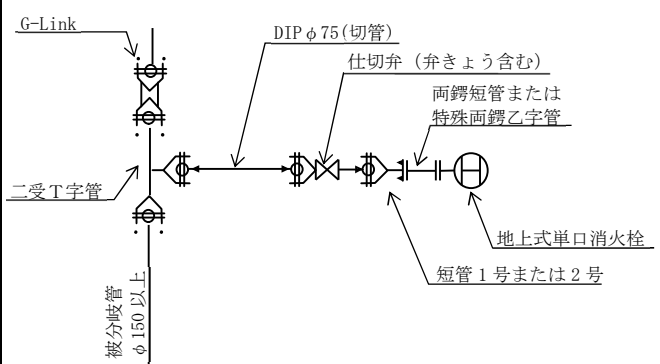
※施工内容は水道維持課との協議によることとし、申請図面工事概要に水道維持課との協議内容を記載すること。

※輪荷重がかかる場所に設置する場合は、弁きょう5号Ⅲ型を使用すること。

第4節 弁きょうの設置

弁きょうの設置は、「第13章第8節 仕切弁きょうおよび止水栓きょうの設置」に基づくこと。

消火栓標準配管図 【被分岐管が耐震管の場合】



第4節 弁きょうの設置

弁きょうの設置は、「第13章第7節 仕切弁きょうおよび止水栓きょうの設置」に基づくこと。

第 12 章 設計編

「図面の作成」

新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第 1 2 章 図面の作成 第 1 節 作図の基本事項 1 作図の留意点 図面等を作成する際は以下の点に留意すること。 (1) 図面の種類は、位置図・平面図・立面図および詳細図 <u>(拡大図等)</u> とする。 (2) 用紙サイズは、原則として A 3 判とする。 (3) <u>平面図・立面図には必ず縮尺を記載し、縮尺は、次のとおりとする。</u> ア 位置図： 1/1, 500 <u>を基本</u> とする。 イ 平面図： 1/100 <u>を基本</u> とする。 ウ 立面図：<u>特に定めない</u> エ 詳細図：<u>特に定めない</u> (4) ～ (9) (略) <u>(10) 申請者と土地所有者が異なる場合、土地に共有者がいる場合は、1 階平面図の対象敷地内に土地所有者について申請者との続柄を併記して記載する。(余白不足で敷地内に記載できない場合は敷地近傍に記載でも可。)</u> <u>(11) 私道内で施工する場合は、土地所有者を記載すること。</u> <u>(12) 外部水栓の設置において、排水設備に接続しない場合、平面図および立面図の外部水洗付近に地下浸透または放流先を記載すること。</u> <u>(13) 共同住宅等において給湯器を複数設置する場合は平面図、立面図共に部屋番号を記載すること。</u> (解説) 1 ～ 2 (略) 3 立面図は、給水装置のみを立体的に描くもので、平面図で表すことのできない部分についても描く図面である。立面図の作成にあたっては、平面図上で水平な線は水平に、縦の線は、45° の傾斜線（右傾斜、左傾斜どちらでもよい）で、同一方向とし、立上り管等は、垂直に記入する。また、分岐点より給水栓に向かって管が 45° を超えて立上がる場合には、数字の前に +（プラス）を、下がる場合には -（マイナス）の符号を付ける。なお、<u>パソコン</u> による作図の場合、水平	第 1 2 章 図面の作成 第 1 節 作図の基本事項 1 作図の留意点 図面等を作成する際は以下の点に留意すること。 (1) 図面の種類は、位置図・平面図・立面図および詳細図とする。 (2) 用紙サイズは、原則として A 3 判とする。 (3) 縮尺は、次のとおりとする。 ア 位置図：<u>原則として</u> 1/1, 500 とする。 イ 平面図：<u>原則として</u> 1/100 とする。 ウ 立面図：<u>なし</u> エ 詳細図：<u>なし</u> (4) ～ (9) (略) (解説) 1 ～ 2 (略) 3 立面図は、給水装置のみを立体的に描くもので、平面図で表すことのできない部分についても描く図面である。立面図の作成にあたっては、平面図上で水平な線は水平に、縦の線は、45° の傾斜線（右傾斜、左傾斜どちらでもよい）で、<u>しかも</u> 同一方向とし、立上り管等は、垂直に記入する。また、分岐点より給水栓に向かって管が 45° を超えて立上がる場合には、数字の前に +（プラス）を、下がる場合には -（マイナス）の符号を付ける。なお、<u>コンピューター</u> による作

方向は 30° 回転、垂直方向は 60° 回転とする。

4 (略)

5 平面図の縮尺は 1/100 を基本とするが、建築物の規模等により 1/100 から 1/600 以内とすることができる。

6 (略)

7 特殊器具の場合は 図示記号、浄水器、活水器、食器洗浄機、タンクレストイレ、給湯器等は引出線を用いて名称等を記入すること。

2 給水装置の表示標準

(1) 給水装置の表示標準

2 給水装置の表示標準

(1) 管路

管種および管路の表示は、文字記号による。

名 称	ダクタイル鋳鉄管	鋳 鉄 管	ポリエチレン粉体 ライニング鋼管	亜鉛めっき鋼管
文字 記号	D I P φ 00	C I P φ 00	S G P - P B 又は S G P - P D 00A	G P 00A
名 称	塗覆装鋼管	硬質ポリ塩化ビ ニル管	水道用硬質 ポリ塩化ビニル管	水道用ゴム輪形硬質 ポリ塩化ビニル管
文字 記号	S G P 00A	V P φ 00	H I V P φ 00	R R V P φ 00
名 称	水道用ゴム輪形硬質 ポリ塩化ビニル管	ポリエチレン管	ステンレス鋼鋼管	石綿セメント管
文字 記号	R R H I V P φ 00	P P φ 00	S S P 00A	A C P φ 00
名 称	鋼板巻込み 石綿セメント管	鉛 管	銅 管	被覆鋼管
文字 記号	S A C P φ 00	L P φ 00	C P 00A	C C P 00A
名 称	架橋 ポリエチレン管	ポリブテン管	水道配水用 ポリエチレン管	
文字 記号	X P E P φ 00	P B P φ 00	H P P E φ 00	

(2) (略)

(3) 給水栓類

給水栓類の表示は、図示記号による。

区 分	平 面 図			
名 称	一 般 器 具			
	給水栓類	シャワーヘッド	フラッシュバルブ	ボールタップ
図示 記号				
区 分	平 面 図		給湯器	特殊器具
名 称	一 般 器 具			
	不凍給水栓	温水混合給水栓		
図示 記号				
区 分	立 面 図			
名 称	一 般 器 具			
	給水栓類	シャワーヘッド	フラッシュバルブ	ボールタップ
図示 記号				
区 分	立 面 図		給湯器	特殊器具
名 称	一 般 器 具			
	不凍給水栓	温水混合給水栓		
図示 記号				

(4) ~ (5) (略)

(6) その他

図の場合、水平方向は 30° 回転、垂直方向は 60° 回転とする。

4 (略)

5 平面図の縮尺は、建築物の規模等により 1/100 から 1/600 以内とすることができる。

6 (略)

7 特殊器具の場合、一般的なものは符号、浄水器や活水器、皿洗器等特殊なものは引出線を用いて名称等を記入すること。

2 給水装置の表示標準

(1) 給水装置の表示標準

2 給水装置の表示標準

(1) 管路

管種および管路の表示は、文字記号による。

名 称	ダクタイル鋳鉄管	鋳 鉄 管	ポリエチレン粉体 ライニング鋼管	亜鉛めっき鋼管
文字 記号	D I P φ 00	C I P φ 00	S G P - P B 又は S G P - P D 00A	G P 00A
名 称	塗覆装鋼管	硬質ポリ塩化ビ ニル管	水道用硬質 ポリ塩化ビニル管	水道用ゴム輪形硬質 ポリ塩化ビニル管
文字 記号	S G P 00A	V P φ 00	H I V P φ 00	R R V P φ 00
名 称	水道用ゴム輪形硬質 ポリ塩化ビニル管	ポリエチレン管	ステンレス鋼鋼管	石綿セメント管
文字 記号	R R H I V P φ 00	P P φ 00	S S P 00A	A C P φ 00
名 称	鋼板巻込み 石綿セメント管	鉛 管	銅 管	被覆鋼管
文字 記号	S A C P φ 00	L P φ 00	C P 00A	C C P 00A
名 称	架橋 ポリエチレン管	ポリブテン管	水道配水用 ポリエチレン管	
文字 記号	X P E P φ 00	P B P φ 00	H P P E φ 00	

(2) (略)

(3) 給水栓類

給水栓類の表示は、符号による。

区 分	平 面 図			
名 称	一 般 器 具			
	給水栓類	シャワーヘッド	フラッシュバルブ	ボールタップ
符 号				
区 分	平 面 図		給湯器	特殊器具
名 称	一 般 器 具			
	不凍給水栓	温水混合給水栓		
符 号				
区 分	立 面 図			
名 称	一 般 器 具			
	給水栓類	シャワーヘッド	フラッシュバルブ	ボールタップ
符 号				
区 分	立 面 図		給湯器	特殊器具
名 称	一 般 器 具			
	不凍給水栓	温水混合給水栓		
符 号				

(4) ~ (5) (略)

(6) その他

この給水装置の表示標準のほか、配水管工事標準仕様要領集

(URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html>)「2 完成図作成要領」の「配管記号図」に基づくこと。

第2節 設計図

(本文略)

(解説)

1 (略)

2 図面には、工事場所、申込者名および指定工事事業者名を必ず記入すること。

3～5 (略)

第3節 竣工図

(本文略)

(解説)

1 (略)

(1) 工事場所、申込者名、指定工事事業者名、図面枚数、受付番号

(2)～(6) (略)

(7) 埋設深度(局管・私管)、被分岐管埋設位置境界からの距離、給水管埋設位置境界(右・左)からの距離

(8)～(12) (略)

(13) 使用材料の基準適合確認方法

2 共用管および口径φ50以上の専用管等の竣工図を作成するときは、配水管工事標準仕様要領集([URL https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html](https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html))「2 完成図作成要領」に基づくこと。

3 共用管および口径φ50以上の専用管等で道路に仕切弁を設置するときは、配水管工事標準仕様要領集([URL https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html](https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html))「4 仕切弁支距図作成要領」に基づき仕切弁支距図を作成すること。

この給水装置の表示標準のほか、第24章 配水管工事標準仕様要領集(抜粋) P204「2 完成図作成要領」の「配管記号図」に基づくこと。

第2節 設計図

(本文略)

(解説)

1 (略)

2 図面には、工事場所、申込者名および指定工事業業者名を必ず記入すること。

3～5 (略)

第3節 竣工図

(本文略)

(解説)

1 (略)

(1) 工事場所、申込者名、指定工事業業者名、図面枚数、受付番号

(2)～(6) (略)

(7) 埋設深度(局管・私管)、被分岐管埋設位置境界より、給水管埋設位置境界(右・左)より

(8)～(12) (略)

(13) 鉄管類の既設管内面状況(せん孔または切落した場合)

ア ライニング管 ⇒ 内面モルタル・内面エポキシ
イ 無ライニング管 ⇒ 内面無ライニングと記入する。

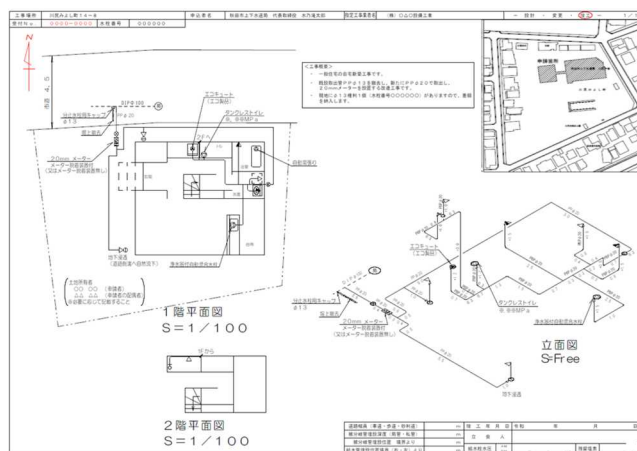
(14) 使用材料の基準適合確認方法

2 共用管および口径φ50以上の専用管等の竣工図を作成するときは、第24章 配水管工事標準仕様要領集(抜粋) P204「2 完成図作成要領」に基づくこと。

3 共用管および口径φ50以上の専用管等で道路に仕切弁を設置するときは、第24章 配水管工事標準仕様要領集(抜粋) P213「4 仕切弁支距図作成要領」に基づき仕切弁支距図を作成すること。

竣工図作成要領 （記載例 25）

※ 竣工図は将来の維持管理等の基本資料になるため、正確に記載すること。



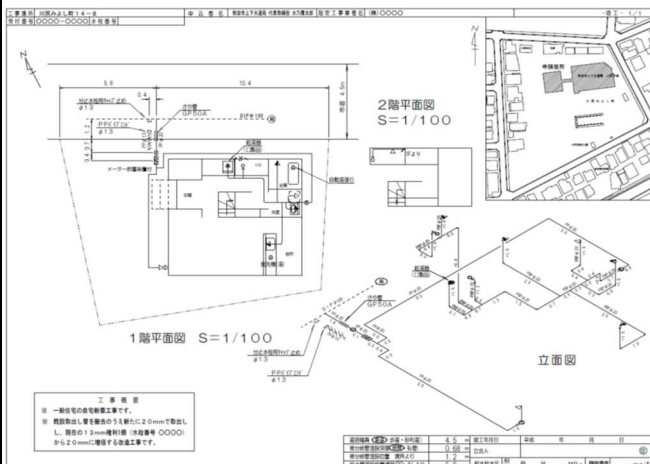
- 1 上図のとおりとし、次の事項を記載すること。
 - (1) 工事場所、申込者名、指定工事事業者名、図面枚数、受付番号
 - (2) ～ (10) (略)
- 2 (略)
- 3 竣工図の2枚目以降は、水栓番号および右下の枠（道路幅員、被分岐管理設深度、被分岐管理設位置、給水管埋設位置境界、竣工年月日、立合人、給水栓水圧、残塩濃度）を削除する。



4 (略)

竣工図作成要領 （記載例 25）

※ 竣工図は将来の維持管理等の基本資料になるため、正確に記載すること。



- 1 上図のとおりとし、次の事項を記載すること。
 - (1) 工事場所、申込者名、指定工事事業者名、図面枚数、受付番号
 - (2) ～ (10) (略)
- 2 (略)
- 3 竣工図の2枚目以降は、水栓番号および右下の枠（道路幅員、被分岐管理設深度、被分岐管理設位置、給水管埋設位置境界、竣工年月日、立合人、給水栓水圧、残塩濃度）を削除する。

4 (略)

第 13 章 施工編

「 施 工 」

新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行																										
第13章 施工 第1節 基本事項 工事の施工の際は、以下の点に留意すること。 (1) 工事現場には、<u>許可</u>番号、道路占用許可番号、申込者名、指定工事事業者名、および主任技術者名等を記載した看板を必ず掲示すること。 (2)～(5) (略) (解説) 1～2 (略) 3 管理者の承認を受けた工事であることを明示するため、現場内の見えやすい場所に看板を必ず掲示しなければならない。	第13章 施工 第1節 基本事項 工事の施工の際は、以下の点に留意すること。 (1) 工事現場には、<u>受付</u>番号、道路占用許可番号、申込者名、指定工事業者名、および主任技術者名等を記載した看板を必ず掲示すること。 (2)～(5) (略) (解説) 1～2 (略) 3 管理者の承認を受けた工事であることを明示するため、現場内の見えやすい場所に看板を必ず掲示しなければならない。																										
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">給水装置工事承認表示</th></tr> <tr> <td>許可番号</td><td>年月日第号</td></tr> <tr> <td>道路占用許可番号</td><td> 国道の場合 … 占国東整秋道管一第〇〇号 県道の場合 … 指令秋建一4一第〇〇号 市道の場合 … 秋田市指令道第〇〇号 駅東工事事務所の場合 … 〇〇駅東第〇〇号 </td></tr> <tr> <td>申込者氏名</td><td></td></tr> <tr> <td>指定工事事業者名</td><td></td></tr> <tr> <td>主任技術者氏名</td><td></td></tr> <tr> <td>連絡先</td><td></td></tr> </table>	給水装置工事承認表示		許可番号	年月日第号	道路占用許可番号	国道の場合 … 占国東整秋道管一第〇〇号 県道の場合 … 指令秋建一4一第〇〇号 市道の場合 … 秋田市指令道第〇〇号 駅東工事事務所の場合 … 〇〇駅東第〇〇号	申込者氏名		指定工事事業者名		主任技術者氏名		連絡先		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">給水装置工事承認表示</th></tr> <tr> <td>受付番号</td><td>年月日第号</td></tr> <tr> <td>道路占用許可番号</td><td> 国道の場合 … 占国東整秋道管一第〇〇号 県道の場合 … 指令秋建一4一第〇〇号 市道の場合 … 秋田市指令道第〇〇号 駅東工事事務所の場合 … 〇〇駅東第〇〇号 </td></tr> <tr> <td>申込者氏名</td><td></td></tr> <tr> <td>指定工事業者名</td><td></td></tr> <tr> <td>主任技術者氏名</td><td></td></tr> </table>	給水装置工事承認表示		受付番号	年月日第号	道路占用許可番号	国道の場合 … 占国東整秋道管一第〇〇号 県道の場合 … 指令秋建一4一第〇〇号 市道の場合 … 秋田市指令道第〇〇号 駅東工事事務所の場合 … 〇〇駅東第〇〇号	申込者氏名		指定工事業者名		主任技術者氏名	
給水装置工事承認表示																											
許可番号	年月日第号																										
道路占用許可番号	国道の場合 … 占国東整秋道管一第〇〇号 県道の場合 … 指令秋建一4一第〇〇号 市道の場合 … 秋田市指令道第〇〇号 駅東工事事務所の場合 … 〇〇駅東第〇〇号																										
申込者氏名																											
指定工事事業者名																											
主任技術者氏名																											
連絡先																											
給水装置工事承認表示																											
受付番号	年月日第号																										
道路占用許可番号	国道の場合 … 占国東整秋道管一第〇〇号 県道の場合 … 指令秋建一4一第〇〇号 市道の場合 … 秋田市指令道第〇〇号 駅東工事事務所の場合 … 〇〇駅東第〇〇号																										
申込者氏名																											
指定工事業者名																											
主任技術者氏名																											
第2節 分岐工事 分岐工事における注意事項 (1) (略) (2) 異形管または継手から分岐を行わないこと。 <u>また、配水本管および配水支管からの同径分岐は原則できないものとする。(第9章第1節1の(2)ただし書を参照のこと)</u> (3) (略) (4) <u>不断水</u>割T字管およびサドル付分水栓取付け後は水圧試験を行うこと。 (5)～(7) (略) (8) 切り取り工事において断水等を伴う場合は、<u>断水予定日の14日前までに検査員と</u>協議すること。 (9) (略) (解説)	第2節 分岐工事 分岐工事における注意事項 (1) (略) (2) 異形管または継手から分岐を行わないこと。 (3) (略) (4) 割T字管およびサドル付分水栓取付け後は水圧試験を行うこと。 (5)～(7) (略) (8) 切り取り工事において断水等を伴う場合は、<u>事前に</u>協議すること。 (9) (略) (解説) 1 分岐工事は、イ 分岐標準配管図に基づき施工し																										

1 分岐工事は、イ 分岐標準配管図に基づき施工しなければならない。(第13章第2節イ)

2 不断水割T字管およびサドル付分水栓の取付けは、管体強度の減少を防止するため、他の給水装置の分岐位置および異形管または管末等から30cm以上離さなければならない。

3～4 (略)

5 不断水割T字管のせん孔は、横せん孔とし、二受T字管およびチーズの分岐は、水平方向とする。また、サドル付分水栓のせん孔は、上せん孔とする。

6 不断水割T字管およびサドル付分水栓取付け後の水圧試験は、管路等の水圧試験要領に基づき実施しなければならない。

7～14 (略)

ア 分岐時におけるポリエチレンスリーブ施工要領
(図略)

イ 分岐標準配管図

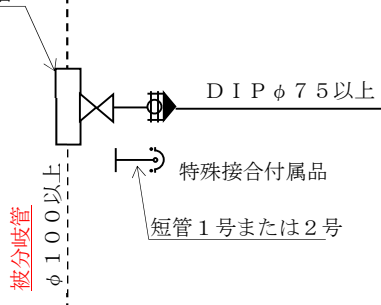
※ 配管図は、被分岐管×分岐管とする。

(ア) 不断水工事 (不断水割T字管)

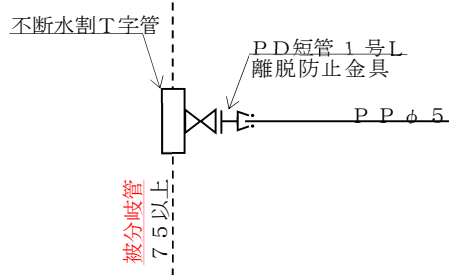
切管の最小長さは、原則として次のとおりとし、配水本管および配水支管からの同径分岐はできないものとする。(第9章第1節1の(2)ただし書を参照のこと)

(表略)

a $\phi 100$ 以上×DIP $\phi 75$ 以上の場合
耐震型不断水割T字管



b $\phi 75$ 以上×PP $\phi 50$ 以上の場合



なければならない。

2 割T字管およびサドル付分水栓の取付けは、管体強度の減少を防止するため、他の給水装置の分岐位置および異形管または管末等から30cm以上離さなければならない。

3～4 (略)

5 割T字管のせん孔は、横せん孔とし、二受T字管およびチーズの分岐は、水平方向とする。また、サドル付分水栓のせん孔は、上せん孔とする。

6 割T字管およびサドル付分水栓取付け後の水圧試験は、管路等の水圧試験要領に基づき実施しなければならない。

7～14 (略)

ア 分岐時におけるポリエチレンスリーブ施工要領
(図略)

イ 分岐標準配管図

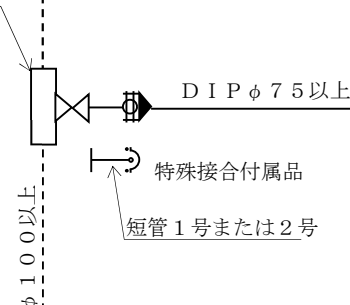
※ 配管図は、被分岐管×分岐管とする。

(ア) 不断水工事 (不断水割T字管)

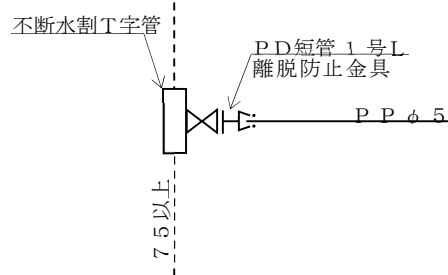
切管の最小長さは、原則として次のとおりとする。

(表略)

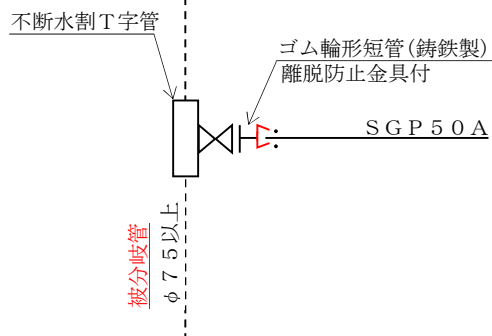
a $\phi 100$ 以上×DIP $\phi 75$ 以上の場合
耐震型不断水割T字管



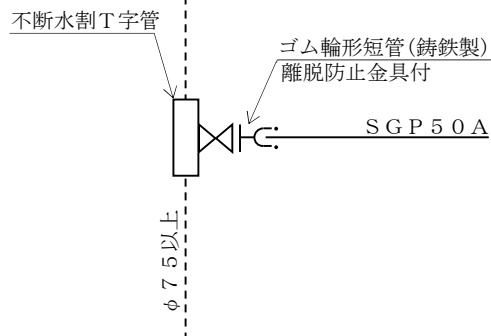
b $\phi 75$ 以上×PP $\phi 50$ 以上の場合



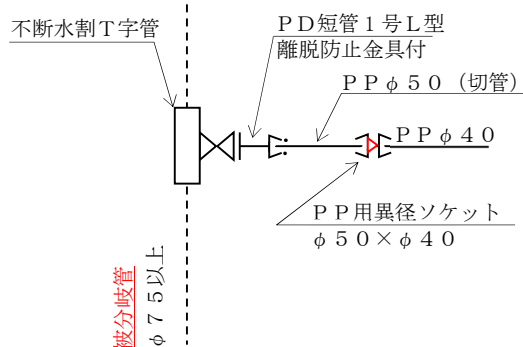
c $\phi 75$ 以上 $\times$ SGP50A 以上の場合



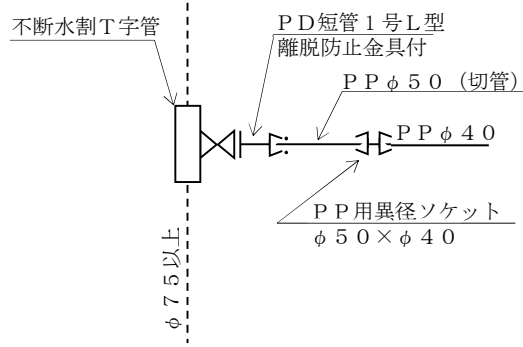
c $\phi 75$ 以上 $\times$ SGP50A 以上の場合



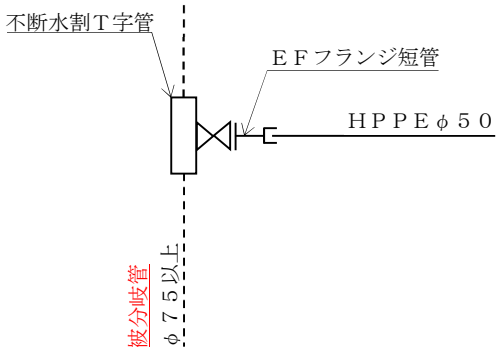
d $\phi 75$ 以上 $\times$ PP $\phi 40$ の場合



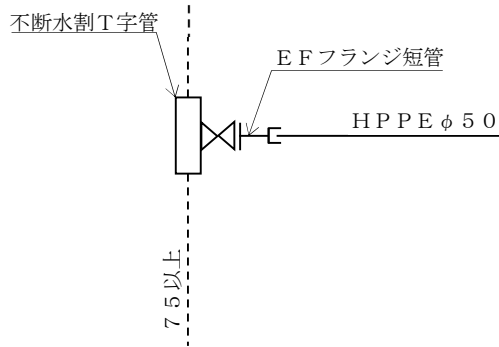
d $\phi 75$ 以上 $\times$ PP $\phi 40$ の場合



e $\phi 75$ 以上 $\times$ HPPE $\phi 50$ 以上の場合

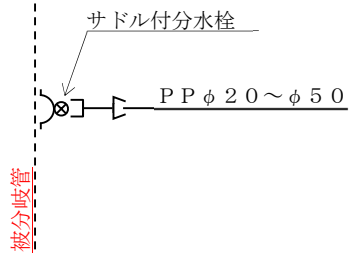


e $\phi 75$ 以上 $\times$ HPPE $\phi 50$ 以上の場合



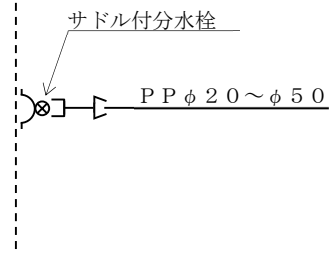
(イ) 不断水工事 (サドル付分水栓)

被分岐管 $\times$ PP $\phi 20 \sim \phi 50$ の場合



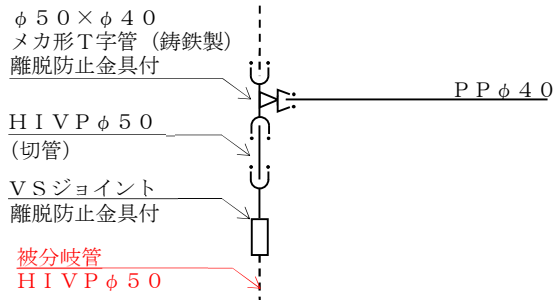
(イ) 不断水工事 (サドル付分水栓)

被分岐管 $\times$ PP $\phi 20 \sim \phi 50$ の場合

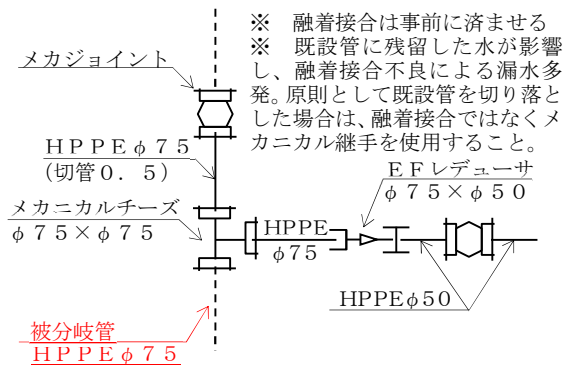


(ウ) 切落し工事

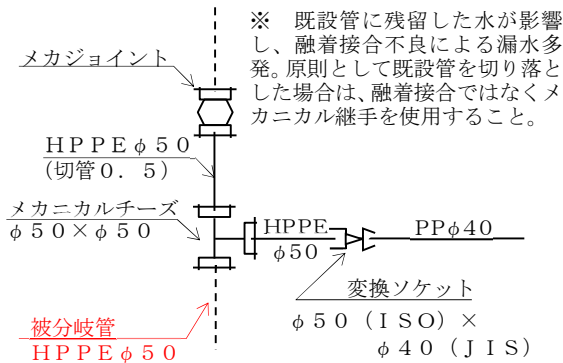
a HIVP $\phi 50 \times$ PP $\phi 40$ の場合



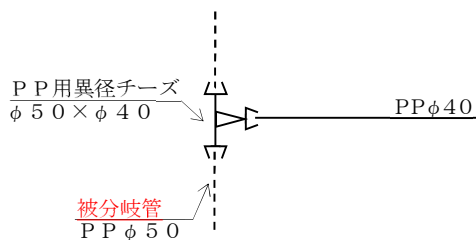
b HPPE $\phi 75 \times$ HPPE $\phi 50$ の場合



c HPPE $\phi 50 \times$ PP $\phi 40$ の場合

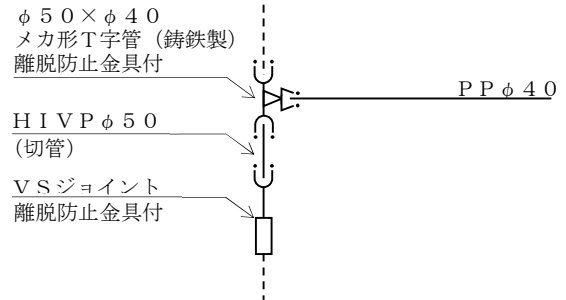


d PP $\phi 50 \times$ PP $\phi 40$ の場合

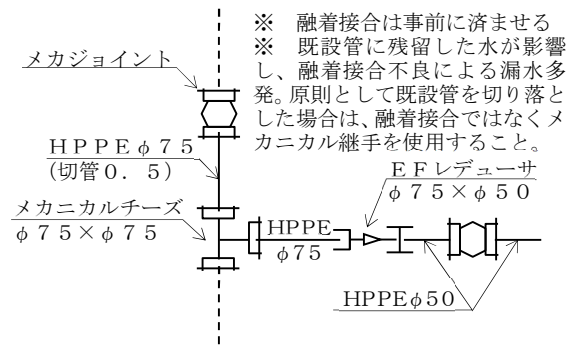


(ウ) 切取り工事

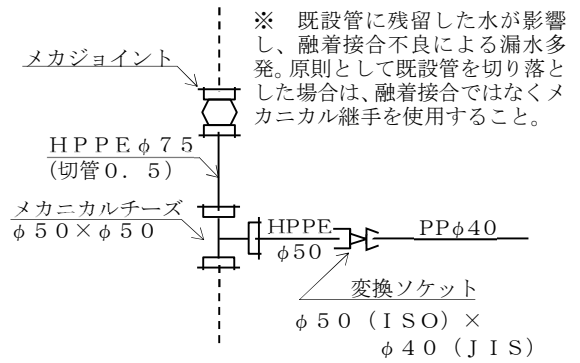
a HIVP $\phi 50 \times$ PP $\phi 40$ の場合



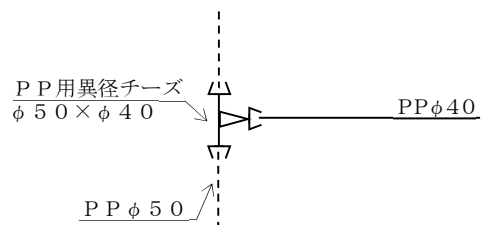
b HPPE $\phi 75 \times$ HPPE $\phi 50$ の場合



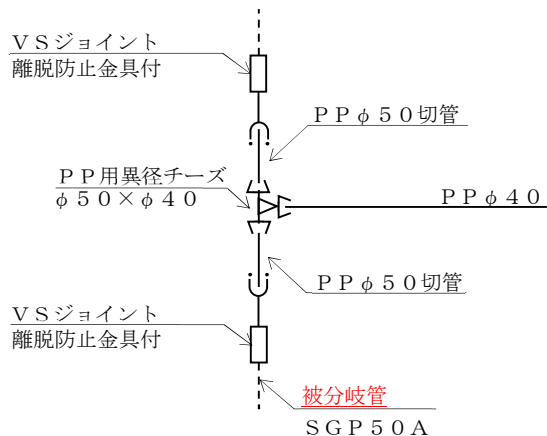
c HPPE $\phi 50 \times$ PP $\phi 40$ の場合



d PP $\phi 50 \times$ PP $\phi 40$ の場合



e SGP50A×PPφ40 の場合



(解説)

- 1 (イ) 不断水工事において分岐管がφ50以上の共用管となる場合は不断水割T字管とする。
- 2 (イ) 不断水工事において被分岐管がφ75で分岐管がφ50の場合は不断水割T字管とする。(第9章第1節参照)

第3節 撤去および分岐止め工事

(本文略)

(解説)

- 1 (略)
- 2 断水等を伴う場合は、断水予定日の14日前までに検査員と協議しなければならない。

撤去および分岐止め標準配管図(切管の最小長さは、分岐標準配管図に準ずる。)

※以下に示す全ての場合において既設管の切取りでも可とする。

a ~ g (略)

第4節 サドル付分水栓せん孔資格

- 1 φ20・φ25のせん孔を行うことができる者
 - (1) ~ (3) (略)
 - (4) 給水装置工事配管技能者

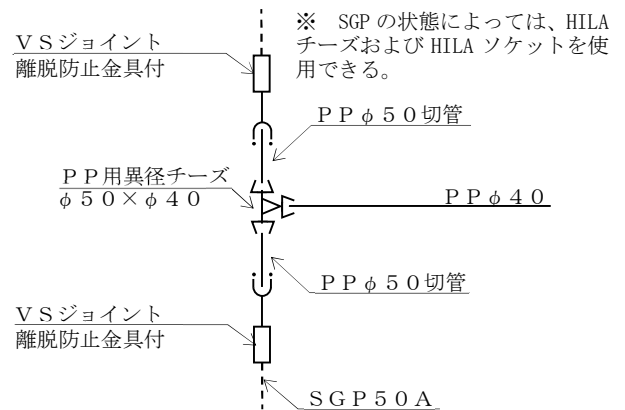
※ (財) 給水装置技術振興財団で認定

※ 水道配水用ポリエチレン管については配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工講習会を修了した者。

(5) (略)

2 (略)

e SGP50A×PPφ40 の場合



第3節 撤去および分岐止め工事

(本文略)

(解説)

- 1 (略)
- 2 断水等を伴う場合は、分岐同様事前に協議しなければならない。

撤去および分岐止め標準配管図(切管の最小長さは、分岐標準配管図に準ずる。)

a ~ g (略)

第4節 サドル付分水栓せん孔資格

- 1 φ20・φ25のせん孔を行うことができる者
 - (1) ~ (3) (略)
 - (4) 給水装置工事配管技能者

※ (財) 給水装置技術振興財団で認定

(5) (略)

2 (略)

3 その他

(1) サドル付分水栓を使用したせん孔を行う場合、口径に係わらず原則として局職員の立会いは行わないものとする。ただし、局が特に必要と認めたときや指定工事事業者から依頼があったときは局職員が立会いする。

(2) 1級配管技士の資格を有し、(社)日本水道協会の「配水管技能者(一般)」または、(財)給水装置技術振興財団の「給水装置工事配管技能者」への移行が済んでいない者は、速やかに登録申請の手続きをすること。

第5節 屋外配管

(本文略)

(1) ～ (5) (略)

(解説)

1 (略)

2 汚水設備に接近した配管は、給水管に漏水等がある場合、断水時に漏水箇所から吸い込みが起こり給水管に汚水が混入し、水道水が汚染されるおそれがあるため避けなければならない。

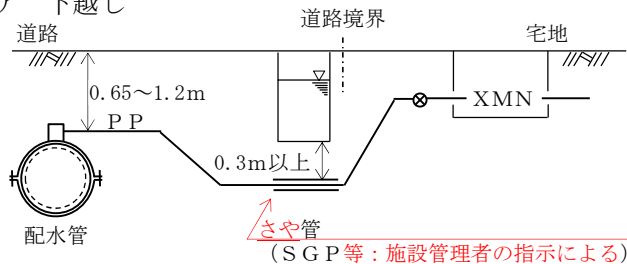
3 (略)

4 (略)

水路・石積等横断の標準配管図

(1) 水路等を横断する配管

ア 下越し



イ (略)

3 その他

(1) サドル付分水栓を使用したせん孔を行う場合、口径に係わらず原則として局職員の立会いは行わないものとする。ただし、必要に応じて局職員の立会いを行うことができるものとする。

(2) 局職員が立会う場合とは、局が特に必要と認めたときや指定工事事業者から依頼があったとき等である。

(3) 1級配管技士の資格を有し、(社)日本水道協会の「配水管技能者(一般)」または、(財)給水装置技術振興財団の給水装置工事配管技能者への移行が済んでいない者は、速やかに登録申請の手続きをすること。

第5節 屋外配管

(本文略)

(1) ～ (5) (略)

(解説)

1 (略)

2 汚水設備に接近した配管は、漏水等がある場合、断水時に逆流のおそれがあるため避けなければならない。

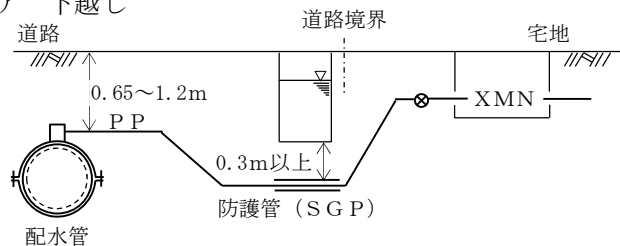
3 (略)

4 (略)

水路・石積等横断の標準配管図

(1) 水路等を横断する配管

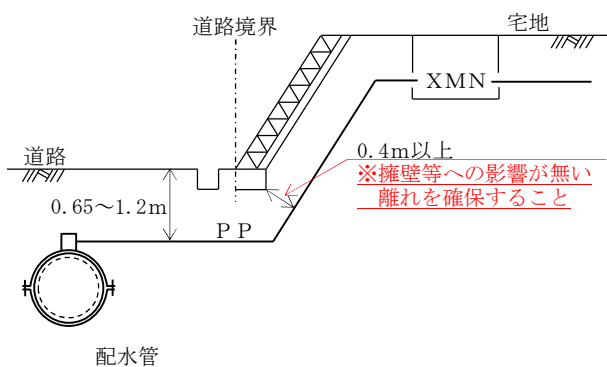
ア 下越し



イ (略)

(2) 石積および擁壁等への配管

ア～ウ (略)



第6節 (略)

第7節 仕切弁および止水栓前後の配管

(本文略)

(解説) (略)

仕切弁・止水栓前後の標準配管図

(1) 仕切弁 (DIP ϕ 75 以上の場合)

※ 一体型仕切弁を設置することができる。

※ 漏水防止と耐震の観点からできる限り一体型仕切弁を設置すること。

(図略)

(2) 仕切弁 (HIVP ϕ 50 以上の場合)

※ H I V P はメーター一次側で使用不可。

(図略)

(3) 仕切弁 (PP ϕ 50 の場合)

※ 一体型仕切弁を設置することができる。

※ 漏水防止と耐震の観点からできる限り一体型仕切弁を設置すること。

(図略)

(4) ～ (6) (略)

第8節 仕切弁きょうおよび止水栓きょうの設置

(本文略)

(1) ～ (3) (略)

(解説)

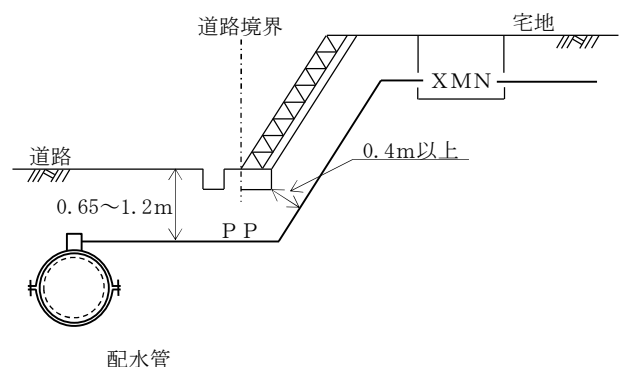
1 (略)

2 仕切弁きょうを設置した場合、仕様書の弁きょうの鉄蓋裏側には、配水管工事標準仕様要領集

(URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html>) の「7 仕切弁表示要領」に基

(2) 石積および擁壁等への配管

ア～ウ (略)



第6節 (略)

第7節 仕切弁および止水栓前後の配管

(本文略)

(解説) (略)

仕切弁・止水栓前後の標準配管図

(1) 仕切弁 (DIP ϕ 75 以上の場合)

※ 一体型仕切弁を設置することができる。

(図略)

(2) 仕切弁 (HIVP ϕ 50 以上の場合)

(図略)

(3) 仕切弁 (PP ϕ 50 の場合)

※ 一体型仕切弁を設置することができる。

(図略)

(4) ～ (6) (略)

第8節 (略)

(本文略)

(1) ～ (3) (略)

(解説)

1 (略)

2 仕切弁きょうを設置した場合、仕様書の弁きょうの鉄蓋裏側には、第24章配水管工事標準仕様要領集(抜粋)の「7 仕切弁表示要領」P229に基づき仕切弁表示プレートを設置すること。

づき仕切弁表示プレートを設置すること。

3～4 (略)

3～4 (略)

第 14 章 施工編
「土木工事」
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第 1 4 章 土木工事 第 1 節 一般事項 (本文略) (1) ～ (3) (略) (4) 工事現場には、必ず<u>主任技術者</u>が常駐すること。 (5) <u>主任技術者は道路占用および使用等の許可書を携帯すること。</u> (6) 公衆災害防止のため、関係法令および許可条件に基づき保安設備を設置すること。 (解説) (略) 第 2 節 掘削 (本文略) (1) ～ (9) (略) (解説) 1 ～ 4 (略) 第 3 節 埋め戻し (本文略) (1) ～ (4) (略) (解説) 1 国道、県道、<u>市道その他一般交通の用に供する道および法定外公共物</u>は、関係官公署の許可および指示に従い、路面復旧標準横断図に基づき埋戻しを行うこと。 2 (略) 3 湧水等がある場合の埋戻しは、有効な転圧ができないため、ポンプ等により排水を行<u>いながら、十分な転圧を行わなければならない。</u> 4 (略) <u>5 HPPE を埋設する場合や掘削底面が礫混じり等で管布設に適さないときは、管下に 10 cm 以上の良質な砂基礎を施すこと。</u> 第 4 節 路面復旧 (本文略)	第 1 4 章 土木工事 第 1 節 一般事項 (本文略) (1) ～ (3) (略) (4) 工事現場には、必ず<u>現場責任者が常駐し、道路占用および使用等の許可書を携帯すること。</u> (5) 公衆災害防止のため、関係法令および許可条件に基づき保安設備を設置すること。 (解説) (略) 第 2 節 掘削 (本文略) (1) ～ (9) (略) (解説) 1 ～ 4 (略) <u>5 HPPE を埋設する場合や掘削底面が礫混じり等で管布設に適さないときは、管下に 10 cm 以上の良質な砂基礎を施すこと。</u> 第 3 節 埋め戻し (本文略) (1) ～ (4) (略) (解説) 1 国道、県道、<u>農道および市道</u>は、関係官公署の許可および指示に従い、路面復旧標準横断図に基づき埋戻しを行うこと。 2 (略) 3 湧水等がある場合の埋戻しは、有効な転圧ができないため、ポンプ等により排水を行<u>わなければならない。</u> 4 (略) 第 4 節 路面復旧 (本文略)

(1) ～ (5) (略)

(解説)

1 国道、県道、市道その他一般交通の用に供する道および法定外公共物は、路面復旧標準横断図(P51～53)に基づき路面復旧を行うこと。

2 仮復旧における所定の厚さは、道路管理者の指示によるが、市道など生活道路の場合は、車道、歩道ともに 3 c mとする。

3 指定工事事業者は、本復旧が完成するまでの間、責任を持って路面等の管理補修を行わなければならない。

4 ～ 5 (略)

(1) ～ (5) (略)

(解説)

1 国道、県道、農道および市道は、路面復旧標準横断図(P50～52)に基づき路面復旧を行うこと。

2 仮復旧における所定の厚さは、車道の場合 3 cm、歩道の場合 3 cmとする。

3 指定工事業者は、本復旧が完成するまでの間、責任を持って路面等の管理補修を行わなければならない。

4 ～ 5 (略)

第 15 章 施工編
「管の接合」
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第 1 5 章 管の接合 第 1 節～第 2 節 (略) 第 3 節 水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管の接合 (本文略) (1) (略) (2) 管の接合は、さし込み接合とする。 <u>注) H I V P はメーター上流側に使用できない。</u> (解説) (略) 第 4 節～第 8 節 (略) 第 9 節 異径管の接合 管口径の変更は、<u>一つのソケット継手で口径を変える場合には</u> 3 段落ちまでとし、「異径ソケット」を使用し施工すること。<u>(異径 T 字管継手を使用する場合を除く)</u> (解説) (略)	第 1 5 章 管の接合 第 1 節～第 2 節 (略) 第 3 節 水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管の接合 (本文略) (1) (略) (2) 管の接合は、さし込み接合とする。 (解説) (略) 第 4 節～第 8 節 (略) 第 9 節 異径管の接合 管口径の変更は、3 段落ちまでとし、「異径ソケット」を使用し施工すること。 (解説) (略)

第 16 章 施工編
「工事検査」
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行																																																																										
第16章 工事検査	第16章 工事検査																																																																										
第1節 工事検査の手続き	第1節 工事検査の手続き																																																																										
(本文略)	(本文略)																																																																										
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)																																																																										
(解説)	(解説)																																																																										
1～2 (略)	1～2 (略)																																																																										
3 工事検査申込みに伴う提出書類は、次表のとおりとする。	3 工事検査申込みに伴う提出書類は、次表のとおりとする。																																																																										
<table><tr><th rowspan="2">提出書類</th><th colspan="2">竣工検査</th><th rowspan="2">一部検査</th><th rowspan="2">再検査</th></tr><tr><th>現 地</th><th>書 類</th></tr><tr><td>検査申込書(必須)</td><td>1部</td><td>1部</td><td>1部</td><td>1部</td></tr><tr><td>給水装置工事社内検査報告書(必須)</td><td>1部</td><td>1部</td><td>1部</td><td>1部</td></tr><tr><td>竣工図面等(必須)</td><td>2部</td><td>2部</td><td>2部</td><td>2部</td></tr><tr><td>材料基準適合確認書(必須)</td><td>2部</td><td>2部</td><td>2部</td><td>2部</td></tr><tr><td>工事写真(必要に応じて)</td><td>1部</td><td>1部</td><td>1部</td><td>1部</td></tr><tr><td>水道メーター取付および使用開始届(必要に応じて)</td><td>1部</td><td>—</td><td>1部</td><td>1部</td></tr></table>	提出書類	竣工検査		一部検査	再検査	現 地	書 類	検査申込書(必須)	1部	1部	1部	1部	給水装置工事社内検査報告書(必須)	1部	1部	1部	1部	竣工図面等(必須)	2部	2部	2部	2部	材料基準適合確認書(必須)	2部	2部	2部	2部	工事写真(必要に応じて)	1部	1部	1部	1部	水道メーター取付および使用開始届(必要に応じて)	1部	—	1部	1部	<table><tr><th rowspan="2">提出書類</th><th colspan="2">竣工検査</th><th rowspan="2">一部検査</th><th rowspan="2">再検査</th></tr><tr><th>現 地</th><th>書 類</th></tr><tr><td>検査申込書</td><td>1部</td><td>1部</td><td>1部</td><td>1部</td></tr><tr><td>社内検査報告書</td><td>1部</td><td>1部</td><td>1部</td><td>1部</td></tr><tr><td>図 面</td><td>2部</td><td>2部</td><td>2部</td><td>2部</td></tr><tr><td>材料基準適合確認書</td><td>2部</td><td>2部</td><td>2部</td><td>2部</td></tr><tr><td>工事写真</td><td>1部</td><td>1部</td><td>1部</td><td>1部</td></tr><tr><td>水道メーター取付および使用開始届</td><td>1部</td><td>—</td><td>1部</td><td>1部</td></tr></table>	提出書類	竣工検査		一部検査	再検査	現 地	書 類	検査申込書	1部	1部	1部	1部	社内検査報告書	1部	1部	1部	1部	図 面	2部	2部	2部	2部	材料基準適合確認書	2部	2部	2部	2部	工事写真	1部	1部	1部	1部	水道メーター取付および使用開始届	1部	—	1部	1部
提出書類		竣工検査				一部検査	再検査																																																																				
	現 地	書 類																																																																									
検査申込書(必須)	1部	1部	1部	1部																																																																							
給水装置工事社内検査報告書(必須)	1部	1部	1部	1部																																																																							
竣工図面等(必須)	2部	2部	2部	2部																																																																							
材料基準適合確認書(必須)	2部	2部	2部	2部																																																																							
工事写真(必要に応じて)	1部	1部	1部	1部																																																																							
水道メーター取付および使用開始届(必要に応じて)	1部	—	1部	1部																																																																							
提出書類	竣工検査		一部検査	再検査																																																																							
	現 地	書 類																																																																									
検査申込書	1部	1部	1部	1部																																																																							
社内検査報告書	1部	1部	1部	1部																																																																							
図 面	2部	2部	2部	2部																																																																							
材料基準適合確認書	2部	2部	2部	2部																																																																							
工事写真	1部	1部	1部	1部																																																																							
水道メーター取付および使用開始届	1部	—	1部	1部																																																																							
(1) 検査申込書とは、第3節1(1)～(3)への申込書をいう。	(1) 検査申込書とは、第3節1(1)～(3)への申込書をいう。																																																																										
<u>(2) 工事写真とは、せん孔、水洗化、撤去等の配管写真をいう。(第3節5参照)</u>	<u>(2) 社内検査報告書とは、給水装置工事社内検査報告書をいう。</u>																																																																										
<u>(3) 水道メーター取付および使用開始届とは、工事中一栓あるいは検査時のメーターを出庫する際に用いる書類であり、窓口交付またはホームページで取得する。</u>	<u>(3) 図面とは、竣工図面等をいう。</u>																																																																										
<u>(4) その他、局が指定する添付書類</u>	<u>(4) 工事写真とは、配管写真およびせん孔写真をいう。</u>																																																																										
4 工期については各業者が確実に把握し、局からの指示(連絡)を待たずして延期手続きすること。	<u>(5) 水道メーター取付および使用開始届とは、工事中一栓あるいは検査時のメーターを出庫する際に用いる書類であり、窓口で交付する。</u>																																																																										
第2節 工事検査	<u>(6) その他、局が指定する添付書類</u>																																																																										
(本文略)	4 工期については各業者が確実に把握し、局からの指示(連絡)を待たずして手続きすること。																																																																										
(1) (略)	第2節 工事検査																																																																										
(2) 局が行う検査は、竣工検査、書類検査、現地一栓検査、一部検査および再検査とし、主任技術者は、現地検査に立ち会わなければならない。	(本文略)																																																																										
<u>なお、書類検査は机上検査であり、立会いは不要である。</u>	(1) (略)																																																																										
(3) 指定工事事業者は、竣工検査合格後、申込者に	(2) 局が行う検査は、竣工検査、一部検査および再検査とし、主任技術者は、現地検査に立ち会わなければならない。																																																																										
	(3) 指定工事事業者は、竣工検査合格後、申込者に対																																																																										

対して給水装置の引渡しを行う際に、社内検査報告書と竣工図書を必ず提出しなければならない。

また、給水装置の使用法および維持管理についても十分説明しなければならない。

(4) (略)

(解説)

1 主任技術者の行う社内検査は、工事後の給水装置の構造および材質が、施行令第6条の基準に適合していることを確認するとともに、工事申込者との工事契約の内容の最終チェックでもある。

2 (略)

3 局が行う検査は、管理上必要なものについて行うほか、給水装置の構造および材質が、施行令第6条の基準に適合しているかについて行うものである。したがって、局は、指定工事事業者と申込者との工事契約の内容を検査するものではない。

第3節 検査の種類

1～2 (略)

3 現地検査の主な項目

(1) 竣工図と現地出来形の照合

(2) 配水管への取付口からメーターまでの部分について現地および工事写真と照合する。

(3) 水圧試験

試験水圧および加圧時間は、次の表または、ア～オのとおりとする。

口径 (mm)	試験水圧 (MPa)	加圧時間
13～25	1.75	1分以上
40・50	1.00	10分以上
75以上	0.75	30分以上

ア～イ (略)

ウ 配水管布設工事に準ずるものについては、配水管工事標準仕様要領集

(URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/100880/1008345.html>) の「9管路等の水圧試験要領」に基づくこと。

(4) メーター、止水栓、逆止弁の設置状況およびメーターの動作確認をする。

して給水装置の引渡しを行う際に、社内検査報告書と竣工図書を必ず提出しなければならない。

また、給水装置の使用法および維持管理についても十分説明しなければならない。

(4) (略)

(解説)

1 主任技術者の行う社内検査は、工事後の給水装置の構造および材質が、施行令第5条の基準に適合していることを確認するとともに、工事申込者との工事契約の内容の最終チェックでもある。

2 (略)

3 局が行う検査は、管理上必要なものについて行うほか、給水装置の構造および材質が、施行令第5条の基準に適合しているかについて行うものである。したがって、局は、指定工事事業者と申込者との工事契約の内容を検査するものではない。

第3節 検査の種類

1～2 (略)

3 現地検査の主な項目

(1) 竣工図の確認

配水管への取付口からメーターまでの部分について現地および工事写真と照合する。

(2) 水圧試験

試験水圧および加圧時間は、次のとおりとする。

(3) メーター、止水栓、逆止弁の設置状況およびメーターの動作確認をする。

口径 (mm)	試験水圧 (MPa)	加圧時間
13～25	1.75	1分以上
40・50	1.00	10分以上
75以上	0.75	30分以上

ア～イ (略)

ウ 配水管布設工事に準ずるものについては、第24章配水管工事標準仕様要領集抜粋の「9管路等の水圧試験要領」に基づくこと。

(5) すべての給水用具はメーターを通過しているかを確認する。

(6) 残留塩素濃度 (0.1mg/L 以上) および給水栓水圧 (足洗い場等) を測定する。

(7) 提出書類・図面等の軽微な修正または添付書類不備については午前中の検査の場合はその日の午後、午後の検査の場合は翌日の午前中までに提出すること。

4 書類検査時の留意点

竣工図が工事写真および材料基準適合確認書や検査申込書、社内検査報告書と整合することを確認する。

なお、工事写真は、工事内容が把握できるものを添付すること。

5 工事写真の主な撮影項目

配水管工事標準仕様要領集

(URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html>) の「6 工事記録写真撮影要領」を参照

(1) (略)

(2) 水洗化

ア 着工前・完成の対比

イ 新設部の配管 (分岐箇所を含む)

ロ 新設部の水圧試験状況

ハ 水抜き栓等凍結防止措置

ニ 給水用具設置状況

ホ 完成状況

(3) (略)

6 検査に係わる主な留意点

(1) ～ (2) (略)

(3) 検査当日 の水圧検査 は、事前に水を張り、排気および洗管を行いテストポンプを取付けた状態で準備し、やむを得ず水圧試験ができないと想定された場合は、写真等の対応について検査員と事前協議すること。

(4) (略)

(5) 固定式止水栓およびメーターのオフセットは、官民(民)境界より3点を基本とし、小数第1位まで表示する。(撤去工事も同様とする。)

なお、境界が不明である場合は、堅固な構造物により起点の代用とすることができる。

(4) すべての給水用具はメーターを通過しているかを確認する。

(5) 残留塩素濃度 (0.1mg/L 以上) および給水栓水圧 (足洗い場等) を測定する。

(6) 提出書類・図面等の軽微な修正または添付書類不備については午前中の検査の場合はその日の午後、午後の検査の場合は翌日の午前中までに提出すること。

4 書類検査時の留意点

竣工図が工事写真および給水装置工事検査表と整合することを確認する。なお、工事写真は、工事内容が把握できるものを添付すること。

5 工事写真の主な項目

第24章配水管工事標準仕様要領集抜粋の「6 工事記録写真撮影要領」を参照

(1) (略)

(2) 水洗化

ア 着工前・完成の対比

イ 分岐箇所を含む全景

ロ 新設部の配管

ハ 新設部の水圧試験状況

ニ 水抜き栓等凍結防止措置

ホ 給水用具設置状況

キ 完成状況

(3) (略)

6 検査に係わる主な留意点

(1) ～ (2) (略)

(3) 検査当日は、事前に水を張り、排気および洗管を行いテストポンプを取付けた状態で準備し、やむを得ず水圧試験ができないと想定された場合は、写真等の対応について検査員と事前協議すること。

(4) (略)

(5) オフセットは、官民(民)境界より3点を基本とし、小数第1位まで表示する。(撤去工事も同様とする。)

(6) 竣工図および関係書類は、検査前日まで局に提出する。(現地での差し替えは認めないものとするが、図示記号等の軽微な訂正などの場合には現地差し替えを認める。)

(7) 主任技術者は、社内検査において次の事項を確認後、検査を受けなければならない。

ア～コ (略)

サ舗装の復旧状況の確認

7 給水装置工事竣工検査フロー

竣工検査日（再検査）の予約（給排水課 PC 端末にて入力）＜指定工事事業者＞



竣工検査日前日に竣工図書の提出（メーター関係書類添付）＜指定工事事業者＞



竣工図書検査

以下現場にて

主任技術者の確認



工事許可書掲示の確認



水圧試験



止水栓、メーター設置状況（オフセット、深度等）



配管経路の図面照合



給水用具設置状況



材料基準の適合



残留塩素濃度、給水栓水圧測定



舗装復旧確認



検査結果を主任技術者と確認



(6) 竣工図および関係書類は、検査前日まで局に提出する。(現地での差し替えは認めない。)

(7) 主任技術者は、社内検査において次の事項を確認後、検査を受けなければならない。

ア～コ (略)

7 給水装置工事竣工検査フロー

竣工検査日（再検査）の予約（給排水課 PC 端末にて入力）＜指定工事業者＞



竣工検査日前日に竣工図書の提出（メーター関係書類添付）＜指定工事業者＞



竣工図書検査

以下現場にて

検査立会人確認（主任技術者）



工事許可書掲示の確認 （主任技術者）



水圧試験 （主任技術者）



止水栓、メーター設置状況（オフセット、深度等）
（主任技術者）



配管経路の図面照合 （主任技術者）



給水用具設置状況 （主任技術者）



材料基準の適合 （主任技術者）



残留塩素濃度、給水栓水圧測定 （主任技術者）



検査結果を立会人と確認（主任技術者）



合格 ← → 不合格



不備事項是正



再検査申込みおよび

手数料納入



再検査

合格 ← → 不合格



不備事項是正



再検査申込みおよび

手数料納入



再検査

その他編

第 17 章

「安全管理」

第 18 章

「3 ～ 5 階直結式給水技術基準」

新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第 17 章 （略） 第 18 章 3～5 階直結式給水技術基準 第 1 節 目的 この 3～5 階直結式給水技術基準（以下「技術基準」という）は、3～5 階建て建築物の給水装置の設計および施工に関して、施行指針に定めた<u>規定</u>のほか、特に必要な事項について定め、給水サービスの向上と給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。 （解説） （略） 第 2 節 （略） 第 3 節 事前協議 3～5 階直結式給水を行おうとするものは、事前に局の定める直結式給水事前協議申請書（様式第 33 号）に必要書類を添付して行うこと。 <u>なお、3～5 階直結式給水を既に行っている場合、水栓増等による改造工事は、水理計算のみとし、事前協議は省略できる。また、水栓減による改造工事は水理計算、事前協議を省略できるものとする。</u> （解説） <u>1</u> 3～5 階直結式給水を実施する場合は、この直結式給水に必要な水量・水圧を安定かつ継続的に供給できると判断される場合に限られるので、その都度、現状および将来水圧の動向等を勘案して直結式給水が可能かどうか判断することが必要となる。 この事前協議制度は、協議申請に基づいて局が給水希望箇所の現状水圧、管路状況等を調査し直結式給水の可否を判断した後、申請者に回答するものである。 （様式第 34 号、第 35 号） <u>2 給水装置工事申込書の内容が直結式給水事前協議申請書の内容と異なる場合または、協議後 2 年以上経過した場合は再度協議を必要とする。</u> ※「第 4 節 直結式給水事前協議事務処理」および「第 5 節 3～5 階直結事例」参照 第 4 節 直結式給水事前協議事務処理 （1） （略）	第 17 章 （略） 第 18 章 3～5 階直結式給水技術基準 第 1 節 目的 この 3～5 階直結式給水技術基準（以下「技術基準」という）は、3～5 階建て建築物の給水装置の設計および施工に関して、施行指針に定めた<u>もの</u>のほか、特に必要な事項について定め、給水サービスの向上と給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。 （解説） （略） 第 2 節 （略） 第 3 節 事前協議 3～5 階直結式給水を行おうとするものは、事前に局の定める直結式給水事前協議申請書（様式第 33 号）に必要書類を添付して行うこと。 （解説） 3～5 階直結式給水を実施する場合は、この直結式給水に必要な水量・水圧を安定かつ継続的に供給できると判断される場合に限られるので、その都度、現状および将来水圧の動向等を勘案して直結式給水が可能かどうか判断することが必要となる。 この事前協議制度は、協議申請に基づいて局が給水希望箇所の現状水圧、管路状況等を調査し直結式給水の可否を判断した後、申請者に回答するものである。 （様式第 34 号、第 35 号） ※「第 4 節 直結式給水事前協議事務処理」および「第 5 節 3～5 階直結事例」参照 第 4 節 直結式給水事前協議事務処理 （1） （略）

(2) 給水希望箇所における水圧状況・管路状況等の事前調査を水道維持課で行ないその結果を給排水課へ報告する。(様式第 38 号)

事前調査事項は下記のとおりとする。

ア～ウ (略)

(3) (略)

第 5 節 (略)

第 6 節 適用要件

1～2 (略)

3 対象建築物

(解説)

1～2 (略)

3 既存建築物の直結式給水を希望する場合は、直結式給水の推進のため、「第 10 節 既存建築物の直結式給水への改造」の取扱いに基づくものとする。

第 7 節 設計条件

1～2 (略)

3 水道メーターの口径

(本文略)

(解説)

1 メーターの最小口径は、損失水頭を低減するためφ20 とする。ただし、水理計算をクリアする場合は、メーター口径をφ13 とすることができる。

2 (略)

第 8 節 構造・施工および材料・用具類

(本文略)

1 構造・施工

埋設給水管の構造等は、施行指針の規定による。ただし、取り出し管が既設で、無ライニング鋼管および鉛管等の場合は、改善するものとする。(第 8 章第 2 節、第 5 節参照)

(1)～(2) (略)

2 (略)

(解説)

1 埋設給水管の構造等は、施行指針の規定による。ただし、既設取り出し管が無ライニング鋼管、鉛管、ビニル管および石綿管の場合は、取り替えるものとする。

(2) 給水希望箇所における水圧状況・管路状況等の事前調査を水道維持課で行ないその結果を給排水課へ報告する。(様式第 38 号)

※ 事前調査事項

ア～ウ (略)

(3) (略)

第 5 節 (略)

第 6 節 適用要件

1～2 (略)

3 対象建築物

(解説)

1～2 (略)

3 既存建築物の直結式給水を希望する場合は、直結式給水の推進のため、「8 既存建築物の直結式給水への改造」の取扱いに基づくものとする。

第 7 節 設計条件

1～2 (略)

3 水道メーターの口径

(本文略)

(解説)

1 メーターの最小口径は、損失水頭を低減するためφ20 とする。ただし、共同足洗場等管口径がφ13で水理計算をクリアする場合は、メーター口径をφ13 とすることができる。

2 (略)

第 8 節 構造・施工および材料・用具類

(本文略)

1 構造・施工

給水管は、指針の定めによる。ただし、取り出し管が既設で、無ライニング鋼管および鉛管等の場合は、改善するものとする。

(1)～(2) (略)

2 (略)

(解説)

1 埋設給水管は、施行指針の定めによる。ただし、既設取り出し管が無ライニング鋼管、鉛管、ビニル管および石綿管の場合は、取り替えるものとする。な

る。なお、維持管理等を考慮し、3～5階直結式給水建物においては、TS式接合を避けることが望ましい。(第8章第2節、第5節参照)

2～4 (略)

第9節 メーター

(本文略)

(1) メーターの設置については、施行指針の規定による。(第10章第7節～第10節参照)

(2)～(4) (略)

(解説) (略)

第10節 既存建築物の直結式給水への改造

1 直結式給水への改造

既存建築物の給水方式を受水槽式給水から直結式給水に切替える場合は、この章で定める技術基準に適合する改造を行うことが望ましい。

ただし、既存建築物の直結式給水を推進するため、下記の項目を満たすことを条件に直結式給水への切替えを認める。

(解説)

1～3 (略)

4 既設の給水装置では基準水量を確保できないが、申込者の利用形態の変化により、現状の施設のままで申込者が必要とする水量を確保できる場合は、誓約書を提出すること。(様式第29号)なお、基準水量とは、施工指針で規定する設計水量をいう。(第8章第7節参照)

5 (略)

6 既存建築物に設置する局メーター口径は、直結式給水を推進する観点から施行指針に規定する栓数基準に基づき、決定することができるものとする。(第8章第1.1節参照)

この場合、誓約書(様式第29号)の提出等条件付で認める。なお、3階以上のメーター口径は、水量を確保するためφ20以上とすることが望ましい。

7～9 (略)

お、維持管理等を考慮し、3～5階直結式給水建物においては、TS式接合を避けることが望ましい。

2～4 (略)

第9節 メーター

(本文略)

(1) メーターの設置については、施行指針の定めによる。

(2)～(4) (略)

(解説) (略)

第10節 既存建築物の直結式給水への改造

1 直結式給水への改造

既存建築物の給水方式を受水槽式給水から直結式給水に切替える場合は、この技術基準に適合する改造を行うことが望ましい。

ただし、既存建築物の直結式給水を推進するため、下記の項目を満たすことを条件に直結式給水への切替えを認める。

(解説)

1～3 (略)

4 既設の給水装置では基準水量を確保できないが、申込者の利用形態の変化により、現状の施設のままで申込者が必要とする水量を確保できる場合は、誓約書を提出すること。(様式第29号)なお、基準水量とは、この基準で定める設計水量をいう。

5 (略)

6 既存建築物に設置する局メーター口径は、直結式給水を推進する観点から施行指針に定める栓数基準に基づき、決定することができるものとする。

この場合、誓約書(様式第29号)の提出等条件付で認める。なお、3階以上のメーター口径は、水量を確保するためφ20以上とすることが望ましい。

7～9 (略)

第 19 章 その他編
「直結増圧式給水技術基準」
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第 19 章 直結増圧式給水技術基準 第 1 節 (略) 第 2 節 用語の定義 (解説) 1 (略) 2 直結増圧装置は、ソフトスタート・ソフトストップの機能を備えており、配水管の水圧に悪影響を及ぼすことがないため、施行令第 6 条第 1 項第 3 号の規定に違反する装置ではない。 ＊ 施行令第 6 条第 1 項第 3 号 … 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 3 (略) 第 3 節 事前協議 直結増圧式給水を希望する者（以下「直結増圧申請者」という。）は、局で定める直結増圧式給水事前協議申請書（様式第 39 号）に必要図書を添付して協議を行なうものとする。 <u>なお、直結増圧式給水を既に行っている場合、水栓増による改造工事の場合は、ポンプ性能（揚程）の確認と水理計算のみとし、事前協議は省略できるものとする。また、水栓減による改造工事はポンプ性能（揚程）の確認、水理計算、事前協議は省略できるものとする。</u> (解説) (略) 第 4 節 直結増圧式給水事前協議事務処理 (1) (略) (2) 給水希望箇所における水圧状況・管路状況等の事前調査を水道維持課で行ない、その結果を給排水課へ報告する。(様式第 45 号) 事前調査事項は<u>下記のとおりとする。</u> ア 水圧調査：給水希望箇所における分岐対象配水管の最小動水圧を把握するため、管路近傍消火栓等で 24 時間連続測定すること。 イ 調査：分岐対象配水管の口径、種類等を調査すること。 ウ その他	第 19 章 直結増圧式給水技術基準 第 1 節 (略) 第 2 節 用語の定義 (解説) 1 (略) 2 直結増圧装置は、ソフトスタート・ソフトストップの機能を備えており、配水管の水圧に悪影響を及ぼすことがないため、施行令第 5 条第 1 項の規定に違反する装置ではない。 ＊ 施行令第 5 条第 1 項 … 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 3 (略) 第 3 節 事前協議 直結増圧式給水を希望する者（以下「直結増圧申請者」という。）は、局で定める直結増圧式給水事前協議申請書（様式第 39 号）に必要図書を添付して協議を行なうものとする。 (解説) (略) 第 4 節 直結増圧式給水事前協議事務処理 (1) (略) (2) 給水希望箇所における水圧状況・管路状況等の事前調査を水道維持課で行ない、その結果を給排水課へ報告する。(様式第 45 号) ※ 事前調査事項 ア 水圧調査：給水希望箇所における分岐対象配水管の最小動水圧を把握するため、管路近傍消火栓等で 24 時間連続測定すること。 イ 調査：分岐対象配水管の口径、種類等を調査すること。 ウ その他

第 7 節 （略）

第 8 節 メーター

（本文略）

（解説）

局が必要と認める場合の遠隔メーターの設置は、[第 10 章第 12 節](#)「遠隔指示式水道メーター設置基準」の定めによる。

第 7 節 （略）

第 8 節 メーター

（本文略）

（解説）

局が必要と認める場合の遠隔メーターの設置は、
「第 46 条遠隔指示式水道メーター設置基準」の定めによる。

第 20 章 その他編

「 受 水 槽 」

新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第20章 受水槽 第1節 受水槽 1 (略) 2 <u>事前相談</u> 受水槽式給水となる場合は、新築、増築および改築等にかかわらず、申請者は、局と<u>事前に相談する</u>ものとする。 3 手続き方法 (1) (略) (2) <u>相談内容</u> ア 申請者は、計算書（建築延床面積・1日計画最大給水量・管口径等）、および関係図面（各3部）により<u>相談</u>を行うものとする。 イ～ウ (略) エ 関係図面<u>等</u> (ア)～(オ) (略) (カ) 貯水槽式給水設備の設置届 <u>飲用外（消火水槽、消火スプリンクラー用水槽、冷却水槽等）の貯水槽を設置する場合は標題欄の飲用外を丸で囲み、特記事項に用途を記載すること。（様式第46号）</u> オ 共同住宅の各戸計量徴収の取扱いを受ける場合は、第26章 <u>関係法令</u>「<u>24 共同住宅等の料金徴収事務の特例に関する取扱要綱</u>」に基づくこと。 カ 共同住宅に水道使用量を使用者ごとに計量できる水道メーター（以下「子メーター」という。）を設置する場合は、第26章 <u>関係法令</u>「<u>23 共同住宅の水道メーター等に関する設置基準</u>」に基づくこと。 (3) <u>相談内容の変更</u> <u>既に相談した内容について変更が生じた場合は、変更箇所を朱書きした図面または書類により再度相談を行うものとする。</u> (4) 工事の申込み・竣工検査 受水槽までの工事申込み（貯水槽式給水設備の設置届に記入）・竣工検査については、<u>施行指針</u>に基づくこと。 (5) (略) (6) 貯水槽の変更および廃止	第20章 受水槽 第1節 受水槽 1 (略) 2 <u>協議</u> 受水槽式給水となる場合は、新築、増築および改築等にかかわらず、申請者は、局と<u>協議を行う</u>ものとする。 3 手続き方法 (1) (略) (2) <u>協議方法</u> ア 申請者は、計算書（建築延床面積・1日計画最大給水量・管口径等）、および関係図面（各3部）により<u>協議</u>を行うものとする。 イ～ウ (略) エ 関係図面 (ア)～(オ) (略) (カ) 貯水槽式給水設備の設置届<u>（様式第46号）</u> オ 共同住宅の各戸計量徴収の取扱いを受ける場合は、第25章<u>様式集</u>「<u>23 共同住宅等の料金徴収事務の特例に関する取扱要綱</u>」に基づくこと。 カ 共同住宅に水道使用量を使用者ごとに計量できる水道メーター（以下「子メーター」という。）を設置する場合は、第25章 <u>様式集</u>「<u>23 共同住宅等の水道メーター等に関する設置基準</u>」に基づくこと。 (3) <u>設計変更</u> <u>設計変更の手続き等については、指針に基づくこと。</u> (4) 工事の申込み・竣工検査 受水槽までの工事申込み（貯水槽式給水設備の設置届に記入）・竣工検査については、<u>「施行指針」</u>に基づくこと。 (5) (略) (6) 貯水槽の変更および廃止

貯水槽の有効容量等を変更する場合は、貯水槽式給水設備の変更届、また、貯水槽を廃止する場合は、貯水槽式給水設備の廃止届を速やかに提出すること。飲用外の貯水槽についても同様に扱うものとする。

(様式第 47 号、様式第 48 号)

4 受水槽

(1) ～ (3) (略)

(4) 受水槽への給水

ア～ウ (略)

エ 応急用給水栓の設置

受水槽式給水の場合、停電やポンプ故障等緊急時に対応するため、局メーターから受水槽立上り管までの間の屋外に応急用給水栓を設置することが基本であるが、既設受水槽の交換や地下式受水槽の場合、または土地の形状等により応急給水栓の設置が困難な場合は、この限りではない。なお、各戸検針を申込む場合は、応急給水栓を必ず設置すること。

(ア)～(エ) (略)

(オ) メーター以降、受水槽までの配管経路に応急給水栓のみ設置されている場合、給水装置工事申込書における給水方式の欄は 5. 受水槽式とする。

(カ) メーター以降、受水槽までの配管経路に応急給水栓以外の直結式給水装置が設置されている場合、給水装置工事申込書における給水方式の欄は 6. 併用式(受水槽式・直結式)とする。

貯水槽の有効容量等を変更する場合は、貯水槽式給水設備の変更届(様式第 47 号)、また、貯水槽を廃止する場合は、貯水槽式給水設備の廃止届(様式第 48 号)を速やかに提出すること。

4 受水槽

(1) ～ (3) (略)

(4) 受水槽への給水

ア～ウ (略)

エ 応急用給水栓の設置

受水槽式給水の場合、停電やポンプ故障等緊急時に対応するため、局メーターから受水槽立上り管までの間の屋外に応急用給水栓を設置すること。

(ア)～(エ) (略)

第 21 章 その他編
「開発行為に伴う給水施設」

第 22 章 その他編
「特定施設水道直結式スプリンクラー設備」
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第２１章 開発行為に伴う給水施設 第１節 開発行為に伴う給水施設の設置 秋田市宅地開発に関する条例第９条各号のいずれかに該当する開発行為に伴い給水施設を設置する場合は、「開発行為に伴う給水施設の取扱いに関する要綱」（以下「開発要綱」という。）に基づき行うものとする。 （解説） １ （略） ２ 申請等の提出書類 申請等を行う場合は、「開発要綱」、「施行指針」、「配水管工事標準仕様書」（以下「配水管仕様書」という。）、「配水管工事標準仕様要領集」（以下「配水管要領集」という。）に基づき次の書類を局に提出しなければならない。 ※ <u>配水管仕様書および配水管要領集は以下のURLから参照すること。</u> <u>（URL https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html）</u> 第２２章 特定施設水道<u>連結型</u>スプリンクラー設備 第１節 （略） 第２節 設置申込の配慮事項 特定施設水道<u>連結型</u>スプリンクラー設備を設置する場合は下記事項に留意し計画すること。 （解説） １ 法第３条第９項に規定する給水装置に直結することから、水道<u>連結型</u>スプリンクラー設備は水道法の適用を受ける。 ２ 水道<u>連結型</u>スプリンクラー設備の工事又は整備は、消防法の規定により必要な事項については、消防設備士が責任を負うことから、指定工事<u>事</u>業者が消防設備士の下に行うこと。 ３ （略） ４ 指定工事<u>事</u>業者は設置者に、水道が断水もしくは水圧低下した場合等は水道<u>連結型</u>スプリンクラー設備の正常な効果が得られないことを十分説明し了解を得	第２１章 開発行為に伴う給水施設 第１節 開発行為に伴う給水施設の設置 秋田市宅地開発に関する条例第９条各号のいずれか該当する開発行為に伴い給水施設を設置する場合は、「開発行為に伴う給水施設の取扱いに関する要綱」（以下「開発要綱」という。）に基づき行うものとする。 （解説） １ （略） ２ 申請等の提出書類 申請等を行う場合は、「開発要綱」、「施行指針」、「配水管工事標準仕様書」（以下「配水管仕様書」という。）、「配水管工事標準仕様要領集」（以下「配水管要領集」という。）に基づき次の書類を局に提出しなければならない。 第２２章 特定施設水道<u>直結式</u>スプリンクラー設備 第１節 （略） 第２節 設置申込の配慮事項 特定施設水道<u>直結式</u>スプリンクラー設備を設置する場合は下記事項に留意し計画すること。 （解説） １ 法第３条第９項に規定する給水装置に直結することから、水道<u>直結式</u>スプリンクラー設備は水道法の適用を受ける。 ２ 水道<u>直結式</u>スプリンクラー設備の工事又は整備は、消防法の規定により必要な事項については、消防設備士が責任を負うことから、指定工事業者が消防設備士の下に行うこと。 ３ （略） ４ 指定工事業者は設置者に、水道が断水もしくは水圧低下した場合等は水道<u>直結式</u>スプリンクラー設備の正常な効果が得られないことを十分説明し了解を得

ること。

(1) 断水や水圧低下等により水道連結型スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状態が生じても局には責任はないこと。

(2) 水道連結型スプリンクラー設備が設置されている家屋や部屋を賃貸する場合は、上記(1)の条件を賃借人方に十分説明し了解を得ること。

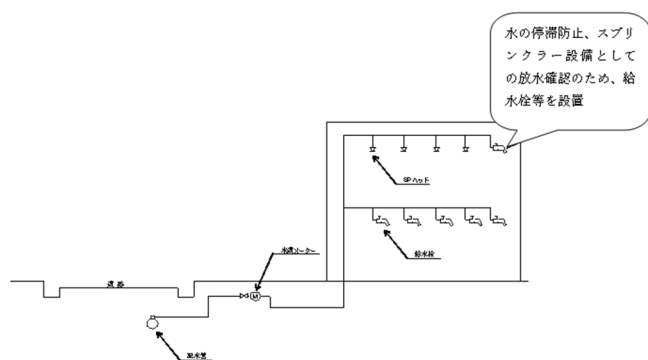
(3) 水道連結型スプリンクラー設備の所有者を変更するときは上記(1)(2)を相手方に十分説明し了解を得ること。

5 水道連結型スプリンクラー設備の誤作動（火災時以外の作動や、火災時に作動しなかった場合等）について局は一切責任を負わないことを設置者に十分説明し了解を得ること。

6 凍結防止のための水抜き時にも水道連結型スプリンクラー設備が正常に作動するように設置すること。

7 水道連結型スプリンクラー設備の申請時に、特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置条件承諾書（様式第 57 号）を提出すること。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備標準図



こと。

(1) 断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状態が生じても局には責任はないこと。

(2) 水道直結式スプリンクラー設備が設置されている家屋や部屋を賃貸する場合は、上記(1)の条件を賃借人方に十分説明し了解を得ること。

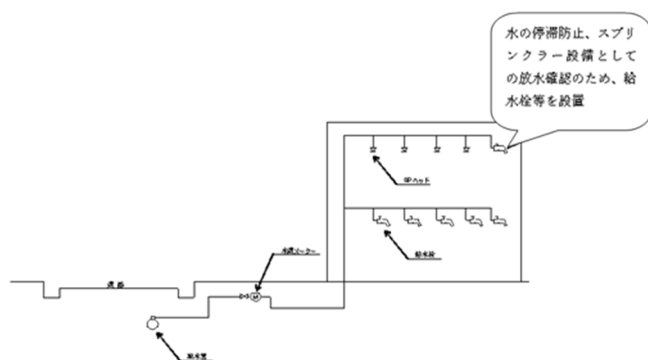
(3) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは上記(1)(2)を相手方に十分説明し了解を得ること。

5 水道直結式スプリンクラー設備の誤作動（火災時以外の作動や、火災時に作動しなかった場合等）を局は一切責任を負わないことを設置者に十分説明し了解を得ること。

6 凍結防止のための水抜き時にも水道直結式スプリンクラー設備が正常に作動するように設置すること。

7 水道直結式スプリンクラー設備の申請時に、特定施設水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書（様式第 57 号）を提出すること。

特定施設水道直結式スプリンクラー設備標準図

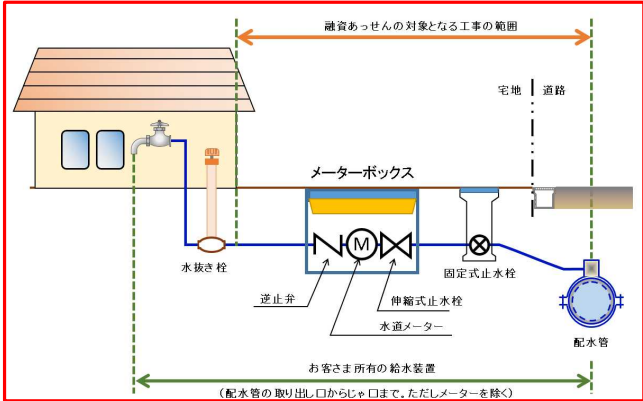
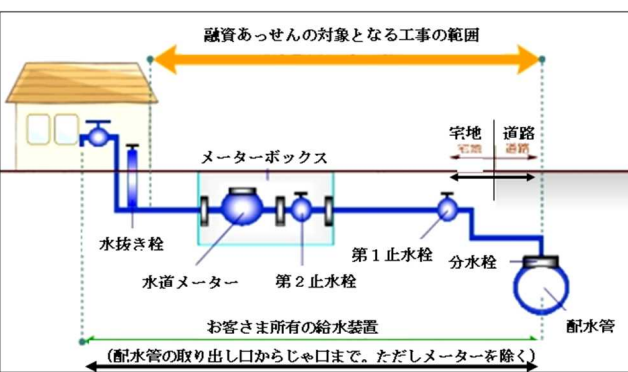


第 23 章 その他編

「老朽給水管解消工事に伴う融資あっせん制度」

新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第23章 老朽給水管解消工事に伴う融資あっせん制度 第1節 目的 給水本管の分岐部分からメーター前後の、鉛管等の老朽した給水管（以下「老朽給水管」という。）の出水不良、濁り、漏水などを解消するための工事（以下「老朽給水管解消工事」という。）について、秋田市が指定する金融機関で融資をあっせんすることを目的とする。 第2節 対象となる工事 （本文略） （1） （略） （2） 他の箇所から新たに給水管を引き直す工事  ※ 指定工事事業者は、分岐等の工事着手前に道路占用等、関係機関へ必要な手続きを行わなければならない。 第3節 （略） 第4節 手続き方法 1 （略） 2 申請書類等 （1） 給水装置工事申込時 ア （略） イ 指定工事事業者の見積書および工事図面等 （2）～（5） （略）	第23章 老朽給水管解消工事に伴う融資あっせん制度 第1節 目的 給水本管の分岐部分からメーター前後の、鉛管等の老朽した給水管（以下「老朽給水管」という。）の出水不良、濁り、漏水などを解消するための工事（以下「老朽給水管解消工事」という。）について、秋田市が指定する金融機関の融資をあっせんすることを目的とする。 第2節 対象となる工事 （本文略） （1） （略） （2） 他の箇所から新たに給水管を引き直す工事  ※ 指定工事事業者は、分岐等の工事着手前に道路占用等、関係機関へ必要な手続きを行わなければならない。 第3節 （略） 第4節 手続き方法 1 （略） 2 申請書類等 （1） 給水装置工事申込時 ア （略） イ 指定工事事業者の見積書および工事図面等 （2）～（5） （略）

第 24 章

配水管工事標準仕様要領集

(抜粋) 編

新旧対照表 (全編削除)

改正案

配水管工事標準仕様要領集（抜粋）編 全編削除

現 行

配水管工事標準仕様要領集（抜粋）編

第 24 章 配水管工事標準仕様要領集（抜粋）

2 完成図作成要領

- 1 適用 (1) この要領は、配水管および付属構造物を新設又は撤去する工事の受注者が、秋田市上下水道局に提出する工事完成図についての標準を定めるものである。
- (2) 作図一般、記号、線の一般的用法、その他この要領に定めのないものは、JISZ8310～18、土木学会「土木製図基準」およびその他関係規格規定によるものとする。
- 2 完成図の提出 (1) 工事完成後速やかに提出すること。
- 3 図面の規格 (1) 図面の大きさは、図面紙の仕上り寸法で JISP0138（紙加工仕上寸法）のうち、A1（594×841）を原則とする。
- (2) 紙質は、次のとおりとする。
- PD 用厚口用紙又は PPC 用コピー用紙中厚
- (3) 作図が一枚できないときは、A1 版に分割して作成すること。
- (4) 図面の輪郭は図-1 のとおりとする。

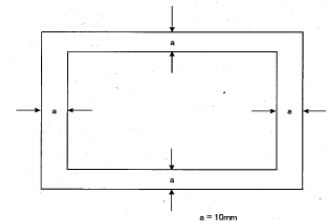
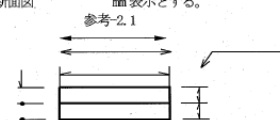


図-1 図面の輪郭

- 4 表示方法 (1) 文字の大きさは 4～5mm 角、線の太さは 0.3～0.5mm、文字間隔は 2mm を標準とする。ただし、タイトル等は除く。
- (2) 表示は黒インクとし、CAD 機器の指定されたものを使用すること。
- (3) 管路の表示は、次のとおりとする。
- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ア 新設管 | ——— 実線（太さ 0.5mm） |
| イ 既設管 | - - - - - 破線（# 0.3～0.4mm） |
| ウ 撤去および撤去しない廃止管 | 〃〃〃〃〃 破線（# 0.3～0.4mm） |
- (4) 管種は、記号で表示するものとし、区分は次のとおりとする。
- | | |
|--------------|------------|
| ア ダクタイル鋳鉄管 | DIP |
| イ 高級および普通鋳鉄管 | CIP |
| ウ 鋼管 | STW、SGP-PD |
| エ 石綿セメント管 | ACP |
| オ ポリエチレン管 | PP（1種2層管） |

カ 鉛管	LP
キ ゴム輪形衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP
ク 塩化ビニル管	VP
ケ ステンレス鋼鋼管	SSP
コ 水道配水用ポリエチレン管	HPPE

- (5) 線および文字は、かすれ、太さの不整等のないようにし、特に寸法線および中心線等の細線は、なるべく濃く明確に書くこと。
- (6) 寸法線両端には、矢印を付けること。また、狭小で矢印や寸法の記入する余地がないときは外側に寸法線を引き矢印をつける、あるいは点を打つこと。記入するための引き出し線は、水平線に対し適当な角度の直線とし引き出される側には矢印をつけ、反対側に水平線を引きその上に記入すること（参考-2、1）。
- (7) 文字は、階書で明確に書き、数字は3桁ごとに間隔をあけて書くこと。
- (8) 完成図面の数値規準は、次のとおりとする。
- ア 平面図 単位は m とし、最終値は 0.1 位とする。測定は、0.01 位まで行い、四捨五入とする。止水栓の離れ表示および分岐オフセットも同様とする。
- イ 配管詳細図 同上
- ウ 横断面図 単位は m とし、最終値は 0.01 位とする。測定は、0.001 位まで行い四捨五入とする。
- エ 掘削・路面復旧標準断面図 mm 表示とする。



5 図面の構成

- (1) 一般事項
- ア 縮尺は、各図に記入すること。
- イ 図面の構成等については、参考図参照のこと。
- (2) 付近見取図
- ア 工事路線の所在地を示すもので、秋田市上下水道局の地形図（1/2500 等）を使用し、図面左上端に納める。
- イ 表示は、布設箇所を実線を引き工事箇所と記すこと。また、工区が複数ある場合は、○工区工事箇所と記すこと。
- ウ 方位を記入し、上方を北とするのを標準とする。
- (3) 平面図
- ア 縮尺は、1/500（秋田市上下水道局のマッピングシステム出図）を原則とする。

イ 新設管および既設管を記入し、工区、管種、管径、形式、工事延長、掘上撤去・廃止管充填延長、測点（50m 毎）および仕切弁等を表示すること。

ウ 給水管連絡工事については、新設管を記入し止水栓まで表示する。また、管種、管径および隣地境界からの距離を表示する。なお、配水管より直角に引込みできない給水管分岐点は、官民境界、民々境界、消火栓等の引照点から2点オフセットで表示するものとし、平面図に数値を記入できない時は、余白に抜粋して記入すること。

また、道路内連絡箇所は、すべて下の表に必要な事項を記入し完成図に挿入すること。

給水管道路内連絡情報					
お客様番号	名 前	管種	口径	布設延長	備考
(例) 12345	水道 太郎	PP-PP	20-20	L=〇.〇m	A工区

エ 管路の位置寸法(離れ<上段>・深さ<下段>)を適宜表示すること。特に変化点および他埋設物による切廻等については記入漏れのないようにすること。

オ 工事延長は、始点～終点の配管平面距離とする。ただし、乙字管は有効長（L）で計測する。

カ 仕切弁箇所には、仕切弁支距図と関連する記号を記入する。

キ 建造物には、住所および氏名・お客様番号を記入のこと。

ク 方位を記入し、上方を北とするのを標準とする。

ケ 次の箇所は官民境界、民々境界、消火栓等の引照点から2点オフセットで表示する。

(7) 工事の起終点・管路途中の連絡配管分岐点・管路および口径の変化点

コ 試験掘等で、既設廃止管の位置が判明している場合は適宜記する。

(4) 配管詳細図

ア 異形管および切管を使用した箇所は、配管詳細図で表すこと。

イ 分割して表示する場合、タイトルに測点を表示すること。

ウ 縮尺はフリーとする。

エ 管は配管記号で表し、異形管種、管径、切管長、特殊押輪、曲管

の向き（IB・VB・CB）等を表示する。配管記号は概ね別図(P12～P15)のとおりとする。

オ 仕切弁および異形管には、必ず測点を記入のこと。乙字管・Sベンド管は、受口部一箇所に測点記入することを原則とする。

カ JIS・JWWA 規格および規格準拠品以外の材料（承継品）には、メーカー名、型式を明記する。

キ 既設管（鉄管類）を不漏水せん孔、又は切落した場合は、その内面状態を記入する。

(7) ライニング管：内面モルタルライニング、内面エポキシライニング

(4) 無ライニング管：内面無ライニング

ク 給水管において呼び径 40mm 以上は配管詳細図で表すこと。

(1) 道路の幅員に変化あるごとに記入すること。

(2) タイトルには測点を表示すること。また縮尺は 1/50 を標準とする。

(3) 埋設管の位置を表し、寸法を表示すること。

(4) 他の埋設物についても判明しているものは表示すること。

(5) 布設替等で廃止管がある場合は、その埋設位置、管種、管径を記入すること。

7 路面復旧断面図 (1) 復旧の様相が異なるごとに記入すること。

(2) タイトルには測点を表示すること。また縮尺は 1/20 を標準とする。

(3) 図は断面図とし、床掘および影響範囲を表わし、寸法を表示すること。

(4) 路床、路盤および舗装材を表示すること。

(5) 埋設管を記入し、管種、管径を表示すること。

8 仕切弁支距図 (1) 仕切弁支距図作成要領によること。

9 表題欄 (1) 大きさは 7cm×10cm とし、工事名、工事場所、図名、縮尺、完成年月、図番、受注者を表示するものとする。

(1) 縮断面図

ア 監督員の指示或いは必要に応じ記すものとする。

イ 縮断面図の縮尺は適宜とし、測点、単距離、追加距離、管中心高、地盤高、土被り等を表すものとする。

(2) 構造物図

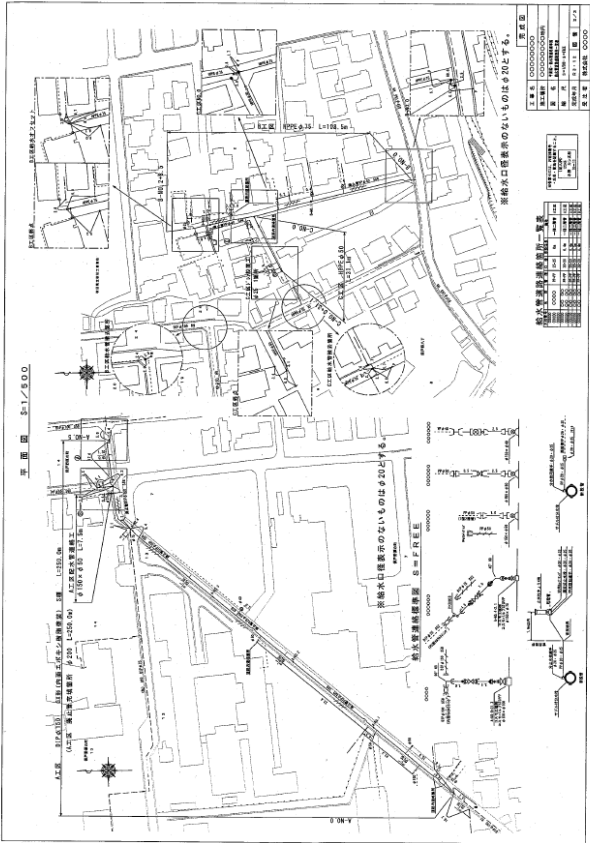
ア 工事に構造物を伴うときに記すものとする。

イ 縮尺は適宜とし、平面図、断面図、詳細図等を記すものとする。

(3) 架設図

ア 橋梁に架架等のとき記すものとする。

イ 縮尺は適宜とし、平面図、断面図、詳細図等を記すものとする。



配管記号図

材料名	配管記号	材料名	配管記号
ダクタイル鋳鉄管 K形継手		逆止弁	N
ダクタイル鋳鉄管 NS形継手		空気弁	--(A)--
ダクタイル鋳鉄管 GX形継手		緊急遮断弁	--(E)--
ダクタイル鋳鉄管 A形継手		減圧弁	--(R)--
水道用ゴム輪形耐衝撃製硬質塩化ビニル管		安全弁	--(S)--
フランジ		応急給水弁	--(G)--
メカ栓 (プラグ付き)		排水管	--(D)--
フランジ栓		流量計	--(F)--
伸縮可とう管 (フランジタイプ)		自記録水圧計	--(W)--
ドレサージョイント		ポンプ	--(P)--
仕切弁		消火栓	(H)
バタフライ弁		不斷水割T字管セン孔用バルブ付フランジ型	
不斷水仕切弁		不斷水割T字管セン孔用バルブ付ネジ込式	
不斷水栓		不斷水割T字管フランジ型	

配管記号図

材 料 名	配 管 記 号	材 料 名	配 管 記 号
二受T字管 K形		二受T字管 NS形	
三受十字管 K形		三受十字管 NS形	
受挿し片落管 K形		受挿し片落管 NS形	
挿し受片落管 K形		挿し受片落管 NS形	
曲管90° K形		曲管90° NS形	
曲管45° K形		曲管45° NS形	
曲管22 1/2° K形		曲管22 1/2° NS形	
曲管11 1/4° K形		曲管11 1/4° NS形	
乙字管 K形		フランジ付T字管 NS形	
継輪 K形		継輪 NS形	
フランジ付T字管 K形		短管1号 NS形	
短管1号 K形		短管2号 NS形	
短管2号 K形		栓・管帽 NS形	
K形継手 (離脱防止金具使用)		NS形継手 (ライン使用)	
一体型仕切弁 K形		一体型仕切弁NS形 (受・受)	
K形管帽		一体型仕切弁NS形 (受・挿)	

配管記号図

材 料 名	配 管 記 号	材 料 名	配 管 記 号
二受T字管 GX形		G-Link GX形	
受挿し片落管 GX形		乙字管 GX形	
挿し受片落管 GX形		K形曲管 「角度VB」と表示	
曲管90° GX形		K形曲管 「乙字管VB」と表示	
曲管45° GX形		NS形曲管 「角度VB」と表示	
曲管22 1/2° GX形		NS形曲管 「乙字管VB」と表示	
曲管11 1/4° GX形		GX形曲管 「角度VB」と表示	
フランジ付T字管 GX形		GX形曲管 「乙字管VB」と表示	
継輪 GX形		うず巻式T字管 K形(消火栓用)	
両受短管 GX形		うず巻式T字管 NS形(消火栓用)	
短管1号 GX形		水道用ゴム輪形耐衝撃性 硬質塩化ビニル管継手 曲管90°	
短管2号 GX形		水道用ゴム輪形耐衝撃性 硬質塩化ビニル管継手 曲管45°	
管帽 GX形		水道用ゴム輪形耐衝撃性 硬質塩化ビニル管継手 曲管22 1/2°	
GX形継手 (ライン使用)		水道用ゴム輪形耐衝撃性 硬質塩化ビニル管継手 曲管11 1/4°	
一体型仕切弁GX形 (受・受)		水道用ゴム輪形耐衝撃性 硬質塩化ビニル管継手 ソケット	
一体型仕切弁GX形 (受・挿)		ゴム輪形短管 (離脱防止付フランジ 形)	
P-Link GX形			

配管記号図

材 料 名	配 管 記 号	材 料 名	配 管 記 号
ゴム輪形短管片落 (離脱防止付フランジ形)		特殊両銲短管 (曲管90°)	
VP用三受チーズ		PP用パイプエンド	
VSジョイント (VPとVP、VPとSG P、離脱防止継手付)		曲管90° (離脱防止内蔵継手)	
VCジョイント (VPとDIP・離脱防止 継手付)		曲管45° (離脱防止内蔵継手)	
RR形継手 (離脱防止継手使用)		曲管22 1/2° (離脱防止内蔵継手)	
一体型仕切弁RR形 (FCD)		曲管11 1/4° (離脱防止内蔵継手)	
PD短管1号L形		短管1号 (離脱防止内蔵継手)	
PD片落管 (抜付付メカ押し形)		両受片落管 (離脱防止内蔵継手)	
PD片落管 (抜付付フランジ形)		乙字管(受・挿) (離脱防止内蔵継手)	
サドル付分水栓		乙字管(受・受) (離脱防止内蔵継手)	
PP用カップリング		チーズ3型 (離脱防止内蔵継手)	
ボール式固定止水栓		チーズP型 (離脱防止内蔵継手)	
PP用回転継手			
PPソケット			
3Fチーズ			
両銲短管			
特殊両銲短管 (乙字管)			

4 仕切弁支距図作成要領

- 適用
 - (1) この要領は、配水管布設工事等の受注者が、秋田市上下水道局に提出する仕切弁支距図についての標準を定めるものである。
 - (2) 仕切弁および空気弁等について、その位置を明確にするため、仕切弁支距図を作成する。
- 図面の規格
 - (1) 完成図の規格に準じる。
- 表示方法
 - (1) 文字の大きさは4～5mm 角、線の太さは0.3～0.5mm、文字の間隔は2mm を標準とする。
 - (2) 管種および管路ならびに引照点の表示は、表-1のとおりとする。

表-1 表示方法一覧表

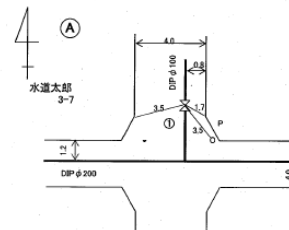
管 種	記 号	管路表示	引 照 点	記 号	大 小
ダクタイル鉄鉄管	D I P	管路は 実線とす る 太さ0.5 mm	下水マンホー	○ M	φ 5mm
鉄鉄管	C I P		電通マン ホー		
鋼管	S G P - P D 等		電力柱	○ P	φ 3mm
右旋セメント管	A C P		電 柱		
ポリエチレン管	P P		消 火 栓	⊗	φ 4mm
鉛管	L P		空 気 弁	⊗	
高衝撃性硬質塩化ビニル管	H I V P		減 圧 弁	⊗	
塩化ビニル管	V P		流 量 計	⊗	
ステンレス鋼鋼管	S S P		自記録水圧計	⊗	
水道配水用ポリエチレン管	H P P E		仕 切 弁	⊗	4 × 5mm

- 線および文字は、濃く明瞭に書くこと。
- 文字は、階書で明確に書くこと。
- 寸法単位はmとし、最終値は0.1位とする。測定は、0.01位まで行い四捨五入とする。
- 図面の構成
 - 一般事項
 - 図面の構成については、参考図参照のこと。
 - 仕切弁支距図の箇所数によっては、完成図に納めることができるものとする。
 - 平面図
 - 縮尺は、1/200 を標準とする。freeは認めない。
 - 上方を北向きとし、左上隅に方位を入れる。
 - 平面図には、管路、管種、管径および道路幅等を記入する。
 - 平面図の右上隅に、完成図面内の平面図と関連する記号を記入する。(例: ㊦、㊧)
 - 平面図に関連する住所、氏名を記入する。
 - 平面図には、引照点を記入する。

- キ 区間距離は、原則として官民境界および他の仕切弁間の距離とし、3～5点を測定することとし、必ず1点は電柱などの積雪時でも確認できる引照点とする。ただし、マッピング上に表示されていないものからは記入しない。なお、マンホール、仕切弁きょうおよび消火栓等はその中心、電力柱等は表面より測定する。
- ク 平面図内に、既設の仕切弁きょうを表示できるときは、そのオフセットも対象として作成すること。
- ケ 仕切弁には、仕切弁表題欄と関連する数字を円で囲み記入すること。なお既設の仕切弁の場合はその円を点線とする。
- コ 仕切弁を複数記入する場合は、仕切弁と属性が対比できるように記入する。(参考図1 例2) なお、弁区間距離を測定し支距図に明記する。
- サ バルブ管理番号の入力は既設仕切弁のみとし、新設仕切弁には記入しないものとする。
- シ 型式の記入は次のとおりとする。
- (1) 一体型ソフトシール弁 (受・受、受・挿、挿・挿)
 - (4) 塩ビ製ソフトシール弁
 - (9) ソフトシール弁
 - (2) バタフライ弁 (○形)
 - (8) 空気弁 (フランジ形、ねじ込み形)
 - (4) 不銹水割T字管 (各メーカーの型式)
- ス 空気弁設置の場合の口径は呼び径を記入する。
- セ 回数については、全開と表示する。制限する仕切弁は○/○回開または、全開と表示する。

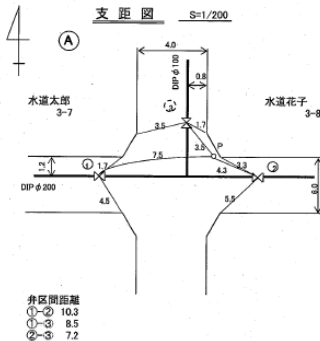
参考図 1

例 1 支距図 S=1/200



① バルブ管理番号	
型 式	一体型ソフトシール弁(受・挿)
メーカー名	〇〇〇〇〇
スピンドル径	0.65
弁 きょう	5号直形
口 径	200
回 数	全開

例 2 支距図 S=1/200



① バルブ管理番号	
型 式	一体型ソフトシール弁(受・挿)
メーカー名	〇〇〇〇〇
スピンドル径	0.65
弁 きょう	5号直形
口 径	200
回 数	全開

② バルブ管理番号	
型 式	一体型ソフトシール弁(受・挿)
メーカー名	〇〇〇〇〇
スピンドル径	0.65
弁 きょう	5号直形
口 径	200
回 数	全開

③ バルブ管理番号	
型 式	ソフトシール弁
メーカー名	〇〇〇〇〇
スピンドル径	1.2
弁 きょう	5号T形
口 径	100
回 数	全開

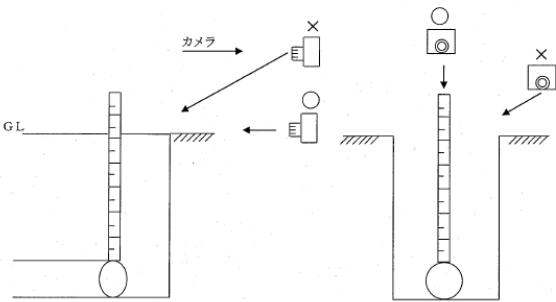
※ 例 1 2 の縮尺はFreeです。

6 工事記録写真撮影要領

- | | |
|----------------------|--|
| 2 適用 | (1) この要領は、配水管（導水管・送水管含む）布設工事等受注者が秋田市上下水道局に提出する工事記録写真について定めるものである。 |
| 2 写真の種類 | |
| 2-1 工事状況の写真 | <p>(1) 設計図書に基づいて工事が適切に実施されているか、安全管理、工事公害対策が十分に行われているか等を確認するためのもので、特に形状、寸法等の確認を要しない写真。</p> <p>ア 工事着工前の現場状況写真</p> <p>イ 仮設設備等の設置状況写真</p> <p>ウ 各工種の施工状況写真</p> <p>エ 工種又は工事の完成状況写真</p> <p>オ 安全管理、工事公害対策状況写真</p> <p>カ 使用材料等の試験、検収等状況写真</p> <p>キ その他必要とする状況写真</p> <p>ク 監督員の指示する状況写真</p> |
| 2-2 出来形管理写真 | <p>(1) 設計図書に指定される工種の出来形および使用材料の形状寸法、試験、検査等の内容を確認するための写真。</p> <p>ア 各工種の出来形写真（表1「工事記録写真撮影一覧表を参照）</p> <p>イ 使用材料の形状、寸法等確認写真</p> <p>ウ その他監督員の指示した写真</p> |
| 2-3 補償対策災害写真 | <p>(1) 工事着工前に、工事の施工により補償問題の発生が予測される場合の措置対策の資料とするため、撮影しておく写真と、工事災害、工事公害が発生した場合の写真。</p> <p>ア 補償対策着工前写真（対象物の所有者と立ち会い、日付を入れて撮影する。）</p> <p>イ 工事災害発生写真</p> <p>ウ 工事公害発生写真</p> |
| 3 撮影の計画 | |
| 3-1 調査および測点の設置 | <p>(1) 設計図書に基づく工種ごとの撮影箇所、時期等（表1「工事記録写真撮影一覧表を参照）は、監督員と協議して事前に計画をたてる。</p> <p>(2) 工事着工に先立ち、現場状況を調査し、道路付帯施設、路面状況等を確する資料として撮影する。</p> <p>(3) 受注者は監督員立会いのうえ測点を設置する。</p> <p>ア 測点は原則として50m毎および変換点（管径が異なる場合等）に補助測点を設置する。ただし、工事延長が短い場合は、監督員と協議すること。</p> |
| 3-2 着工前現場状況写真 | <p>(1) 起終点位置をはっきりさせるため撮影用黒板（図-1）を立てる。</p> <p>(2) 設計図書に基づき起点から終点に向かって測点を記入して撮影する。</p> <p>(3) 曲線部等で先が見えない場合は、補助測点を記入して撮影する。</p> |
| 3-3 完成状況写真 | <p>(1) 着工前現場状況写真に準じ、同一地点、同一方向で撮影し、二つの写真が比較できるようにする。</p> <p>(2) 部分的な完成写真は、出来形確認写真と合わせて撮影する。</p> |
| 3-4 仮設設備等の設置状況写真 | <p>(1) 現場に設置後撮影するものとし次による。</p> <p>ア 事務所、材料置場等</p> <p>イ 工事用機械器具（車両等含む）</p> <p>ウ 仮設道路等</p> <p>エ 排水ポンプ等</p> <p>オ 工事標示板等保安施設設置状況</p> |
| 3-5 各工種の施工状況および出来形写真 | <p>(1) 設計図書および仕様書に基づき、工事の進捗に合わせて撮影すること。</p> <p>ア 完成後明視できない部分の出来形写真については撮り落とし等の場合、破壊検査の対象となるので十分に注意すること。</p> <p>イ 各工種の写真を撮影する場合は、撮影箇所が明確になるよう撮影用黒板（図-1）を用い、周囲の地形、地物、測点を背景に入れ、他の場所の写真と区別できるようにすること（写真-6. 1）。</p> |
| 4 撮影の実施 | <p>(1) 撮影の計画に基づき、時を失せず、表1の工事記録写真撮影一覧表により、工種の要点を明確に撮る。</p> <p>(2) 撮影の担当者は補助員をおき、撮り落とし等のないように注意し、撮影から整理まで責任をもって行うこと。</p> <p>(3) 監督員の立ち合いを受けることを決められている工種にあっては、必ず立ち合いを求めその状況を撮ること。</p> |
| 5 撮影の方法 | <p>(1) 出来形確認写真等寸法確認を要する写真は、撮影被写体に対するカメラの位置によって極端に映像が歪むので、被写体の中心で、しかも直角の位置から写すこと（参考-6. 1、写真-6. 2）。</p> <p>(2) 寸法を示す測定尺は、写真上明確に判読できるもので、スタッフ又はリボンテープ等を使用する（参考-6. 2）。</p> <p>(3) 出来形確認写真は、原則として各測点を撮影すること。この場合工種毎に仕上りの高さまで同一方向に一定して撮ること。</p> <p>(4) ある箇所を拡大して撮る場合は、その箇所の全景を撮り、関連つてその位置が確認できるようにする（写真-6. 1）。</p> |

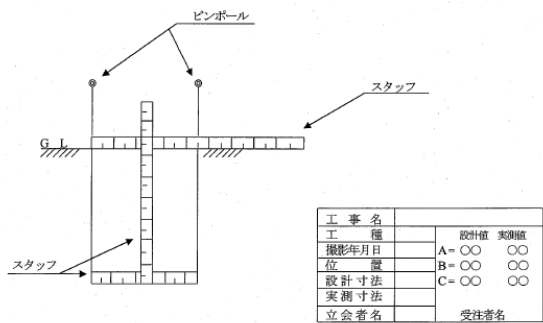
	(5) 目盛りをはっきり撮るには、絞りをなるべく絞り、シャッターをスローにして撮ること。この場合カメラブレを起こさないようにする。 (6) 地山の自立性に乏しく、また、舗装面にクラック等があり床掘面が崩れている場合は、適宜にピンボールを使用し撮影すること（参考－6、3、写真－6、4）。 (7) 被写体が地面より低い場合は、想像以上に明るさが違うので、露出の算出にあたっては、できるだけ被写体の近くで行うこと。また、必要に応じてフラッシュを使用する（参考－6、4）。 (8) 逆光線撮影は極力避け、この場合はフラッシュによるか露出を適正にし、鮮明な写真が撮れるようにすること（参考－6、4）。 (9) 配水管連絡工、仕切弁、異形管、切管等の使用については、黒板に測点、略図を入れ管路方向と一致するように撮影し「なぜ」、「どのように」使用したか理解できるようにすること。また、構造物等を伏越、切離する場合、構造物との離れ等を確認できるようにすること（参考－6、5、参考－6、6）。 (10) 配水管連絡工事等で、矢板を使用した場合施工延長が確認できるようにすること（参考－6、7）。
6 写真の整理	(1) 最初の管理測点を撮影した写真はすみやかに整理し、撮り方、撮るポイント等撮影計画に基づいて撮影しているかどうか監督員の意見を聞き、その指示により同じ間違いをしないように努めること。 (2) 写真はカラーとする。 (3) 写真帳は表1の工事記録写真撮影一覧表に基づき、工事着工前から完成までの過程で、参考－6、8により整理すること。 (4) 工種については、設計書（名称）に記されているものとする。 (5) 工事状況写真および出来形写真は、工事の進捗順序どおり整理して貼付すること（参考－6、8）。 (6) 道路復旧工事（本舗装）は、管布設工事および埋戻し工事がすべて完了してから行われるが、それぞれの測点写真の末尾に整理すること。ただし、特別な事情がある場合は、監督員と協議のこと。 (7) 工種毎に見出しをつけて整理すること。 (8) 国、県、市の各道および農道分の写真提出部数等については、それぞれの道路管理者の「道路占用許可」の条件等もあるため、監督員の指示に従うこと。 (9) 撮影不良で黒板表示では理解し難い内容のものは、写真帳の説明欄にその事項を詳細に記入のこと。 (10) 工事の検査は、次の三種額があり、いずれの検査においても、監督員より写真提出の指示があるため常に整理をしておくこと。 ア 完成検査 工事の着工から完成までの作業状況が把握し得るもので、完成したことを確認できるように整理されたもの。 イ 一部完成検査 工事の着工から、その時点までの作業状況が把握し得るもので、一部完成が確認できるように整理されたもの。 ウ 中間検査 工事着工からその時点までの作業状況が把握し得るもの。
7 デジタルカメラの撮影	
7-1 撮影機材	(1) 写真については、必要な文字・数値等の内容の判読ができる機能と精度を確保できる撮影機材を用いるものとする（有効画素数は80万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで三年間程度に顕著な劣化が生じないものを使用すること）。
7-2 画像編集	(1) 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員と協議し承諾を得た場合に限り、回転等の編集および明るさの補正は認める。
7-3 写真帳の編集	(1) 写真はカラー（有効画素数は80万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで三年間程度に顕著な劣化が生じないもの。）を原則とし、写真部分の大きさはサービス版と同等とする。 (2) 写真の整理については（6.写真の整理）のとおりとすること。
7-4 電子データでの提出について	(1) 電子納品に関する特記仕様書のとおり、電子データにより提出するか紙媒体により提出するか監督員と協議することとする。 (2) 電子データで提出する場合は、工事記録写真を編集後、全データをPDF形式にてCD-R等へ書き込み提出すること。（参考－6、9）

参考-6. 1



・適切なカメラ位置で撮影する。

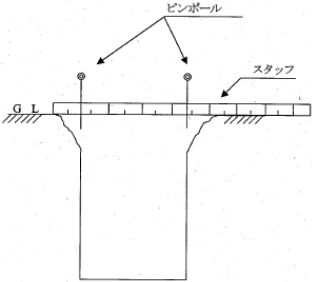
参考-6. 2



工 事 名		設計値	実測値
工 種		A=	〇〇
撮影年月日		B=	〇〇
位 置		C=	〇〇
設計寸法			
立会者名		受注者名	

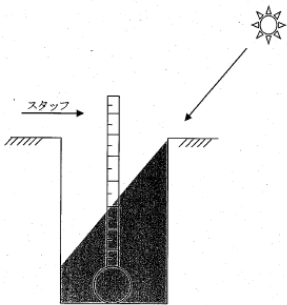
・撮影箇所が特定できるように構造物、家屋等を接写してから撮影すること。

参考-6. 3



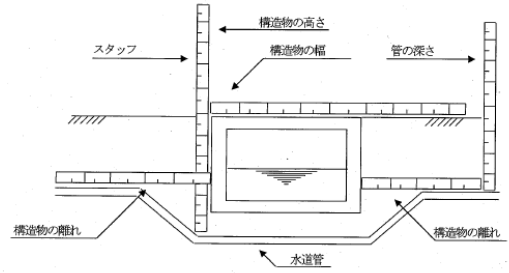
・地山の自立性が悪い時のA値の測定 (写真-6. 4参照)

参考-6. 4



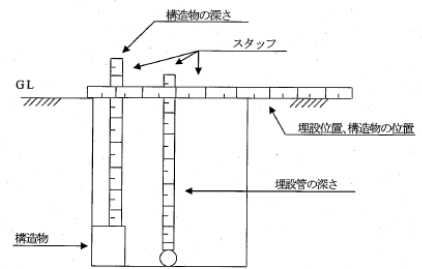
・撮影時間帯により上の状態の場合は、フラッシュを使用する。

参考-6. 5



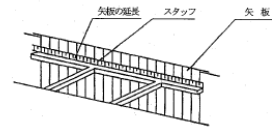
・地下構造物および埋設物がある場合の撮影

参考-6. 6



・試験掘および管布設時に構造物等があるとき必要に応じ撮影。

参考-6. 7



・矢板施工箇所はスタッフで施工延長を測定する

表-1 工事記録写真撮影一覧表

施工区分	工 種	撮 影 の 対 象	撮影箇所・回数
道路状況	工事着工前 工事完成時	起点から終点に向かって工事区間全景	起点および終点ごと
仮設設備設置工	仮設設備設置工	材料置場の状況、工所用機械器具等の管理状況、材料検査等の状況、指定建設機械確認状況（低騒音・排ガス対策等）、環境対策状況	1回
	保安施設設置工	工事標示板等の設置状況、交通安全施設の状況、安全対策状況	
	土留工	土留状況（矢板長さの確認）、切梁・掘削の状況	実施箇所または管理測点ごと（1箇所/100m）
	水管工	水管状況	
	路面覆工	路面覆工状況、覆工板施工面確認、受析設置状況	実施箇所ごと
試験掘工	配水管布設工事前の作業状況	①床掘位置、埋設物の位置、離れ、土被り 掘削寸法の確認 ②掘削状況、埋戻状況、道路復旧状況	実施箇所ごと ②は1工事1箇所
管布設工	舗装版切断工	舗装版切断状況、切断幅の確認	管理測点ごと（1箇所/100m）
	舗装版破砕工	舗装版破砕・搬込状況	
	舗装版運搬および処理工	搬込状況、運搬状況、産業廃棄物処理場状況（建設副産物処理場状況）、舗装版処理状況	1回
	機械床掘工	床掘（掘削）断面の出来形寸法の確認	管理測点ごと（1箇所/50m）
	人力床掘工	人力床掘の状況	管理測点ごと（1箇所/100m）
	人力床均工	人力床均の状況	
	残土運搬および処理工	残土搬込状況、運搬状況、残土捨場状況、残土処理状況（建設副産物処理状況）、残土処理状況	1回
	管布設工（IPの場合）	①管据付け状況（吊り込み状況等） ②管内部清掃状況 ③ポリエチレンスリーブ被覆状況（明示テープ貼付状況） ④トルクレンチの締付状況（GX・NS形接合状況） ⑤土被りおよび境界からの離れの出来形寸法の確認 ⑥管切断状況（管切断寸法の確認） ⑦切口締止および加工状況 ⑧異形管布設状況 ⑨仕切弁・弁きょう設置状況 ⑩既設管との連絡状況 ⑪他事業者所有管との近接状況 ⑫水圧試験状況 ⑬洗管状況（ポリビタ等による）	①～④は管理測点ごと（1箇所/100m） ⑤は管理測点ごと（1箇所/50m） ⑥～⑬は実施箇所ごと

※「実施箇所ごと」とは工事現場が点在している場合に適用する。

施工区分	工 種	撮 影 の 対 象	撮影箇所・回数
管布設工	管布設工 (HPE の場合)	①砂基礎施工状況 (基礎厚確認) ②明示テープ取付状況 ③断端部切替状況 (仮断端の「ヤナギ」含む) ④管継ぎ面・ソケット内面清掃状況 ⑤クランプ設置状況 ⑥融着状況 (コントローラー設置状況含む) ⑦インジケータ確認状況 ⑧通電終了時刻、冷却終了時刻、日付記入状況 ⑨融着完了状況 (クランプ取り外し後状況) ⑩管据え付け状況 ⑪土盛りおよび境界からの離れの出来形寸法の確認 ⑫管切替状況 (管切替寸法の確認) ⑬異形管布設状況 ⑭メカニカル継手接合状況 (ナット設置状況含む) ⑮仕切弁・弁きょう設置状況 ⑯既設管との連絡状況 ⑰他事業者所有管との近接状況 ⑱水圧試験状況 ⑲洗管状況 (ボリビック等による)	①～⑭は管理拠点ごと (1箇所/100m) ⑮は管理拠点ごと (1箇所/50m) ⑯～⑲は実施箇所ごと
	埋戻工	埋戻状況 (埋戻材出来形寸法の確認)、埋戻シートの敷設状況	管理拠点ごと (1箇所/50m)
	路盤工	一層毎に敷均し・転圧状況 (厚さ確認)	
	舗装仮復旧工	仮舗装の厚さの確認	管理拠点ごと (1箇所/100m)
管布設工	廃止管充填箇所	① 施工前後状態確認状況 ② 充填剤作成状況 ③ 比重値測定状況 ④ フロー値測定状況 ⑤ 施工後状態確認状況	
弁室等の築造工・その他の構造物築造工	土留工、基礎工、鉄筋工、型枠工、コンクリート工、配水管布設工	①床面 (掘削) 断面の出来形寸法の確認 ②クラッシャーランの幅、厚さの確認 ③コンクリート構造物の幅、長さ、厚さの出来形寸法の確認 ④鉄筋の配置確認状況 ⑤型枠の据付状況 ⑥配管状況 ⑦コンクリート打設状況 ⑧コンクリートのスラング等試験状況 ⑨コンクリートの強度試験状況 ⑩埋戻状況 (埋戻材出来形寸法の確認) ⑪完成状況 (全景) 舗装面の切替等は「配水管布設工」に準拠	実施箇所ごと
管防護工	「弁室等の築造工・その他の構造物築造工」に準拠		

水管構築 設工および 添保工	基礎工、鉄筋工、型枠工、コンクリート工、配水管布設工、保通工	①据付状況 ②断端状況 ③継接状況 ④保通工の据付状況 ⑤保通工の出来形寸法の確認 ⑥伸縮継手状況 ⑦伸縮可動管設置状況 (左岸・右岸) ⑧延長確認 ⑨完成状況 (全景) コンクリート工等は「弁室等の築造工」に準拠	
施工区分	工 種	撮 影 の 対 象	撮影箇所・回数
軌道下横断工	土留工、基礎工、鉄筋工、型枠工、コンクリート工、推進工、配水管布設工	①凍液注入状況 ②支柱壁築造工 ③推進状況 ④推進残土処理状況 ⑤延長確認 ⑥管土被りの確認 ⑦埋戻状況 (埋戻材出来形寸法の確認) ⑧完成状況 (推進立坑、新立立坑) コンクリート工等は「弁室等の築造工」に準拠	実施箇所ごと
	舗装仮復旧工	舗装仮復旧状況、切替幅の確認	
消火栓設置工	舗装仮復旧工	舗装仮復旧状況	
	機械床掘工	床面 (掘削) 断面の出来形寸法の確認	
	人力床掘工	人力床掘の状況	
	人力床均工	人力床均の状況	
	管布設工	①不凍水割「T」管取付状況 ②水圧試験状況 ③管土被りの確認 ④消火栓設置状況 ⑤設置後の放水確認	
	埋戻工	①埋戻状況 (埋戻材出来形寸法の確認) ②埋戻シートの敷設状況 ③水後検まわりの砕石埋め戻し状況	
	路盤工	一層毎に敷均し・転圧状況 (厚さ確認)	
	舗装仮復旧工	仮舗装の厚さの確認	
	給水管連絡工	機械床掘工	床面 (掘削) 断面の出来形寸法の確認
	人力床掘工	人力床掘の状況	
給水管連絡工	人力床均工	人力床均の状況	20円につき1箇所
	分岐工	①サドル付分水栓取付状況 (締付トルク確認) ②水圧試験状況 ③せん孔刃の確認状況 ④せん孔状況 ⑤ドレン設置状況 (排水状況確認) ⑥防食フィルム取付状況 ⑦給水管布設状況 (※道路内連絡状況) ⑧止水栓きょう、弁きょう設置状況	φ40～φ50mm (2円につき1箇所) φ75以上 (全箇所) ③せん孔刃の確認状況は、口徑毎に1回 ※道路が道路部は、監督員の指示がある箇所
	埋戻工	埋戻状況 (埋戻材出来形寸法の確認) 埋戻シートの敷設状況	
	路盤工	一層毎に敷均し・転圧状況 (厚さ確認)	
	舗装仮復旧工	仮舗装の厚さの確認	
	舗装工	舗装仮復旧状況、切替幅の確認	管理拠点ごと
	舗装仮復旧工	舗装仮復旧状況	(1箇所/100m)
	舗装仮復旧工	運搬状況	1回
	路盤工	①路盤材料敷均状況 ②路盤材転圧状況 ③舗装材転圧確認 ④舗装厚確認 ⑤アスファルト乳剤散布状況部分にも	①②⑤は管理拠点ごと (1箇所/100m) ③④は管理拠点ごと (1箇所/50m)
	舗装工	①舗装状況 ②アスファルト混合物温度確認 (初期閉固め前) ③舗装仮復旧完了状況 (解放温度測定)	管理拠点ごと (1箇所/100m)

舗装仮復旧工	舗装仮復旧状況	(1箇所/100m)
舗装仮復旧工	運搬状況	1回
路盤工	①路盤材料敷均状況 ②路盤材転圧状況 ③舗装材転圧確認 ④舗装厚確認 ⑤アスファルト乳剤散布状況部分にも	①②⑤は管理拠点ごと (1箇所/100m) ③④は管理拠点ごと (1箇所/50m)
舗装工	①舗装状況 ②アスファルト混合物温度確認 (初期閉固め前) ③舗装仮復旧完了状況 (解放温度測定)	管理拠点ごと (1箇所/100m)

本撮影一覧表に該当のない場合は、秋田県建設部「土木工事共通仕様書」、日本水道協会「水道工標準仕様書」による。

目 的

配水管布設工事において、工事記録と工事完了後の出来形管理の資料とするため、工事記録写真の撮影および整理について、基本的な事項を定めるものである。なお、写真は下図内の番号順に並べて編集することを標準とする。

着工前 No. 〇	1	1	完 成 No. 〇
同 上 No. 〇	1	1	同 上 No. 〇
保安施設設置工 安全対策 〇〇状況	2	3	仮設施設設置工 〇〇状況

No. 〇 舗装掘工 〇〇状況	4	7	舗装仮設掘工 〇〇状況
管布設工 表層状況	5	8	残土処理工 〇〇状況
管布設工 水目調整状況	6	9	材料検査状況 原簿簿記状況 中間検査状況 完成検査状況

- (1) 着工前と完成写真は、同じ撮影位置のものを左右に配置し対比できるように編集すること。また、着工前写真には管布設位置がわかるように赤線を入れること。
- (2) 各状況写真は、工事記録写真撮影一覧表による。
- (3) 舗装仮設掘工、残土処理工は、積み込み状況 → 運搬状況 → 処理場の状況（投棄場所が確認できるもの）各1回。
- (4) 試験掘工については、各施工箇所地下埋設物の埋設位置が確認できるものと掘削幅、延長、深さを撮影する。掘削から仮復旧までの一連の写真は1工事1箇所程度とする。

No. 〇 舗装仮設掘工 〇〇状況	10	13	No. 〇 人力床掘工 〇〇状況
同上 舗装仮設掘工 〇〇状況	11	14	同上 人力床掘工 〇〇状況 〇〇完了
同上 機械床掘工 〇〇状況	12	15	同上 管布設工 〇〇状況

No. 〇 埋戻工・再生砂・山砂 〇層目転圧状況	16	19	No. 〇 路盤工 RC-40 〇層目転圧状況
同上 埋戻工・再生砂・山砂 〇層目転圧完了 h=〇〇	17	20	同上 路盤工 RC-40 〇層目転圧完了 h=〇〇
同上 埋戻工 埋戻シート敷設状況	18	21	同上 仮復旧工 〇〇状況 〇〇完了

- (1) 状況写真と出来形測定に関する写真を分けて編集すること。
- (2) 布設工の状況写真は、工事記録写真撮影一覧表の布設工 (BIP) ①～④、(BPF) ①～⑩を撮影し添付すること。
- (3) 仮復旧完了時は、ⓧ マークを入れ撮影する。

No. ○ 管布設工 配管状況	22	25	No. ○ 土留工 木留工
No. ○ 仕切弁設置状況 弁きょう設置状況	23	26	No. ○ 舗装工 ○状況 舗装後旧完了
○配水管連絡工 配管状況 よりスラブ 被覆状況	24		

No. ○ 舗装後旧工 舗装後旧工の確認 設計値 ○=○○ 実測値 ○=○○	27	30	No. ○ 確認工 再生砂・山砂 出来形測定 設計値 ○=○○ 実測値 ○=○○
同上 機組未組工 出来形測定 設計値 ○=○○ 実測値 ○=○○	28	31	同上 筋工 RC-40、C-40 出来形測定 設計値 ○=○○ 実測値 ○=○○
同上 管布設工 出来形測定 設計値 ○=○○ 実測値 ○=○○	29	32	同上 修復旧工 出来形測定 設計値 ○=○○ 実測値 ○=○○

- (1) 舗装工は、各管理ポイントの最後にとじ、工事記録写真撮影一覧表に従い撮影すること。
- (2) 床掘工 (A・B・C値)、管布設工 (J・K値)、埋戻工 (H・G値)、修復旧工 (e値)、舗装工 (D値) の出来形寸法測定を行う。黒板の記入ミスがないようにすること。
- (3) スタッフ、ピンボールの使い分けをしっかりと適切な位置に黒板を置き撮影すること。

No. ○ 舗装工 舗装後旧確認 設計値 ○=○○ 実測値 ○=○○	33	
同上 舗装工 舗装後旧確認 設計値 ○=○○ 実測値 ○=○○	34	

※ 管布設工と舗装工は、工区分けし、管理測点毎にNo.10～No.34 までを1つにまとめて整理する。
ただし、監督員が整理方法を別に指示する場合は、その指示に従うこと。

No. ○ 消火栓、給水管連絡工 ○状況 ○完了	35	38	消火栓、給水管連絡工 施工前、後位置確認状況 充填割合状況 比重値、70～80%測定状況
No. ○ 仮設掘削 ○状況	36	39	○配水管連絡工 ○状況 ○完了
No. ○ 撤去箇所 ○状況	37		

- (1) 消火栓、給水管連絡工は、工事記録写真撮影一覧表に従い、管布設工と同じ要領で撮影し整理すること。
- (2) その他の施工については、説明欄に施工区分を明示し工事記録写真撮影一覧表に従い工事着工前、工事完成、作業の順序に従って管布設工と同じ要領で撮影し整理すること。

7 仕切弁表示要領

- 1 適用 (1) この要領は、配水管布設工事等の受注者が、仕切弁内容について表示する標準を定めるものである。
- 2 プレートの表示
 1. プレートは、プラスチックプレート（図-1 参照）を使用すること。
 2. 表示は、油性ペン等で明確に記すこと。
 3. 口径は、 ϕ ○○mm と表示する。
 4. 取付年月は、年号の頭文字（ローマ字）を表示し、その次に暦年の数字を表示し、月は工事完成月を表示する。
 5. 回数は、全開と表示する。制限するものについては、○/○回開（or 全開）と表示し、黄プレートとする。
 6. 空白の欄は、所有者名（秋田市上下水道局、○○ビル、○○不動産等）を表示する。

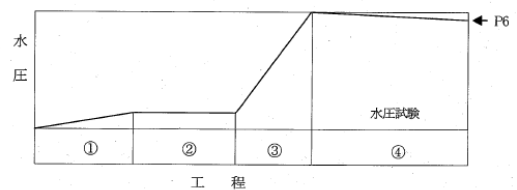
図-1 仕切弁表示プレート記入例

口 径	$\phi 150$ m/m
取付年月	R○ 年 ○ 月
回 数	全 開 回
所有者名	秋田市上下水道局

9 管路等の水圧試験要領

- 1 管路等の水圧試験
 - (1) 作業手順および試験方法は、次のとおりとする。
 - ア 充水（排気状態を確認しながら徐々に充水を行う）
 - イ エアー抜き（空気弁を開放状態にしておく）
 - ウ 加圧（水圧 0.75MPa まで加圧する）
 - エ 水圧試験（水圧 0.75MPa で 6 時間放置し、6 時間後の圧力値を計測する）

P6：6 時間後の実測圧力



- (2) 試験水圧に加圧後は、自記観水圧計にて管理する。
- (3) 合否の基準は、次のとおりとする。

$P_6 \geq 0.8 \times P$

P：試験水圧 (MPa)

P_6 ：6 時間後の実測圧 (MPa)
- (4) 水圧試験状況を写真撮影し、完成図書として提出すること。
- (5) 試験終了後、別に定める管路の水圧試験報告書の写し (PDF) を電子メールにより提出すること。また、その原本については、工事完成時、完成図書として提出すること。
- 2 割 T 字管およびサドル付分水栓取付け後の水圧試験
 - (1) 試験水圧および保持時間は、次のとおりとする。

0.75 MPa 3 分間
 - (2) 合否の基準は、試験水圧を、所定時間保持すること。
 - (3) 水圧試験状況を写真撮影し、完成図書として提出すること。

10 明示テープ貼り付け要領

- 1 適用

この要領は、他埋設物との誤認あるいは事故を避けるため明示テープの施工を定めるものである。
- 2 明示テープ

(1) 明示に使用する材料
ア 材 料 — 塩化ビニールテープ
イ 色 地 — 色-青、文字-白
ウ テープの形状 — 幅-3cm、厚さ-0.15mm±0.03mm
- 3 施工方法

(1) 胴巻テープの間隔
ア 管長 4m 以下、3 箇所/本
管の両端から 15～20cm ならびに中間 1 箇所
イ 管長 5～6m、4 箇所/本
管の両端から 15～20cm ならびに中間 2 箇所
ウ 特殊管でア、イに該当しない場合は、テープの間隔が 2m 以上にならないよう箇所を増加すること。
(2) 天端テープ
ア 呼び径 400mm 以上の配水管の直管および切り管の全延長に貼り付けするものとする。ただし、監督員の指示がある場合はこの限りではない。
(3) 明示の方法
(明示例)
- 4 異形管の明示

(1) 異形管の中央部 1 カ所に胴巻テープを貼り付けるものとし、天端テープは必要ないものとする。
- 5 その他

(1) コンクリート等で堅固に防護された管の明示は必要ないものとする。
(2) 明示されていない埋設管を露出させたときは、その部分について明示するものとする。明示年について明確にできないときは、推定年度を明示するものとする。
(3) 大正以前に布設された管および布設年が明確でない管は、10 年程度の誤差は差支えないものとする。
(4) 弁類は、弁きょうがあり、これに表示されているので、他の埋設管と区別が容易であり、表示の必要はないものとする。
(5) 推進工法による場合は、テープの代わりに青色ペイントを天端に塗装すること。

' 22 秋田市水道管

ア 文字の大きさはタテヨコ 8 mm、文字間隔は 4 mm 程度とする。
イ 表示間隔は 3mm 程度とする。
ウ 明示年は 3 ヶ月ぐらいたずれても差支えない。
エ 胴巻テープは 1 回半巻きとする。
オ 明示テープは、ポリエチレンスリーブの上から貼り付けるものとする。

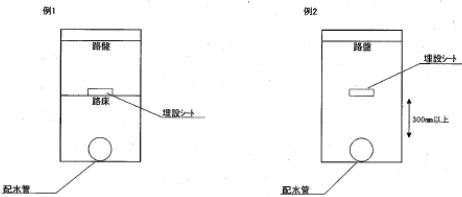
12 埋設シート敷設要領

- 1 適用

この要領は、配水管の事故防止など、維持管理面の安全を図るために敷設する埋設シートの施工について定めるものである。
- 2 埋設シート

1 規格は右表のとおりとする。
- | | |
|--------|-------|
| 幅 | 150mm |
| 長さ | 50m/巻 |
| 生地色 | 青色 |
| 文字マーク色 | 白色 |
| 折込率 | 2 倍折込 |
- 3 敷設方法

1 埋設シートは、配水管新設および修理の際に必ず敷設するものとする(例-1)。
2 敷設位置は、通常は路床と路盤の間に敷設する。ただし、安全が確保できない位置となる場合は、管上 300mm 以上間隔の確保できる位置とする(例-2)。
3 埋設シートは、管軸方向に全線敷設し蛇行してはならない。
4 埋設シートの接続部の重ね合わせは、50cm 以上とする。
5 工事の立ち会い等で、埋設シートが露出、又は損傷した場合は敷設時の基準に準じ復旧する。
6 給水管を道路に埋設する際も同様とする。



16 水道配水用ポリエチレン管施工要領

この要領は、水道配水用ポリエチレン管（HPE）を用いた配水管布設工事等の施工に関する基本的な事項について定めるものである。

1 共通事項

水道配水用ポリエチレン管の布設工事については、配水管工事標準仕様書・同要領集によるほか、配水用ポリエチレンパイプシステム協会（以下「ポリテック」という。）発行の「水道配水用ポリエチレン管及び管継手設計・施工マニュアル」（以下「設計・施工マニュアル」と称す。）に従い施工するものとし、あわせて以下の事項を遵守すること。

ただし、別に定める特記仕様書や監督員の指示がある場合は、この限りでない。

2 配管従事者の資格

配管作業に従事するものは、一般又は耐震継手の配管技能者でかつポリテック主催の「水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会」の受講証を有するもの又は公益財団法人給水工事技術振興財団が主催する給水装置工事配管技能検定会のポリエチレン管検定合格者でなければならない。

3 材料

使用する材料は、水道配水用ポリエチレン管（JWWA K 144）、水道配水用ポリエチレン管継手（JWWA K 145）およびポリテック規格（PTC K、G、B）に適合し、秋田市上下水道局が承認したものでなければならない。

ただし、規格品以外の材料については、見本品、カタログ、試験成績等の資料を添え、承認願いを提出し監督員の承認を得ることにより、使用できるものとする。

また、直管はブレンエンド形の使用を原則とし、現場状況で融着（EF）受口付き直管を使用しなければならない場合は、監督員と協議すること。

4 管の接合

水道配水用ポリエチレン管の接合は、融着（EF）接合を原則とする。

ただし、現場状況により融着接合が困難な場合は、監督員と協議したうえで、メカニカル接合とすることができる。

5 管・継手材料の取り扱い

管や継手材料は、傷付きやすく、直射日光による変形・変色により劣化する恐れがあることから、運搬や保管については慎重かつ丁寧に行うものとし、特に次のことについて厳守すること。

(1) 管を運搬する時は、必ず管全体を持ち上げて丁寧に運び、絶対に引きずったり、滑らせたりしないこと。

(2) 管は、平らな場所にまくら木を約1m間隔で敷き、不陸が生じないよう積み、必ず直射日光があたらないよう防護シート等で覆うこと。

また、継手は屋内に保管すること。

(3) 管や継手は可燃性であるため、火気や熱源のそばに置かないこと。

6 管の据え付け接合

管の据え付けや融着接合は、施工マニュアルの手順を遵守し、適正に行うものとし、特に次の事について厳守すること。

(1) 配管する前に必ず内外面の状態を確認し、傷や劣化などの不良箇所があった場合は、その管を使用しないこと。ただし、部分的な不良については、その部分を切除除去したうえで使用することができる。

(2) 管は、良質な砂の上に布設するものとし、れきなどの固形物が管に直接接触しないように注意しながら埋め戻すこと。また、管を固定する目的で木などの固形物を管下に置かないこと。

(3) 管体に製造年月日、メーカー名などの表示がなされている面を上にして配管すること。

(4) 融着作業時は、接合部に水や泥・砂ほこりを付着させないように十分注意すること。特に雨天時はテントなどの雨よけを準備し、水に濡らさない状態で行うこと。

(5) 融着接合は、きれいな素手で行うものとし、接続部の清掃は必ず所定の清掃用具を使用すること（軍手等手袋の汚れが融着不良の原因となる）。

(6) 融着作業中に停電などのトラブルが発生し、コントローラーが正常終了しなかった場合は、その部分を切除除去し、新たな継手で最初から融着作業を行うこと。

(7) 融着作業時はコントローラーに強い衝撃又は強い振動を与えないこと。また、雨天時はコントローラーが水に弱いので雨を当てないように注意すること。

(8) 管の切断は、コールドリングなどで管体を固定したうえで、所定のパイプカッターを用いて切断すること。

(9) 融着部の管表面切削（スクレープ）は、マーキングが消えるまで完全に行うものとし、作業は融着直前に行うこと。

(10) インジケータは、融着接合が正常に行われたことを確認する大切な部分であることから、砂などで目詰まりさせないように注意すること。

(11) 掘削した際に、土壌や地下水が有機溶剤（灯油、ガソリン、トリクロエチレン）に汚染されている状況を確認した場合は、原則として金属管

に変更するものとするが、監督員と協議すること。
(12) 工事を一時中断するなどの場合は、管内に土砂が入らないよう管口に所定の仮キャップをすること。

7 融着接合の施工管理

融着接合が正常に行われたことを確認するため、次のことを適正に行うこと。

- (1) 融着接合前に、コントローラーなどの接合に使用する工具や清掃道具類について、所定のものかどうか現地で監督員の確認を受けること。
- (2) 管理ポイントに一番近い融着接合部において、「工事記録写真撮影要領」に基づき、一連の施工状況が確認できるよう写真撮影すること。特に、通電終了時刻、冷却終了時刻、日付は継手部に必ず記入することとし、融着が正常に行われたことを示すインジケータを確認できるよう写真撮影すること。
- (3) すべての融着接合において、適正に施工されたことを確認するため、別紙1「EFソケット接合チェックシート」にチェックした結果を記入し、監督員に工事日誌と同時に提出すること。

8 水圧試験

水道配水用ポリエチレン管 (HPPE) の水圧試験は、「管路等の水圧試験要領」に従い行うこと。

9 その他

- (1) メカニカル接合（離脱防止形継手）を行う場合は、インナーコアの挿入を忘れずに行うこと。
- (2) 水道配水用ポリエチレン管 (HPPE) 用仕切弁やメカニカルジョイント等の金属部分には、防食を目的としたポリエチレンスリーブを、「ポリエチレンスリーブ施工要領」に基づき行うこと。
- (3) 管明示テープは、「明示テープ貼り付け要領」に基づき行うこと。
- (4) サドル付き分水栓は、鋳鉄サドル付き分水栓を使用するものとし、必ず水道配水用ポリエチレン管取付用品であることを確認すること。また、せん孔は、必ず水道配水用ポリエチレン管専用のせん孔工具を使用すること。
- (5) 完成図は、「完成図作成要領」に従い作成すること。なお、管材料の名称・規格及び配管記号は、別紙2によるものとする。
- (6) 上記に定めのないものは、その都度監督員と協議して決めること。

別紙2

水道配水用ポリエチレン管 (HPPE) 材料表

1 管の表示

水道配水用ポリエチレン管の表示は、HPPE φ○○mmとする。
(Higher performance polyethylene pipes for water supply の略称)

2 名称・規格及び配管記号

- ・管径は、φ50mm～φ100mmに適用する。
- ・PTCは、配水用ポリエチレンシステム協会規格である。
- ・※印は、使用に際し監督員の承諾必要。

管 路

名称	材料規格	配管記号
水道配水用ポリエチレン管 (ブレンエンド直管)	JWWA K 144	_____
※水道配水用ポリエチレン管 (片受管)	PTC K 03	

継 手 (融着受口が付いているものは、EFをつける。)

名称	材料規格	配管記号
EFソケット	JWWA K 145	
EFベンド(両受)90°	PTC K 13	
EFベンド(両受)45°	PTC K 13	
EFベンド(両受)22° 1/2	PTC K 13	
EFベンド(両受)11° 1/4	PTC K 13	
EFスベンド(両受) (H=300, 450, 600)	PTC K 13	
EFチーズ(両受)	PTC K 13	
F付EFチーズ(両受)	PTC K 13	

別紙2

EFフランジ短管	PTC K 13	
EFキャップ	PTC K 13	
EFベンド(片受)90°	PTC K 13	
EFベンド(片受)45°	PTC K 13	
EFベンド(片受)22° 1/2	PTC K 13	
EFベンド(片受)11° 1/4	PTC K 13	
ESベンド(片受) (H=300, 450, 600)	PTC K 13	
EFチーズ(片受)	PTC K 13	
F付EFチーズ(片受)	PTC K 13	
EFレデューサ(片受)	PTC K 13	

継手(両挿し口は、HPPEを付ける。)

名称	材料規格	配管記号
HPPEベンド90° (両挿)	PTC K 13	
HPPEベンド45° (両挿)	PTC K 13	
HPPEベンド22° 1/2 (両挿)	PTC K 13	
HPPEベンド11° 1/4 (両挿)	PTC K 13	
HPPEベンド(両挿) (H=300, 450, 600)	PTC K 13	

240

別紙2

HPPEレデューサ(両挿)	PTC K 13	
HPPEフランジ短管	PTC K 13	
HPPEチーズ(両挿)	PTC K 13	
F付HPPEチーズ(両挿)	PTC K 13	
HPPEキャップ	PTC K 13	

メカニカル継手(メカニカル継ぎ手は、メカニカルを付ける。)

名称	材料規格	配管記号
メカニカルジョイント (HPPE×HPPE)	PTC G 30	
メカニカルジョイント (HPPE×DP)	PTC G 30	
メカニカルジョイント (HPPE×VP)	PTC G 30	
メカニカルフランジ短管 (HPPE)	PTC G 30	
メカニカルキャップ (HPPE)	PTC G 30	
メカニカルチーズ (HPPE)	PTC G 30	
F付メカニカルチーズ (HPPE)	PTC G 30	
メカニカルベンド(消火栓用) (HPPE)	PTC G 30	
メカニカルベンド(HPPE)90°	PTC G 30	
メカニカルベンド(HPPE)45°	PTC G 30	

241

別紙2

メカニカルベンド(HFPE)22" 1/2	PTC G 30	
メカニカルベンド(HFPE)11" 1/4	PTC G 30	
メカニカルレデュース(HFPE)	PTC G 30	
F型台付メカニカルチーズ (HFPE)	PTC G 30	

異種管継手、仕切弁

名称	材料規格	配管記号
鋳鉄管用異種管継手 K形	PTC G 32	
※ 鋳鉄管用異種管継手 GX形	規格外	
※ 鋳鉄管用異種管継手 NS形	規格外	
※ 硬質塩ビ管用異種管継手	規格外	
F付挿口付鋳鉄T字管	PTC G 32	
HFPE挿口付フランジ短管	PTC G 32	
不銹水分岐割T字管	PTC G 31	
変換ソケット(HFPE-PP)	PTC B 21	
HFPE挿口付ソフトシール仕切弁	PTC B 22	

第 25 章 様式集

第 26 章 関係法令

新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行																																				
第24章 様式集 様式第2号 様式第2号 指定給水装置工事事業者指定申請書 (宛先) 秋田市上下水道事業管理者 年 月 日 申請者 氏名又は名称 住 所 〒 フリガナ 代表者氏名 電 話 番 号 水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けた いので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。 <table><thead><tr><th colspan="2">役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名</th></tr><tr><th>フリガナ名</th><th>フリガナ名</th></tr></thead><tbody><tr><td>氏</td><td>氏</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table> <table><thead><tr><th>事業の範囲</th><th>秋田市</th></tr></thead><tbody><tr><td>機械器具の名称、性能及び数量</td><td>別表のとおり</td></tr></tbody></table> (備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 ①法人の場合、役員の氏名のみを記入すること（役職名は不要）。なお、個人の場合、記入不要。 ②個人の場合、「給水装置工事」と記入すること。 ③法人の場合、定款、登記簿謄本に記載されている「管工事」又は「水道施設工事」等と記入すること。 様式第9号 (新) 様式第9号 分岐および土地（建築物）使用 に関する利害関係同意書 年 月 日 (宛先) 秋田市上下水道事業管理者 住 所 申込者 氏 名 工事場所 秋田市 私は、申込者が給水装置（施設）工事のために、私所有の ☐ 土地・建築物 を使用することを承諾します。 年 月 日 承諾者 住 所 氏 名 (土地地番 秋田市) ☐ 土地・建築物 を使用することを承諾します。 年 月 日 承諾者 住 所 氏 名 (土地地番 秋田市) ☐ 給水管から分岐することを承諾します。 年 月 日 承諾者 住 所 氏 名 ※ 原則として承諾者が署名する	役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名		フリガナ名	フリガナ名	氏	氏									事業の範囲	秋田市	機械器具の名称、性能及び数量	別表のとおり	第25章 様式集 様式第2号 様式第2号 指定給水装置工事事業者指定申請書 (宛先) 秋田市上下水道事業管理者 年 月 日 申請者 氏名又は名称 住 所 〒 フリガナ 代表者氏名 電 話 番 号 水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けた いので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。 <table><thead><tr><th colspan="2">役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名</th></tr><tr><th>フリガナ名</th><th>フリガナ名</th></tr></thead><tbody><tr><td>氏</td><td>氏</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table> <table><thead><tr><th>事業の範囲</th><th>秋田市</th></tr></thead><tbody><tr><td>機械器具の名称、性能及び数量</td><td>別表のとおり</td></tr></tbody></table> (備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 ①法人の場合、役員の氏名のみを記入すること（役職名は不要）。なお、個人の場合、記入不要。 ②個人の場合、「給水装置工事」と記入すること。 ③法人の場合、定款、登記簿謄本に記載されている「管工事」又は「水道施設工事」等と記入すること。 様式第9号 (旧) 様式第9号 分岐および土地（家屋）使用 に関する利害関係同意書 年 月 日 (宛先) 秋田市上下水道事業管理者 住 所 申込者 氏 名 工事場所 秋田市 私は、申込者が給水装置（施設）工事のために、私所有の ☐ 土地・家屋 を使用することを承諾します。 年 月 日 承諾者 住 所 氏 名 ☐ 土地・家屋 を使用することを承諾します。 年 月 日 承諾者 住 所 氏 名 ☐ 給水管から分岐することを承諾します。 年 月 日 承諾者 住 所 氏 名 ※ 原則として承諾者が署名する	役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名		フリガナ名	フリガナ名	氏	氏									事業の範囲	秋田市	機械器具の名称、性能及び数量	別表のとおり
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名																																					
フリガナ名	フリガナ名																																				
氏	氏																																				
事業の範囲	秋田市																																				
機械器具の名称、性能及び数量	別表のとおり																																				
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名																																					
フリガナ名	フリガナ名																																				
氏	氏																																				
事業の範囲	秋田市																																				
機械器具の名称、性能及び数量	別表のとおり																																				

様式第 19 号

(新)

様式第 19 号

給水装置工事（現地・書類）検査申込書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者

代 表 者

次のとおり竣工したので関係書類を添えて検査を申込みます。

受付番号	秋田市	受付年月日	年 月 日
工事場所	秋田市		
申込書	新設・改造・取出し・臨時・その他 撤去・水洗化		
竣工年月日	年 月 日	検査希望日	年 月 日
主任技術者	No		

本舗装施工者	本舗装年月日	年 月 日
--------	--------	-------

検査事項	合否	検査事項	合否
給水装置工事社内検査報告書等は適切か		メーターの動作は正常か	
構造・材質に適合した適切な施工方法がとられているか		メーター上流は基準どおりか	
全ての給水用具はメーターを経由し吐水量は適切か		竣工図面と給水器具の位置(数)及び写真は整合するか	
給水管及び給水用具は性能基準適合品であるか		給水器具の設置状況は適切か(木技栓の逆取付け、排水不良等)	
耐圧試験で漏水及び水圧低下等の異常が無い		せん孔・撤去等における道路復旧、後片付けは完全か	
止水栓(バルブ)及びメーターの設置状況は竣工図面と整合しているか			

給水栓水圧	AM	PM	時	分	MPa	残留塩素濃度	mg/l
検査年月日	年 月 日	立会人					
検査結果	合格	不合格					
検査員	特記事項						

検査の結果、合格□ 不合格(再検査) □とします。

年 月 日

課長	参事	係長	係

様式第 20 号

(新)

様式第 20 号

給水装置工事一部検査申込書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者

代 表 者

次のとおり竣工したので関係書類を添えて検査を申込みます。

受付番号	秋田市	受付年月日	年 月 日
工事場所	秋田市		
申込書	新設・改造・取出し・臨時・その他 撤去・水洗化		
竣工年月日	年 月 日	検査希望日	年 月 日
主任技術者	No		

本舗装施工者	本舗装年月日	年 月 日
--------	--------	-------

検査事項	合否	検査事項	合否
給水装置工事社内検査報告書等は適切か		メーターの動作は正常か	
構造・材質に適合した適切な施工方法がとられているか		メーター上流は基準どおりか	
全ての給水用具はメーターを経由し吐水量は適切か		竣工図面と給水器具の位置(数)及び写真は整合するか	
給水管及び給水用具は性能基準適合品であるか		給水器具の設置状況は適切か(木技栓の逆取付け、排水不良等)	
耐圧試験で漏水及び水圧低下等の異常が無い		せん孔・撤去等における道路復旧、後片付けは完全か	
止水栓(バルブ)及びメーターの設置状況は竣工図面と整合しているか			

給水栓水圧	AM	PM	時	分	MPa	残留塩素濃度	mg/l
検査年月日	年 月 日	立会人					
検査結果	合格	不合格					
検査員	特記事項						

検査の結果、合格□ 不合格(再検査) □とします。

年 月 日

課長	参事	係長	係

様式第 19 号

(旧)

様式第 19 号

給水装置工事（現地・書類）検査申込書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者

代 表 者

次のとおり竣工したので関係書類を添えて検査を申込みます。

受付番号	秋田市	受付年月日	年 月 日
工事場所	秋田市		
申込書	新設・改造・取出し・臨時・その他 撤去・水洗化		
竣工年月日	年 月 日	検査希望日	年 月 日
主任技術者	No		

本舗装施工者	本舗装年月日	年 月 日
--------	--------	-------

検査事項	合否	検査事項	合否
給水装置工事社内検査報告書等は適切か		メーターの動作は正常か	
構造・材質に適合した適切な施工方法がとられているか		メーター上流は基準どおりか	
全ての給水用具はメーターを経由し吐水量は適切か		竣工図面と給水器具の位置(数)及び写真は整合するか	
給水管及び給水用具は性能基準適合品であるか		給水器具の設置状況は適切か(木技栓の逆取付け、排水不良等)	
耐圧試験で漏水及び水圧低下等の異常が無い		せん孔・撤去等における道路復旧、後片付けは完全か	
止水栓(バルブ)及びメーターの設置状況は竣工図面と整合しているか			

給水栓水圧	AM	PM	時	分	MPa	残留塩素濃度	mg/l
検査年月日	年 月 日	立会人					
検査結果	合格	不合格					
検査員	特記事項						

検査の結果不合格のため再検査とします。

年 月 日

課長	参事	係長	係

様式第 20 号

(旧)

様式第 20 号

給水装置工事一部検査申込書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者

代 表 者

次のとおり竣工したので関係書類を添えて検査を申込みます。

受付番号	秋田市	受付年月日	年 月 日
工事場所	秋田市		
申込書	新設・改造・取出し・臨時・その他 撤去・水洗化		
竣工年月日	年 月 日	検査希望日	年 月 日
主任技術者	No		

本舗装施工者	本舗装年月日	年 月 日
--------	--------	-------

検査事項	合否	検査事項	合否
給水装置工事社内検査報告書等は適切か		メーターの動作は正常か	
構造・材質に適合した適切な施工方法がとられているか		メーター上流は基準どおりか	
全ての給水用具はメーターを経由し吐水量は適切か		竣工図面と給水器具の位置(数)及び写真は整合するか	
給水管及び給水用具は性能基準適合品であるか		給水器具の設置状況は適切か(木技栓の逆取付け、排水不良等)	
耐圧試験で漏水及び水圧低下等の異常が無い		せん孔・撤去等における道路復旧、後片付けは完全か	
止水栓(バルブ)及びメーターの設置状況は竣工図面と整合しているか			

給水栓水圧	AM	PM	時	分	MPa	残留塩素濃度	mg/l
検査年月日	年 月 日	立会人					
検査結果	合格	不合格					
検査員	特記事項						

検査の結果不合格のため再検査とします。

年 月 日

課長	参事	係長	係

様式第 24 号

(新) 様式第 24 号

受付年月日	年 月 日	課 長	参 事	係 長	担 当 者
届出人氏名					

給水装置（施設）所有者変更届

住所コード	
給水装置(施設)場所 秋田市	
水検番号	シリアル番号
変 更 事 由	
☐ 土地または建物の売買 ☐ 相続（旧所有者との関係） ☐ その他（ ）	☐ 売買契約書の写し ☐ 土地・家屋登記簿謄本等の写し ☐ 法人登記簿謄本等の写し ☐ 確認できる書類の写し（ ）
この度、上記給水装置（施設）場所において、給水装置（施設）の所有者が変更になりましたので、秋田市水道事業給水条例第 21 条第 2 項第 1 号の規定によりお届けします。	
年 月 日	
(宛先) 秋田市上下水道事業管理者	
所有者 住 所	収受印
フリガナ 氏 名	
電話番号 ()	
<ご注意> 1. 本届出に關し、後日利害関係人からの異議の申し出があつても、当局はその責任を負いません。 2. 新所有者が秋田市以外に居住している場合には、代理人選定届（様式第 23 号）の添付が必要になります。 3. 確認できる書類とは、売買契約書、土地・家屋登記簿謄本等、法人登記簿謄本等のほか、貸借契約書等の写しである。	

様式第 31 号

(新) せん孔技能者認定申込書

様式第 31 号

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道局給排水課長

申込者 住 所
氏 名

下記により、せん孔技能者認定の立会い、確認を申込みます。
 下記せん孔箇所を技能者認定の立会い、確認場所として提供し、また、作業の責任を負うものとします。

指定工事業者 住 所
氏 名

申込者氏名	生 年 月 日	
連絡先	配管技能者修了証書番号	
所属指定工事業者		
立会い有資格者氏名	資格者番号	
給水装置工事受付番号	立会日時（予定）	
立会い場所		
備 考		

せん孔技能者認定確認報告書

年 月 日

下記により、せん孔業務の技能について確認したので報告します。

確認年月日	年 月 日	認定 可・否	可 ・ 否
検 査 員			

また、技能を有していると認定された場合、別紙「せん孔技能者認定証」を発行してよろしいか伺います。

収受印

様式第 24 号

(旧) 様式第 24 号

受付年月日	年 月 日	課 長	参 事	係 長	担 当 者
届出人氏名					

給水装置（施設）所有者変更届

住所コード		
給水装置(施設)場所 秋田市		
お客様番号	シリアル番号	
旧所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	()
変 更 事 由		
☐ 土地または建物の売買 ☐ 相続（旧所有者との関係） ☐ その他（ ）	☐ 売買契約書の写し ☐ 土地・家屋登記簿謄本等の写し ☐ 法人登記簿謄本等の写し ☐ 確認できる書類の写し（ ）	
上記の給水装置（施設）の所有者が変更になりましたので、秋田市水道事業給水条例第 21 条第 2 項第 1 号の規定によりお届けします。		
年 月 日		
(宛先) 秋田市上下水道事業管理者		
新所有者 住 所	収受印	
フリガナ 氏 名		
電話番号 ()		
<ご注意> 1. 本届出に關し、後日利害関係人からの異議の申し出があつても、当局はその責任を負いません。 2. 新所有者が秋田市以外に居住している場合には、代理人選定届（様式第 23 号）の添付が必要になります。		

様式第 31 号

(旧) せん孔技能者認定申込書

様式第 31 号

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道局給排水課長

申込者 住 所
氏 名

下記により、せん孔技能者認定の立会い、確認を申込みます。
 下記せん孔箇所を技能者認定の立会い、確認場所として提供し、また、作業の責任を負うものとします。

指定工事業者 住 所
氏 名

申込者氏名	生 年 月 日	
連絡先	配管技能者修了証書番号	
所属指定工事業者		
立会い有資格者氏名	資格者番号	
給水装置工事受付番号	立会日時（予定）	
立会い場所		
備 考		

せん孔技能者認定確認報告書

年 月 日

下記により、せん孔業務の技能について確認したので報告します。

確認年月日	年 月 日	認定 可・否	可 ・ 否
検 査 員			

また、技能を有していると認定された場合、別紙「せん孔業務認定証書」を発行してよろしいか伺います。

収受印

様式第 32 号

(新)

様式第 32 号

受付印

探 知 依 頼 書

(宛先) 給排水課長

年 月 日

依 頼 者 指定工事業者
代 表 者

下記の撤去管等について、探知を依頼します。

受 付 番 号		依 頼 年 月 日	年 月 日
申 込 者			
調 査 場 所	秋田市		
調 査 物 件	本 管 管 種 口 径 分岐箇所 分水栓・チーズ・その他 () 取 出 管 管 種 口 径		
依 頼 理 由			

※ 添付書類 配管図、給水台帳、位置図、設計図

注意事項 1. 探知を行う対象は給水装置工事が申込みであること。
2. 3 日前までに提出し検査係と協議すること。
3. 調査に必要な準備は依頼者が行うこと。

探知結果・処理状況

様式第 33 号

(新)

様式第 33 号

受付番号	
------	--

課 長	参 事	係 長	担当者

直結式給水事前協議申請書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

(事前協議申請者)

住 所
氏 名
TEL

下記の建築物を直結式給水にしたいので事前協議を申請します。

給 水 装 置 申 込 者	住 所 氏 名	TEL
施 工 場 所	秋田市	
建 築 物 概 要	給水装置の種類	☐ 新 設 ☐ 撤去新設 ☐ 改 造
	建築物の種類	☐ 新 設 ☐ 既 設
	建築物の構造	☐ 木造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☒ 鉄骨造
	建築物の階数	階建て 建築物の高さ m
	最上階の立上り高さ	m 給 水 階 高 階
	用 途	☐ 専用住宅 ☐ 共同住宅 ☐ その他()
	規 模	住宅用: 戸 × 棟 非住宅用: 戸・延床面積 m ²
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
添 付 図 面	① 案内図 ② 配管図 ③ 建築物図面	
備 考		

※ 最上階の立上り高さとは、道路面から最上階の給水栓の高さをいう。
※ 必要事項を記載のうえ、関係図面を添えて申請すること。

様式第 32 号

(旧)

様式第 32 号

受付印

探 知 依 頼 書

(宛先) 給排水課長

年 月 日

依 頼 者 指定工事業者
代 表 者

下記の撤去管について、探知を依頼します。

受 付 番 号		依 頼 年 月 日	年 月 日
申 込 者			
調 査 場 所	秋田市		
調 査 物 件	本 管 管 種 口 径 分岐箇所 分水栓・チーズ・その他 () 取 出 管 管 種 口 径		
依 頼 理 由			

※ 添付書類 配管図、給水台帳、位置図、設計図

注意事項 1. 3 日前までに提出し審査検査係と協議すること。
2. 調査に必要な準備は依頼者が行うこと。
3. 撤去後速やかに完成写真を提出すること。

探知結果・処理状況

様式第 33 号

(旧)

様式第 33 号

受付番号	
------	--

課 長	参 事	係 長	担当者

直結式給水事前協議申請書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

(事前協議申請者)

住 所
氏 名
TEL

下記の建築物を直結式給水にしたいので事前協議を申請します。

給 水 装 置 申 込 者	住 所 氏 名	TEL
施 工 場 所	秋田市	
建 築 物 概 要	給水装置の種類	☐ 新 設 ☐ 撤去新設 ☐ 改 造
	建築物の種類	☐ 新 設 ☐ 既 設
	建築物の構造	☐ 木 造 ☐ 鉄筋コンクリート造
	建築物の階数	階建て 建築物の高さ m
	最上階の立上り高さ	m 給 水 階 高 階
	用 途	☐ 専用住宅 ☐ 共同住宅 ☐ その他()
	規 模	住宅用: 戸 × 棟 非住宅用: 戸・延床面積 m ²
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
添 付 図 面	① 案内図 ② 配管図 ③ 建築物図面	
備 考		

※ 最上階の立上り高さとは、道路面から最上階の給水栓の高さをいう。
※ 必要事項を記載のうえ、関係図面を添えて申請すること。

様式第 34 号

(新) 直結式給水事前協議回答書

様式第 34 号

〇〇給排第〇〇〇〇号
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(事前協議申請者)

様

秋田市上下水道事業管理者
(公印省略)

直結式給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結式給水について調査した結果、直結式給水は可能です。(ただし書きがある場合は、任意記入)

記

建築物の概要

受付番号		建築物	階建て (戸)
給水装置 申込者	住 所		
	氏 名		
施工場所	秋田市		

秋田市上下水道局 給排水課 審査係
Tel 018-823-8432

様式第 34 号

(旧) 直結式給水事前協議回答書

様式第 34 号

給排 第 号
年 月 日

(事前協議申請者)

様

秋田市上下水道事業管理者

直結給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結式給水について調査した結果、直結式給水は可能です。

記

建築物の概要

受付番号		建築物	階建て (戸)
給水装置 申込者	住 所		
	氏 名		
施工場所	秋田市		

秋田市上下水道局 給排水課 審査係
Tel 018-823-8432

様式第 35 号

(新) 直結式給水事前協議回答書

様式第 35 号

〇〇給排第〇〇〇〇号
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(事前協議申請者)

様

秋田市上下水道事業管理者
(公印省略)

直結式給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結式給水について調査した結果、直結式給水は困難です。したがって、給水方式は、受水槽式給水となります。(ただし書きがある場合は、任意記入)

記

建築物の概要

受付番号		建築物	階建て (戸)
給水装置 申込者	住 所		
	氏 名		
施工場所	秋田市		

秋田市上下水道局 給排水課 審査係
Tel 018-823-8432

様式第 35 号

(旧) 直結式給水事前協議回答書

様式第 35 号

給排 第 号
年 月 日

(事前協議申請者)

様

秋田市上下水道事業管理者

直結給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結式給水について調査した結果、直結式給水は困難です。したがって、給水方式は、受水槽式給水となります。

記

建築物の概要

受付番号		建築物	階建て (戸)
給水装置 申込者	住 所		
	氏 名		
施工場所	秋田市		

秋田市上下水道局 給排水課 審査係
Tel 018-823-8432

様式第 40 号

(新) 直結増圧式給水事前協議回答書

様式第 40 号

〇〇給排第〇〇〇〇号
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(事前協議申請者) 様

秋田市上下水道事業管理者
(公印省略)

直結増圧式給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結増圧式給水について調査した結果、直結増圧式給水は可能です。(ただし書きがある場合は、任意記入)

記

建築物の概要

受付番号		建築物	階建て（戸）
給水装置 申込者	住所		
	氏名		
施工場所	秋田市		

秋田市上下水道局 給排水課 審査係
Tel 018-823-8432

様式第 40 号

(旧) 直結増圧式給水事前協議回答書

様式第 40 号

給排 第 号
年 月 日

(事前協議申請者) 様

秋田市上下水道事業管理者

直結給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結増圧式給水について調査した結果、直結増圧式給水は可能です。

記

建築物の概要

受付番号		建築物	階建て (戸)
給水装置 申込者	住所		
	氏名		
施工場所	秋田市		

秋田市上下水道局 給排水課 審査係
Tel 018-823-8432

様式第 41 号

(新) 直結増圧式給水事前協議回答書

様式第 41 号

〇〇給排第〇〇〇〇号
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(事前協議申請者) 様

秋田市上下水道事業管理者
(公印省略)

直結増圧式給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結増圧式給水について調査した結果、直結増圧式給水は困難です。したがって、給水方式は、受水槽式給水となります。(理由は)

記

建築物の概要

受付番号		建築物	階建て (戸)
給水装置 申込者	住所		
	氏名		
施工場所	秋田市		

秋田市上下水道局 給排水課 審査係
Tel 018-823-8432

様式第 41 号

(旧) 直結増圧式給水事前協議回答書

様式第 41 号

給排 第 号
年 月 日

(事前協議申請者) 様

秋田市上下水道事業管理者

直結給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結増圧式給水について調査した結果、直結増圧式給水は困難です。したがって、給水方式は、受水槽式給水となります。(理由は)

記

建築物の概要

受付番号		建築物	階建て (戸)
給水装置 申込者	住所		
	氏名		
施工場所	秋田市		

秋田市上下水道局 給排水課 審査係
Tel 018-823-8432

様式第 46 号

(新)
貯水槽式給水設備（**飲用・飲用外**）の設置届

様式第 46 号

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

住 所
届出者
氏 名

建物の所在地	
建物の名称	
給水申込者	住所 氏名 TEL
指定工事業者	住所 氏名 TEL
管 理 人	住所 氏名 TEL
有効容量	低置タンク m3 高置タンク m3
設置場所	1. 内 部 2. 外 部 イ. 地上式 ロ. 地下式 ハ. 地階式（地下室に独立してある分）
建物の規模	階 戸 使用人数 人 使用形態
メーター	親メーター ■■ 各戸メーター ■■ 個
特記事項	

様式第 47 号

(新)
貯水槽式給水設備（**飲用・飲用外**）の変更届

様式第 47 号

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

住 所
届出者
氏 名

建物の所在地	
建物の名称	
給水申込者	住所 氏名 TEL
指定工事業者	住所 氏名 TEL
管 理 人	住所 氏名 TEL
有効容量	以下の欄は変更箇所のみ記入すること 低置タンク m3 高置タンク m3
設置場所	1. 内 部 2. 外 部 イ. 地上式 ロ. 地下式 ハ. 地階式（地下室に独立してある分）
建物の規模	階 戸 使用人数 人 使用形態
メーター	親メーター ■■ 各戸メーター ■■ 個
保守点検管理会社	変更後の管理会社名 TEL
特記事項	

様式第 46 号

(旧)
貯水槽式給水設備の設置届

様式第 46 号

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

住 所
届出者
氏 名

建物の所在地	
建物の名称	
給水申込者	住所 氏名 TEL
指定工事業者	住所 氏名 TEL
管 理 人	住所 氏名 TEL
有効容量	低置タンク m3 高置タンク m3
設置場所	1. 内 部 2. 外 部 イ. 地上式 ロ. 地下式 ハ. 地階式（地下室に独立してある分）
建物の規模	階 戸 使用人数 人 使用形態
メーター	親メーター ■■ 各戸メーター ■■ 個
特記事項	

様式第 47 号

(旧)
貯水槽式給水設備の変更届

様式第 47 号

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

住 所
届出者
氏 名

建物の所在地	
建物の名称	
給水申込者	住所 氏名 TEL
指定工事業者	住所 氏名 TEL
管 理 人	住所 氏名 TEL
有効容量	以下の欄は変更箇所のみ記入すること 低置タンク m3 高置タンク m3
設置場所	1. 内 部 2. 外 部 イ. 地上式 ロ. 地下式 ハ. 地階式（地下室に独立してある分）
建物の規模	階 戸 使用人数 人 使用形態
メーター	親メーター ■■ 各戸メーター ■■ 個
保守点検管理会社	変更後の管理会社名 TEL
特記事項	

様式第 48 号

(新)		様式第 48 号
貯水槽式給水設備 (飲用・飲用外) の廃止届		
年 月 日		
(宛先) 秋田市上下水道事業管理者		
住 所 届出者 氏 名		
水 検 番 号		
建物の所在地		
建物の名称		
給 水 申 込 者	住所 氏名 TEL	
指定工事業者	住所 氏名 TEL	
管 理 人	住所 氏名 TEL	
特 記 事 項		

様式第 54 号

(新)		様式第 54 号
<給排水工事情報カード>		
給水装置工事 (月 日 申請済み・月 日 申請予定)		
排水設備工事 (月 日 申請済み・月 日 申請予定) (申請確認 / 済)		
給水工事種別 (新設・改造・水 洗 化・その他()) 検測水栓番号()		
排水工事種別 (新設・改造・浄化槽切替・その他()) 現地地下管種別 (合流・分流)		
給水装置工事・排水設備工事 (申請しない理由:)		
加入金の有無 【 有 (現地・他からの移設)・無 】		
申請時の状況 【設置メーター数 個】 【共用メーター 有・無】 【井戸水等 有・無】		
完成後の予定 【設置メーター数 個】 【共用メーター 有・無】 【井戸水等 有・無】		
<局使用欄> ☐ 下水道使用届・使用水変更届 (必要・不要) 提出月日 受取 /		
<審査担当> 現地権利記載欄 (メーター取替すること/メーターそのままだと) メーター出庫		
申請時下水状況 (未 試 験・試 験 済・新 規) 確認日 mm 割		
使用水区分 (水 道 水・井戸水等・併用()) 主観 確認 月 日		
同時検査状況 (単独申請・同時検査・別検査(理由:))		
<検査担当> 上水 (有・無 ; 設置メーター数 計 個) → 接続有 個		
共用メーター (有・無 ; 使用箇所 個) → 接続状況 (有・無)		
井戸水等 (有・無 ; 使用箇所) → 接続状況 (有・無)		
接続確認プレート設置 (済・未)		
竣 工 時		
下水コード		
水栓 No. (未試験・試験済) 確認月日		
水栓 No. (未試験・試験済)		
水栓 No. (未試験・試験済) / / /		

様式第 48 号

(旧)		様式第 48 号
貯水槽式給水設備の廃止届		
年 月 日		
(宛先) 秋田市上下水道事業管理者		
住 所 届出者 氏 名		
水 検 番 号		
建物の所在地		
建物の名称		
給 水 申 込 者	住所 氏名 TEL	
指定工事業者	住所 氏名 TEL	
管 理 人	住所 氏名 TEL	
特 記 事 項		

様式第 54 号

(旧)		様式第 54 号
<給排水工事情報カード>		
月 日 給水装置・排水設備 工事の申込みにあたり 合流・分流 新設・改造・水洗化・その他()		
☐ 給水装置工事 ☐ 月 日に申請済み (申請確認 / 済)		
は ☐ 月 日に申請予定		
☐ 排水設備工事 ☐ 申請しない (理由:)		
■加入金の有無 【 有 (現地・他からの移設)・無 】		
■申請時の状況 【設置メーター数 個】 【共用メーター 有・無】 【井戸水等 有・無】		台帳確認
■完成後の予定 【設置メーター数 個】 【共用メーター 有・無】 【井戸水等 有・無】		
<局使用欄> ☐ 下水道使用届・使用水変更届 (必要・不要) 提出月日 受取 /		
<審査担当> 申請時下水状況 (未試験・試験済・新規) 確認月日 / 水栓 No.		
(使用水区分) 水道水 井戸水等 併用 ()		
■同時検査状況 単独申請・同時検査・別検査(理由:)		
<検査担当> 上水 (有・無 ; 設置メーター数 計 個) → 接続有 個		
共用メーター (有・無 ; 使用箇所 個) → 接続状況 (有・無)		
井戸水等 (有・無 ; 使用箇所) → 接続状況 (有・無)		
接続確認プレート設置 (済・未)		
竣 工 時		
下水コード		
水栓 No. (未試験・試験済) 確認月日		
水栓 No. (未試験・試験済)		
水栓 No. (未試験・試験済) / / /		

様式第 60 号

(新)

様式第60号

受付番号	〇〇〇〇 — 〇〇〇	出庫要件	検査・工事一檢・せん孔十一檢 (新規・同径・増径・減径)出庫
新規附番	永粒番号()		

水道メーター取付および使用開始届

(宛先) 秋田市上下水道事業管理署
秋田市水道事業給水委託および秋田市水道事業給水受領施行規程が給水契約の内容となることに留意し提出します。

1. 秋田	工事種別	使用状況	口径変更	開栓方法
5. 河辺	新規 改造 (同径・増径・減径)	工事使用	完成使用	新規開栓 開 栓
7. 雄和	改造 (新規) 臨 時	完成休止	完成休止	再開 栓

届出年月日

年 月 日 (取付年月日)

年 月 日

給水装置場所

住所

番 号

(フリガナ)

方 番

(フリガナ)

自 宅 電 話

勤務先電話

使用書氏名

その他電話

住 所

番 号

(フリガナ)

方 番

(フリガナ)

自 宅 電 話

勤務先電話

氏 名

その他電話

住 所

番 号

(フリガナ)

方 番

(フリガナ)

自 宅 電 話

勤務先電話

氏 名

その他電話

指定工事業者

会 社 名

電 話 番 号

担当 者 名

携帯電話番号

給水装置場所			
水 栓 番 号		枝	
地区	台帳	一連	
		メーター口径	mm
		メーター名称	換年

備考

／

／

様式第 62 号

(新)

様式第62号

材料基準適合確認書

(設計・変更・竣工)

(宛先)秋田市上下水道事業管理者

工事現場 :
申込番号 :

〇配水管分岐のメーター主材(指定材料)
材料名 メーカー名 口径 型式 認証機関・番号 確認方法 備考

〇メーター下流(以下に記載したものを除く)
材料名 メーカー名 口径 型式 認証機関・番号 確認方法 備考

※メーター下流については設計、変更時、使用材料の記載不要。
ただし、メーター下流の表一行目に「メーター下流の使用材料については、性能基準適合品を使用」と記入すること。
※竣工時は全ての使用材料を記入すること。

※自己認証については、基準者々に定める性能基準を満たすことを示す試験証明書と、製品品質の安定性を示す証明書(QSICR1000)シリーズの規格への適合証明書等)を添付すること。

受付番号

年 月 日

指定工事業者名

上記のとおり報告します。

主任技術者

様式第 60 号

（旧）

様式第60号

受付番号

水栓番号

新規附番

出庫案件

検査・工事一栓・せん孔十一栓

新規出庫・増減引出庫

水道メーター取付および使用開始届

〔宛先〕秋田市上下水道事業管理署
秋田市水道事業給水条例および秋田市水道事業給水条例施行規程が給水契約の内容となることに留意し提出します。

1. 秋田
市
7. 緑松

工 事 種 別

使用状況

口径変更

取付方法

新設 改造(増・同・減 径)

工事使用 完成使用

⇨

m/φ

m/φ

新規開栓 開 栓
再 開 栓

改造(新規) 臨 時

完成休止

届出年月日

年 月 日

使用開始年月日
(取付年月日)

年 月 日

住 所

番 号

給水
装置
場所

(フリガナ)
方 番

(フリガナ)

使用者氏名

自 宅 電 話
勤務先電話
その他電話

住 所

番 号

所
有
者

(フリガナ)
方 番

(フリガナ)

氏 名

自 宅 電 話
勤務先電話
その他電話

送
付
支
払
先

(フリガナ)
方 番

(フリガナ)

氏 名

自 宅 電 話
勤務先電話
その他電話

指定工事業者

会 社 名
担 当 者 名

電 話 番 号
携帯電話番号

給水装置場所

水栓番号

検

メーター
口径

メーター
番号

mm

メーター
名称

検年

取付
指針

mm

地区

台帳

一連

備考

/

/

様式第 62 号

（旧）

様式第62号

材料基準適合確認書

（設計・変更・竣工）

〔宛先〕秋田市上下水道事業管理署

工事場所

申込者名

○配水管分岐からメーターまで(指定材料)

1/1 枚目

材料名

メーカー名

口径

型 式

認証機関・番号

確認方法

備考

○メーター下流(上に記載したものを除く)

材料名

メーカー名

口径

型 式

認証機関・番号

確認方法

備考

※自己調製品については、基準法令に定める性能基準を満たすことを示す試験証明書と、製品品質の安定性を示す証明書(ISO9000シリーズの規格への適合証明書等)を添付すること。

受付番号

年 月 日

指定工事業者名

上記のとおり報告します。

主任技術者

様式第 76 号

(新)

様式第 76 号

受水槽式給水施設調査表

〇〇 年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者
代 表 者

受水槽式給水施設を直結式・直結増圧式給水として使用したいので、調査結果を報告します。

施 設 場 所	秋田市
申 込 者	

	調 査 項 目	結 果
1	使用材料は法令に適合しているか。	
2	耐圧試験結果に異常は無いか。(現地水圧)	
3	水質試験結果に異常は無いか。(味・臭気・色度・濁度)	
4	凍結防止対策(水抜き栓の機能等)は良好か。	
5	メーター口径に対して適切な検数か。	
特記事項		

調 査 日 年 月 日

主任技術者

第 26 章 関係法令

別紙のとおり

様式第 76 号

(旧)

様式第 76 号

受水槽式給水施設調査表

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者
代 表 者

受水槽式給水施設を直結式給水として使用したいので、調査結果を報告します。

施 設 場 所	秋田市
申 込 者	

	調 査 項 目	結 果
1	使用材料は法令に適合しているか。	
2	耐圧試験結果に異常は無いか。(現地水圧)	
3	水質試験結果に異常は無いか。(味・臭気・色度・濁度)	
4	凍結防止対策(水抜き栓の機能等)は良好か。	
特記事項		

年 月 日

主任技術者

第 26 章 関係法令

別紙のとおり